



鹿児島県史料集 (V)

薩摩国山田文書

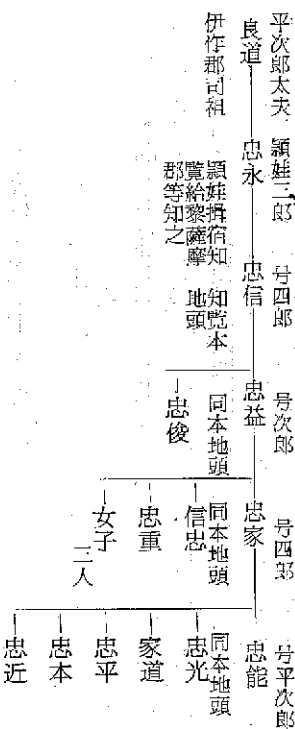
鹿児島県史料刊行会

月	日	号		月	日	号			
12.	4	1	解款	7.	7	42	14 ^P 上14解款		
12.	7	3	"	7.	9	42	14 ^P 下19解款		
12.	11	5	"						
12.	14	9	"						
12.	18	11	"						
12.	21	17	"						
40 ^年 1.	11	23	諸々						
1.	18	26	解款						
1.	22	31	"						
1.	25	32	本文6組						
1.	29	"	8 ^P 上23解						
2.	2	35	解款						
2.	5	36	諸々						
2.	8	36	解款						
40 ^年 4.	9	52	花甲分						
4.	14	1	解款						
4.	16	4	"						
4.	21	5	"						
4.	23	8	"						
4.	28	11	"						
4.	30	17	"						
5.	7	23	"						
5.	12	28	"						
5.	14	32	諸々						
5.	19	32	和歌						
5.	21	36	解款						
5.	26	36	解款						
5.	28	42	2 ^部 18解						
6.	2	42	諸々						
6.	4	42	13 ^P 下21解						
6.	9	42	15 ^P 上23解						
6.	11	42	16 ^P 下18解						
6.	16	42	17 ^P 下18解						
6.	18	42	18 ^P 下18解						
6.	22	42	19 ^P 下18解						
6.	29	42	12 ^P 下18解						
7.	2	42	13 ^P 下18解						

知覧院の中世史料

五味 克夫

知覧院の中世史料はその数が極めて乏しい。史実の記載に定評のある鹿児島県史もその第一巻、第二章、「庄園の推移」の中で、知覧院の記述は僅か一頁余に止つてゐる。その記述の典拠史料は註によれば攝宿朗郎氏所蔵系図と旧記雜録前編卷一四、知覧町役場所蔵文書の二つである。前者は現在、宮崎県東諸県郡高岡町指宿えい氏所蔵、「指宿文書」の中にあり、薩隅平氏(阿多平氏・伊作平氏ともよぶ)の系譜、並びに一族関係をする上の重要史料であり、信憑性も高い。郡山良光氏編「薩摩国伊作莊史料」(九州莊園史料叢書五)附録二、関係郡司下司系図に載録されている。その関係部分をあげれば次の如くである。



後者は元亨四年の長文の和与状で、平姓知覧院郡司と惟宗姓同院地頭(島津氏庶家)間の所領、所職をめぐる相論に、一応各々の支配領域を協議制定することによつて終止符をうつたものであり、その全文は九州史料叢書の『薩藩旧記雜録前編』や、最近刊行された『知覧郷土誌』(旧版のものにも収載されている)に収録されており、前述の如く県史の記述の大半はこの和与状の説明となつてゐる。(この文書は原本ではなくその写本が後の知覧院領主佐多氏のもとに伝えられたのである。)しかしその内容に若干の誤りのあることにきづき、疑義を唱えられたのは知

覧中学校の江平望氏であつた。江平氏は県史記載の知覧院地頭忠道は忠直の誤りであることを指摘、その他二、三の興味ある考察を発表された。(「古文書から見た知覧院」知覧町図書館協会報九号、「鎌倉・室町時代の知覧の歴史」知覧中学記念文集弁天丘一二号)史料の誤解については承服したい点もあるが、その指摘と着想が筆者をして、この史料紹介を行わせる動機となつた。即ち江平氏よりの示教をえて以来、知覧院関係史料の発見と再検討に意を用いることとなつた。ところが、さきに熊本県史編纂室花岡輝氏から鹿児島県関係史料であるとして写真の借覧を許された大石真麻呂輯『靈鑑雜識』所収「野溝家文書」には後掲の二通の知覧院関係史料が載録されてゐることをしつたのである。野溝家文書は合せて八点、掲載順にみれば、(一)年未詳八月廿七日、野溝新三郎宛(細川)高国感状、(二)同七月廿日、同、(三)建武三年二月廿五日、飯尾隼人祐吉連着到状、(四)同年三月四日、同、(五)同年六月日、同軍忠状、(六)同年六月日、知覧久直軍忠状、(七)同三年五月廿日、飯尾吉連代沙弥心藏軍忠状、(八)元亨二年十一月十日、某袖判下知状であり、末尾に次の記載がある、「右野溝家旧記以下八篇、豊後国竹田領下石(オロシ)勘助伝来古文書也、予時文政六年正月得之、轟広淵之手謄写之畢、真麻呂」これによつて野溝家文書伝来の出緒は明らかであるが、その構成については必ずしも明らかではない。(一)は明らかに野溝家相伝文書であるが、(二)(四)(七)は飯尾隼人祐吉連文書、(三)(六)が知覧氏関係文書でその相互関係は今直ちに明らかにしえない。掲げて後考を期したい。

さて知覧院関係史料として野溝家文書より二通(史料一・二)、既刊史料ではあるが鹿児島県大学図書館蔵玉里文庫本「古文書写」所収新田宮親樹院文書一通(抄)(史料三)大日本史料六ノ一九所収、薩藩旧記前集、谷山右近所蔵文書一通(抄)を掲載し、今後の中世知覧院、並びに知覧氏の研究資料として提供することとした。史料一は元亨四年の和与状に先立つこと二年の守護島津貞久の下知状で併せて知覧院の内情を知るに足るべく、史料四は文和四年項の知覧氏の族結合の状況を知りうるであらう。一方知覧院地頭の系図は知覧町郷土誌その他に収録するところによれば、忠宗―頼忠(式部又三郎)―忠直(式部又三郎)―久直とあり、

これは信憑性のあるものと考えられる。元亨四年の史料にみえる郡司忠世（系図忠光の子が忠答、忠世はその子）と争っている忠直とはこの式部又三郎忠直であろうし、文保元年の御家人交名（史料三）に知覧郡、大隅式部又三郎とあるのも同じく忠直であろう。そして建武三年六月の五郎久直の軍忠状（史料二）とあるのは、忠直の子知覧久直で知覧院地頭職を相伝したのである。江平氏はじめ同学の士の御検討を期待したい。

一 守護島津貞久下知状

（島津貞久）
（花押）

薩摩国智覧院永山百姓次郎貫首宗弘申、下人権別当入道、同妻女一類拾余人由事、並同村師次郎吉守下人襲殺妙女事、河辺佐藤入道背向度召文之間、給黎三郎為使節、尋問難決実否之處、如請文者、不及是非散状云々、所詮無拠于催促之間、於權別当入道、同妻女一類拾余人者、可付沙汰宗弘、次吉守下人襲殺妙女事、為同前之上者、可令召渡吉守方也、仍下知如件、

元亨二年十一月十日

二 知覧久直軍忠状

五郎久直謹言上

忠預御注進浴恩賞子細事

去五月六日於大隅国肝付郡加世田城大手木戸合戦之間、拙種々軍忠畢、此等次第且同所合戦之間、島津下野六郎・大隅左京進入道見知畢、其後道御催促、同廿三日相向後登之手、野崎合戦之時、迫落敵軍、敵畢、仍島津下野六郎所令見知也、然早預御注進、浴恩賞、為施弓箭之面目、恐々言上如件、

建武三年六月日

（島津貞久）
承了（花押）

三 薩摩国地頭御家人交名注文案

薩摩国地頭御家人交名注文

（前略）

知覧郡

地頭大隅式部又三郎 郡司入道 同庶太郎 木村入道 深見入道

（後略）

四 恩賞所望輩交名注文案

御感綸旨所望輩

（前略）

一属智覧忠元手一族以下輩

智覧長門介泰清 木佐木三郎左衛門入道善阿 同新左衛門尉忠光 同

三郎兵衛尉忠貞 浮島四郎左衛門尉忠資 同三郎左衛門尉忠息 同彈

正正忠国 同御房丸 親父討死 青木六郎左衛門尉忠藤 厚地二郎入道

嚴覚 深見弥二郎入道行慶 蒲生藤内左衛門重直 同木工允清房 那古

屋三郎左衛門尉貞遠 平田九郎忠弘跡討死 河崎兵衛太郎貞氏跡討死

同大炊左衛門尉忠宗 石塚宮内左衛門尉胤氏 深見彦四郎入道行妙

生馬孫三郎家実 堀又二郎入道道金 久富五郎兵衛尉清貞 富田兵部

丞盛信 加藤宮内丞景実 田中八郎入道道意 同子息九郎忠行討死

同橋左衛門尉行純 同兵庫允忠純 藤崎掃部助入道覚性 同孫六忠平

蒲生兵部房祐清 同八郎三郎清長 同左衛門五郎忠清跡討死 光富石

増丸 青木孫十郎忠政 那古屋左衛門三郎兼行 田中平五郎支秀討死

一智覧山羽入道覚善、去年夏比死去畢、然覚善之跡出河辺郡三分二並本

領智覧院半分者、讓与嫡子讃岐忠元了、相殘分河辺三分智覧半分者、

讓与女子平氏女字畢、随与令扶持一族以上軍勢致忠節候、仍御感綸

旨所望仕候、充彼女子無相違之様可有申沙汰候、

（中略）

林道吉日

鹿児島県史料集 (V)

薩摩国 山田文書

五 郡

味 山

克 良

夫 光

編 共

鴻津武敏法五郎入道
 依世と雖も事目
 九月十六日
 自二省御板
 元弘三年八月廿四日
 進上御奉件

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、
 一百一、
 一百二、
 一百三、
 一百四、
 一百五、
 一百六、
 一百七、
 一百八、
 一百九、
 二百、
 二百一、
 二百二、
 二百三、
 二百四、
 二百五、
 二百六、
 二百七、
 二百八、
 二百九、
 三百、
 三百一、
 三百二、
 三百三、
 三百四、
 三百五、
 三百六、
 三百七、
 三百八、
 三百九、
 四百、
 四百一、
 四百二、
 四百三、
 四百四、
 四百五、
 四百六、
 四百七、
 四百八、
 四百九、
 五百、
 五百一、
 五百二、
 五百三、
 五百四、
 五百五、
 五百六、
 五百七、
 五百八、
 五百九、
 六百、
 六百一、
 六百二、
 六百三、
 六百四、
 六百五、
 六百六、
 六百七、
 六百八、
 六百九、
 七百、
 七百一、
 七百二、
 七百三、
 七百四、
 七百五、
 七百六、
 七百七、
 七百八、
 七百九、
 八百、
 八百一、
 八百二、
 八百三、
 八百四、
 八百五、
 八百六、
 八百七、
 八百八、
 八百九、
 九百、
 九百一、
 九百二、
 九百三、
 九百四、
 九百五、
 九百六、
 九百七、
 九百八、
 九百九、
 一千、
 一千一、
 一千二、
 一千三、
 一千四、
 一千五、
 一千六、
 一千七、
 一千八、
 一千九、
 二千、
 二千一、
 二千二、
 二千三、
 二千四、
 二千五、
 二千六、
 二千七、
 二千八、
 二千九、
 三千、
 三千一、
 三千二、
 三千三、
 三千四、
 三千五、
 三千六、
 三千七、
 三千八、
 三千九、
 四千、
 四千一、
 四千二、
 四千三、
 四千四、
 四千五、
 四千六、
 四千七、
 四千八、
 四千九、
 五千、
 五千一、
 五千二、
 五千三、
 五千四、
 五千五、
 五千六、
 五千七、
 五千八、
 五千九、
 六千、
 六千一、
 六千二、
 六千三、
 六千四、
 六千五、
 六千六、
 六千七、
 六千八、
 六千九、
 七千、
 七千一、
 七千二、
 七千三、
 七千四、
 七千五、
 七千六、
 七千七、
 七千八、
 七千九、
 八千、
 八千一、
 八千二、
 八千三、
 八千四、
 八千五、
 八千六、
 八千七、
 八千八、
 八千九、
 九千、
 九千一、
 九千二、
 九千三、
 九千四、
 九千五、
 九千六、
 九千七、
 九千八、
 九千九、
 一万、
 一万一、
 一万二、
 一万三、
 一万四、
 一万五、
 一万六、
 一万七、
 一万八、
 一万九、
 二万、
 二万一、
 二万二、
 二万三、
 二万四、
 二万五、
 二万六、
 二万七、
 二万八、
 二万九、
 三万、
 三万一、
 三万二、
 三万三、
 三万四、
 三万五、
 三万六、
 三万七、
 三万八、
 三万九、
 四万、
 四万一、
 四万二、
 四万三、
 四万四、
 四万五、
 四万六、
 四万七、
 四万八、
 四万九、
 五万、
 五万一、
 五万二、
 五万三、
 五万四、
 五万五、
 五万六、
 五万七、
 五万八、
 五万九、
 六万、
 六万一、
 六万二、
 六万三、
 六万四、
 六万五、
 六万六、
 六万七、
 六万八、
 六万九、
 七万、
 七万一、
 七万二、
 七万三、
 七万四、
 七万五、
 七万六、
 七万七、
 七万八、
 七万九、
 八万、
 八万一、
 八万二、
 八万三、
 八万四、
 八万五、
 八万六、
 八万七、
 八万八、
 八万九、
 九万、
 九万一、
 九万二、
 九万三、
 九万四、
 九万五、
 九万六、
 九万七、
 九万八、
 九万九、
 十万、
 十一万、
 十二万、
 十三万、
 十四万、
 十五万、
 十六万、
 十七万、
 十八万、
 十九万、
 二十万、
 二十一万、
 二十二万、
 二十三万、
 二十四万、
 二十五万、
 二十六万、
 二十七万、
 二十八万、
 二十九万、
 三十万、
 三十一万、
 三十二万、
 三十三万、
 三十四万、
 三十五万、
 三十六万、
 三十七万、
 三十八万、
 三十九万、
 四十万、
 四十一万、
 四十二万、
 四十三万、
 四十四万、
 四十五万、
 四十六万、
 四十七万、
 四十八万、
 四十九万、
 五十万、
 五十一万、
 五十二万、
 五十三万、
 五十四万、
 五十五万、
 五十六万、
 五十七万、
 五十八万、
 五十九万、
 六十万、
 六十一万、
 六十二万、
 六十三万、
 六十四万、
 六十五万、
 六十六万、
 六十七万、
 六十八万、
 六十九万、
 七十万、
 七十一万、
 七十二万、
 七十三万、
 七十四万、
 七十五万、
 七十六万、
 七十七万、
 七十八万、
 七十九万、
 八十万、
 八十一万、
 八十二万、
 八十三万、
 八十四万、
 八十五万、
 八十六万、
 八十七万、
 八十八万、
 八十九万、
 九十万、
 九十一万、
 九十二万、
 九十三万、
 九十四万、
 九十五万、
 九十六万、
 九十七万、
 九十八万、
 九十九万、
 一百万

刊行のことは

鹿児島県史料刊行の仕事も、本年度六年目を迎え、第五輯・六冊目を刊行することが出来ました。

このたびの第五輯・「薩摩国山田文書」は、編集ならびに、校訂・校閲すべて、鹿児島大学文理学部・五味克夫先生、

鹿児島県立甲南高等学校・郡山良光先生の御努力によるものであります。

なお、東京大学史料編纂所の竹内理三博士、鹿児島大学図書館、山田兼義氏御遺族の方々、ならびに貴島慶吉氏には、この刊行にあたり、資料調査に対し何かと御援助いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

鹿児島県立図書館長

久保田 彦穂

序 文

本書は鎌倉時代、薩摩国谷山郡山田・上別府村地頭職を有し、その所領山田の名を負った薩摩国守護島津氏の庶家山田氏の相伝文書を編年順に集録したものである。

山田氏は本宗島津氏二代忠時の庶長子忠継を初代とし、忠真を二代とする。忠真は薩摩国谷山郡・牛屎院の地頭職を有したが、この中、谷山郡地頭職は惣領土用熊丸が相伝し、同郡内山田村・上別府村地頭職を宗久が、同郡内宇宿村地頭職を直久が相伝している。宗久を山田氏三代とする。四代忠経は初名を忠能といったが、この宗久・忠能父子の代に谷山郡司谷山氏との間に所領支配の権限をめぐって激烈な相論の展開されたことは周知の事実であろう。以下忠興・久興・忠尚・忠広・忠豊・久親・忠時・久武・久通・久貞・久陳・久福と相伝する。七代忠尚は著名な「山田聖栄日記」の著者であり、他にも多く兵法故実の書を残した文武兼備の名将といわれている。六代久興の代に大隅国市成村に領地替となり、十一代忠時に至る。しかし忠時の代に肝付氏と戦って忠時はじめ一族の戦死する者多く、十二代久武は市成を去って曾於郡に退き、以後飲肥・綾・帖佐を転々所領が替る。そして庄内の乱後要地志布志の在番士となり、十六代久福に至る。しかし十三代久通以来、城下士としての帰府を、由緒の家柄を申立ててしきりに藩当局に請願し、遂に十六代久福代に至って志布志より鹿児島に移居することを許されている。(以上代数は山田氏系図による。相当歴代の人名に省略があるように思われるがそのまま記載した)以後城下士として荒田八幡に住し、無格百石高を給された。維新後は島津氏の祖廟花尾神社宮司を勤めている。

山田家相伝の古文書は鎌倉のはじめから近世に至るまで相当量に上ったらしいが、元禄九年の鹿児島城の火災でその主要なものは悉く焼失してしまった。即ち、山田家文書は慶安元年、藩命による家譜作成の資料として提出を命ぜられ、当主久通は数百通の古文書を帯して志布志を発し、藩記録所に提出している。この時は写本作成後、返還されたいが、その後再び提出を命ぜられたものが、元禄九年の鹿児島城の火災で灰燼に帰したわけである。もっとも藩記録所には写本の形で残されたのであり、更にこれを転写して山田家に下付したのも現存している。(山田兼義氏旧蔵、鹿児島大学付属図書館現蔵「山田文書写五卷」)今この写本の各巻に記されている奥書を掲げてその由来を示そう。

「古文書、成正文、或古写、古案文等、先祖以来相伝之處、就公用、御記録所江被出置、去年四月、御城回録之時、焼失、此文書者、不残字画判形、如正文、官庫ニ有之山田之家譜、被写載置故、御家老島津助之丞忠守、島津縫殿久寛、喜入安房久亮、

種子島藏人久時、肝付主殿久兼、遂相談、達貴聞、此節被差出扣写、引合之、令校正、以家譜、臨写被仰付、百六拾五通、五卷ニ相分、二十二通、為第一之卷用紙五十枚、八枚、紙日裏加封印、被下之問、正文不替、致秘藏、可被伝子孫者也、仍為後証、如件、

元禄十_五年正月廿五日

豊前久達 (花押)

山田七郎右衛門殿

右の山田兼義氏旧蔵文書にはこの他に「山田聖栄自記」古写本二卷、「帝王年代記」聖栄自筆本一卷、「弓箭要集」一卷等兵法故実書(聖栄自筆のもの多し)十数巻が含まれるが、これらは何れも火災当時家蔵していたため焼失を免かれたのであろう。東京大学史料編纂所現蔵の旧島津家文書中には三種類の山田文書写があり、二は各一冊本、一は十二冊本である。また伊地知季安、季通父子の編纂にかかる薩藩旧記雜録にも多数の山田文書を収録している。これらは前述した山田文書写五巻本と共に相互に若干の出入はあるが、その内容の大部分が重複している。ただ十二冊本については他の何れにも載録されていない文書数十点と、兵法故実書写を含んでいる。これは主として写本作成年次の相違に基づくものと考えられる。

内容に多くの問題をふくんでいるため、山田文書によつて、或は主題として山田氏をとりあげ、又はこれにふれた論考は少なくない、本史料集が今後の研究のため些かでも便宜を与えうるものであれば編者のよろこびこれに過ぐるものはない。

本史料集を作成するに至るまで多数の方々の援助をいただいた。即ち山田家文書調査の紹介の労をとられた郷土史家築地健吉氏、心よく調査の便宜を与えられた山田兼義氏御遺族、ことに女孀貞島慶吉氏(花尾神社々司)、関係史料の閲覧利用を許された鹿児島大学附属図書館、東京大学史料編纂所、同所の竹内理三・辻彦三郎・石井進氏の御示教と御助言等々。中でも竹内理三教授には編者兩名もその一員であった昭和三十七年度文部省科学研究費による「九州荘園の総合的研究」の研究代表者として懇篤な御指導を与えられた。ここに記して深謝の意を表すると共に、編者の非力から不十分な出来に終ったことをお詫び申し上げたい。

凡 例

一、本史料集の作成に当り、底本としては鹿児島大学附属図書館現蔵「山田文書写五卷」を用い、九州史料叢書本薩藩旧記雜録前編既刊分（卷十四迄）鹿児島県立図書館所蔵薩藩旧記雜録、東京大学史料編纂所現蔵島津家本薩藩旧記雜録、同山田文書一冊本、同山田文書十二冊本をもって校訂、補足を加えた。

二、各文書は編年順に載録したが、年月日欠のものについてはそれぞれ年月を推定して適当と思われる所に挿入したもので正確を期しがたい。

三、文書毎に表題を記し、その下に主たる典拠本を記した、「旧前」とあるのは「薩藩旧記雜録前編」の略であり、「旧付」とあるのは「薩藩旧記雜録付録」の略である。その下に一・二等とある数字はその巻数である。又「島」とあるのは「島津家本」のことで、鹿児島県立図書館本はなく、東京大学史料編纂所現蔵島津家本によるものであることを示す。又「旧前島」とある場合の下に数字は九州史料叢書本薩藩旧記雜録の巻数を示し、「旧島前」とある場合の下に数字は島津家本旧記雜録前編の巻数を示している。又「関」とあるのは旧記雜録の記載に山田家文書とあるもの以外の「関係文書」の略であり、「山」とあるのは「山田家譜」又は「山田家文書」とあるものの略である。「山七」とあるのは旧記雜録の記載に「山田七郎右衛門家蔵」とあるもの、「山直」とあるのは、「山田直五郎家蔵」と同じく記載のあるものをいう。「山冊」とは「山田文書十二冊本」の略で、同本によった文書であることを示す。「写」

とあるのは「山田文書写五卷」一本のみによるものであることを示す。

四、中世文書については十二冊本所収の直接関係のないもの若干を省略したに止まるが、近世文書については主要なものを載録するに止め、ほぼ同内容の文書については省略した場合が多い。

五、印刷の都合で、漢字については当用漢字に改めたものが少くない。又変体仮名もすべて通用体の平仮名に改めた。又花押も省略せざるをえなかった。頭注も付することが出来なかった。

六、傍注は（ ）を用い、字句について推定の場合（カ）の如く記し、不明の場合は（ママ）と記した。

七、朽損の部分は字数により□又は□を用いた。又捺消の部分は左傍に―を付し、右傍に訂正の文を記し、中略の場合はこれを……で示した。

八、端裏書、朱書等の場合は「」を以て示し、（ ）によって説明を加えた。旧記雜録記載の注書は「」を以て示した。

九、編者並びに校訂者は鹿児島大学五味克夫・甲南高校郡山良光である。

目次

一	建久三年十月廿二日	関東御教書案	三〇	弘安八年四月十日	せうあみたふつ置文案	七
二	建曆三年七月十日	將軍家源次下文	三一	弘安九年六月十一日	関東御教書案	七
三	嘉禄三年六月十八日	島津忠久議状	三二	弘安十年十月三日	関東下知状	七
四	貞永二年三月一日	財久吉請文	三三	正応元年八月一日	山田上別府年貢目録	八
五	弘長元年十月廿八日	沙弥寂澄田地完券案	三四	正応元年八月一日	山田上別府地頭方水田檢注目録	八
六	文永二年五月七日	関東御教書案	三五	正応二年八月二日	関東下知状案	九
七	文永二年九月廿日	道仏重議状案	三六	正応三年九月一日	宮里郷地頭忠光重申状案	九
八	文永三年二月廿七日	道仏重議状案	三七	正応四年三月廿三日	道智文書預状	九
九	文永四年十二月二日	島津忠時処分状	三八	永仁五年七月五日	関東御教書案	一〇
一〇	文永六年三月一日	僧慶西所領議状案	三九	永仁五年八月晦日	島津忠宗書状	一〇
一一	文永八年六月七日	僧きやうせい置文案	四〇	永仁六年四月廿八日	山田上別府領家方人名書上	一〇
一二	文永九年四月十七日	道仏議状案	四一	正安二年二月八日	定綱・忠氏施行状案	一〇
一三	文永九年五月九日	谷山郡内神田並寺田注文	四二	正安二年七月二日	鎮西下知状	一〇
一四	文永十一年十二月一日	せうあみたふつ書状案	四三	正安二年十一月三日	ふちわらのうちによ契状	一〇
一五	文永十二年二月十七日	忠実議状案	四四	正安三年五月十一日	沙弥泉注進状案	一〇
一六	文永十二年二月十七日	山田忠真議状	四五	正安四年八月廿七日	道慶文書目録	一〇
一七	建治元年十月三日	ふつけう議状案	四六	正安四年	てかふ注進状案	一〇
一八	建治二年九月十三日	忠真議状案	四七	正安五年三月廿四日	山田道慶買券案	一〇
一九	建治二年九月十三日	忠真議状案	四八	嘉元二年五月廿三日	島廻味噌代米配分状	一〇
二〇	建治三年九月一日	谷山資忠訴状	四九	延慶二年六月廿日	島廻味噌代米配分状	一〇
二一	建治三年十月十日	しやうくわん田地注進状	五〇	正和四年七月十六日	掃部助某書下案	一〇
二二	弘安元年七月卅日	関東御教書案	五一	文保元年七月晦日	薩摩国御家人交名注文	一〇
二三	年 月 不詳	島津久時申状案	五二	元応二年十一月廿三日	大蔵家安治却状案	一〇
二四	弘安二年五月九日	関東御教書案	五三	六月卅日	山田道慶書状案	一〇
二五	弘安二年七月十日	せうあみたふつ議状案	五四	元亨二年十一月一日	島津道慶申状案	一〇
二六	弘安二年七月一日	行念陳状案	五五	元亨二年十一月廿五日	鎮西御教書	一〇
二七	弘安二年十二月十九日	関東御教書案	五六	元亨二年十二月十一日	薩摩守護代本性書状	一〇
二八	弘安三年七月廿一日	島津久経書状	五七	元亨二年十二月一日	谷山覚信代俊忠重申状	一〇
二九	弘安三年十二月十九日	関東御教書案	五八	元亨三年三月四日	頼娃久純請文	一〇
			五九	元亨三年五月三日	平為重請文	一〇
			六〇	元亨三年六月十四日	平成貞書状	一〇

六二	元亨三年七月廿五日	沙弥覚信請文	三	九一	嘉曆四年九月廿七日	平忠世請文	元
六三	元亨三年八月四日	島津忠宗書狀	三	九二	元德元年十二月五日	鎮西御教書	元
六四	元亨三年九月十一日	本性書狀	三	九三	元德元年十二月九日	道覚代重俊和与狀	三
六五	元亨三年九月廿八日	平重基請文	三	九四	元德元年十二月廿五日	鎮西下知狀	三
六六	九月卅日	沙弥津性書狀	三	九五	元德二年三月十四日	伊集院助久請文	三
六七	元亨四年三月廿日	鎮西下知狀	三	九六	元德二年四月廿日	鎮西御教書	三
六八	元亨四年六月 日	谷山覚信代俊忠陳狀案	三	九七	元德二年四月 日	山田上別府地頭得分請取狀案	三
六九	元亨四年十一月十五日	藤原忠幸書狀	三	九八	元德二年四月 日	地頭得分請取狀案	三
七〇	元亨四年十一月廿九日	平為忠書狀	三	九九	元德二年四月 日	山田上別府地頭得分請取狀案	三
七一	元亨五年後正月廿二日	鎮西下知狀	三	一〇〇	元德二年六月 日	山田上別府地頭得分請取狀案	三
七二	正中二年四月十九日	島津道鑑国廻狩供人注文案	三	一〇一	元德二年六月二日	谷山覚信請文	三
七三	正中二年四月十九日	山田道慶讓狀	三	一〇二	元德二年六月八日	波谷定円請文	三
七四	正中二年四月十九日	山田道慶讓狀	三	一〇三	元德二年六月廿五日	波谷定円請文	三
七五	正中二年六月一日	山田道慶置文	三	一〇四	元德二年七月五日	波谷元祐請文	三
七六	正中二年六月一日	山田道慶和与狀案	三	一〇五	元德二年十一月十六日	鎮西下知狀	三
七七	正中二年六月一日	谷山覚信和与狀	三	一〇六	元德二年十一月 日	谷山覚信代教信重申狀	三
七八	正中二年七月三日	鎮西御教書	三	一〇七	元德二年十二月十日	鎮西御教書	三
七九	正中二年七月十三日	山田忠隆請文案	三	一〇八	元德三年正月八日	日置伊作庄文書請取狀	三
八〇	正中二年十月十日	鎮西下知狀	三	一〇九	正慶元年十二月五日	鎮西下知狀	三
八一	正中三年二月十九日	山田道慶讓狀	三	一一〇	正慶元年十二月十日	鎮西御教書	三
八二	二月廿五日	沙弥覚信書狀	三	一一一	正慶元年十二月十日	鎮西下知狀	三
八三	嘉曆二年十二月十六日	鎮西御教書	三	一一二	正慶元年十二月十日	鎮西御教書	三
八四	嘉曆四年正月 日	山田道慶重申狀	三	一一三	正慶二年正月廿日	鎮西御教書	三
八五	嘉曆四年三月五日	鎮西御教書	三	一一四	正慶二年閏二月三日	鎮西御教書	三
八六	嘉曆四年五月廿三日	鎮西御教書	三	一一五	正慶二年閏二月三日	鎮西御教書	三
八七	嘉曆四年六月 日	山田諸三郎丸重申狀	三	一一六	元弘三年六月八日	大友具簡書下	三
八八	七月一日	谷山覚信請文	三	一一七	元弘三年六月廿四日	山田道慶置文	三
八九	嘉曆四年七月廿七日	鎮西御教書	三	一一八	元弘三年七月十日	山田道慶着到狀	三
九〇	嘉曆四年九月廿五日	島津夷忠請文	三	一一九	元弘三年七月 日	山田道慶申狀	三
				一二〇	元弘三年七月 日	山田忠能等申狀	三
				一二一	元弘三年八月五日	後醍醐天皇輪旨	三

一二二	元弘三年八月廿日	山田道慶看到狀	元	一五二	建武四年三月日	島津忠能重申狀	望
一二三	元弘三年十二月十七日	沙弥覚信代教信請文案	元	一五三	建武四年五月十八日	足利直義御教書	望
一二四	年月不詳	田園注文等目錄	元	一五四	建武四年十一月三日	山田龜三郎丸軍忠狀	望
一二五	年月不詳	諸公事注文案	元	一五五	建武四年十一月廿九日	足利直義感狀	望
一二六	建武元年六月十七日	沙弥覚信代教信請文案	元	一五六	三月十八日	道惠書狀	望
一二七	正慶三年六月十九日	讓渡文書目錄	元	一五七	四月四日	道惠書狀	望
一二八	建武元年六月日	島津道慶中狀	元	一五八	年月不詳	山田忠能申狀	望
一二九	建武元年七月廿一日	雜訴決斷所牒	元	一五九	正月四日	大藏種國書狀	望
一三〇	建武元年九月廿九日	雜訴決斷所下文	元	一六〇	九月十一日	山田良久書狀	望
一三一	建武元年十一月十一日	雜訴決斷所牒案	元	一六一	康永四年十月廿一日	たうきん避狀	望
一三二	建武元年十一月廿六日	後醍醐天皇綸旨案	元	一六二	貞和六年九月廿二日	足利直冬權促狀	望
一三三	建武元年十一月廿七日	成明奉書	元	一六三	貞和六年十二月廿日	足利直冬權促狀案	望
一三四	年月不詳	沙弥覚信文書渡狀	元	一六四	貞和七年四月日	島津忠經申狀	望
一三五	建武二年二月日	島津道慶中狀	元	一六五	觀應二年六月十三日	足利直冬下文	望
一三六	建武二年三月日	島津忠能申狀	元	一六六	觀應二年六月十三日	足利直冬下文	望
一三七	八月九日	僧仁善書狀案	元	一六七	觀應二年七月廿八日	足利直冬權促狀	望
一三八	建武二年六月日	山田上別府地頭方桑注文案	元	一六八	延文元年十二月三日	某奉狀案	望
一三九	建武三年三月五日	山田忠能看到狀	元	一六九	延文二年正月廿八日	口宣案	望
一四〇	建武三年三月五日	島津道鑑奉狀	元	一七〇	延文二年正月廿八日	口宣案	望
一四一	建武三年三月廿日	山田道慶軍忠狀	元	一七一	正平三年五月一日	島津氏久宛行狀	望
一四二	建武三年三月廿日	某用途請取狀	元	一七二	正平三年七月一日	島津氏久宛行狀	望
一四三	建武三年三月廿四日	島津道鑑奉狀	元	一七三	貞治六年二月十八日	島津忠經讓狀	望
一四四	建武三年三月廿八日	足利尊氏御教書	元	一七四	應安六年二月七日	今川了俊權促狀	望
一四五	建武三年三月廿八日	足利尊氏奉行連署奉書	元	一七五	應安七年五月廿二日	今川了俊奉狀	望
一四六	建武三年三月廿八日	足利尊氏奉行連署奉書	元	一七六	應安七年五月廿二日	今川了俊奉狀	望
一四七	建武三年三月日	山田道慶軍忠狀	元	一七七	應安七年五月廿二日	今川了俊奉狀案	望
一四八	年月不詳	大窪明賢陳狀	元	一七八	應安八年五月十日	島津氏久奉狀	望
一四九	建武三年六月日	山田忠能軍忠狀	元	一七九	永和元年七月十八日	今川了俊書狀	望
一五〇	建武四年正月日	島津忠能申狀	元	一八〇	天授三年六月八日	彦二郎忠延寄進狀	望
一五一	建武四年三月日	島津忠能申狀	元	一八一	永和四年四月廿三日	沙弥玄基寄進狀	望
				一八二	至德元年十一月十六日	犬追物手組日記	望

一八三	明德四年六月十一日	島津元久書狀案	三	二一三	應永卅五年五月廿四日	山田忠專中狀	亮
一八四	明德四年六月一日	島津元久段錢催促狀	三	二一四	應永卅五年五月廿五日	時任榮政等段錢請取狀	亮
一八五	應永六年三月廿一日	島津元久加判島津友久寄進狀	三	二一五	永享二年十二月十九日	山田忠豐書狀案	亮
一八六	九月十一日	村田經安書狀案	三	二一六	永享二年十二月十日	藤原長久起請文	亮
一八七	應永十年二月七日	山田久興讓狀	三	二一七	永享二年十二月十日	藤原某起請文	亮
一八八	應永十一年六月廿九日	某書下案	三	二一八	永享四年八月吉日	河内守兼元契狀	亮
一八九	應永十一年六月廿九日	某安堵狀案	三	二一九	永享四年十二月廿四日	島津好久宛行狀	亮
一九〇	應永十六年三月二日	山田玄威等連署契狀	三	二二〇	永享六年六月廿四日	肝付兼元等連署契狀	亮
一九一	應永十六年七月七日	山田玄威起請文	三	二二一	永享六年六月廿四日	藤原盛豐契狀	亮
一九二	應永十八年八月廿八日	山田玄威契狀	三	二二二	永享六年六月廿四日	肝付兼政等連署契狀	亮
一九三	應永十八年八月廿八日	玄喜契狀	三	二二三	永享六年六月廿四日	右馬助姓宗契狀	亮
一九四	應永十八年十月二日	山田玄威契狀	三	二二四	永享六年六月廿四日	平忠義契狀	亮
一九五	應永十八年閏十月十一日	島津久豐契狀	三	二二五	永享六年六月廿四日	興長武清契狀	亮
一九六	應永十八年十一月十八日	島津久豐宛行狀	三	二二六	永享七年六月廿三日	島津好久宛行狀	亮
一九七	應永十八年十一月十八日	島津久豐安堵狀	三	二二七	永享八年五月廿日	島津好久宛行狀	亮
一九八	應永十九年十一月廿五日	島津久豐起請文案	三	二二八	六月廿日	某權促狀案	亮
一九九	十月廿一日	島津久豐書狀案	三	二二九	八月廿五日	大覺寺義昭書狀案	亮
二〇〇	十一月廿三日	島津久豐書狀	三	二三〇	年月不詳	大覺寺義昭誅戮人交名	亮
二〇一	十一月廿六日	島津久豐書狀	三	二三一	四月十三日	足利義教御內書	亮
二〇二	應永十九年十一月卅日	島津久豐契狀	三	二三二	三月二日	山田聖榮書狀	亮
二〇三	應永廿二年八月廿二日	島津久豐加冠狀	三	二三三	嘉吉二年三月十八日	島津持久宛行狀	亮
二〇四	應永廿三年二月九日	某身曳狀	三	二三四	嘉吉二年三月十八日	島津持久安堵狀	亮
二〇五	應永廿五年十二月二日	平田重宗契狀	三	二三五	六月十一日	御內書案	亮
二〇六	年月不詳	某書狀案	三	二三六	六月九日	島津忠國書狀	亮
二〇七	應永卅年〇月三日	山田玄威申狀	三	二三七	文安三年六月晦日	源元政起請文	亮
二〇八	應永卅二年閏六月八日	段錢書上並東玄忠起請文	三	二三八	文安六年四月十七日	某田地注文案	亮
二〇九	應永卅二年閏六月九日	山田玄威申狀	三	二三九	長祿四年十一月廿六日	某契狀	亮
二一〇	應永卅二年閏六月十一日	泊久篤等段錢請取狀	三	二四〇	文正二年三月廿九日	はつたし身曳狀	亮
二一一	應永卅二年十月廿七日	沙弥尼正智寄進狀案	三	二四一	三月廿二日	兼宗書狀	亮
二一二	應永卅三年八月一日	山田玄威申狀案	三	二四二	延德二年四月六日	犬追物手組日記	亮

二四三	延德二年九月十八日	大追物手組日記	六	二七三	六月十一日	某書狀案	七
二四四	延德三年正月廿一日	大追物手組日記	六	二七四	十一月十八日	孝宗書狀	七
二四五	明應四年四月十七日	島津忠昌宛行狀案	六	二七五	十月廿一日	道安書狀	七
二四六	七月十九日	島津忠昌書狀	六	二七六	年 月 不詳	某書狀斷簡	七
二四七	十月十三日	島津忠昌書狀	六	二七七	年 月 不詳	某書狀案	七
二四八	永正十三年三月十三日	大追物手組日記	六	二七八	年 月 不詳	上并仲五諸文	七
二四九	永正十三年三月十六日	大追物手組日記	六	二七九	年 月 不詳	山田民部少輔軍忠狀案	七
二五〇	永正十三年九月十日	大追物手組日記	六	二八〇	二月廿三日	大山村給地日録	七
二五一	永正十六年十二月吉日	藤原忠俊寄進狀	六	二八一	十月十七日	山田七郎右衛門申狀	七
二五二	三月十一日	限江匡久書狀	六	二八二	七月十日	島津久元書狀案	七
二五三	四月廿八日	限江匡久書狀	六	二八三	八月十三日	島津久元書狀	七
二五四	五月四日	限江匡久書狀	六	二八四	九月廿四日	島津久元書狀	七
二五五	五月廿三日	限江匡久書狀	六	二八五	寬永八年十月八日	山田七郎右衛門申狀	七
二五六	六月十一日	限江匡久書狀	六	二八六	寬永八年十一月十五日	山口筑前等連署書狀寫	七
二五七	七月十日	限江匡久書狀	六	二八七	申二月十五日	山田久通書狀案	七
二五八	七月卅日	限江匡久書狀	六	二八八	八月十七日	山田七郎右衛門書狀	七
二五九	八月廿八日	限江匡久書狀	六	二八九	日正月廿日	山田次郎右衛門申狀	七
二六〇	九月七日	限江匡久書狀	六	二九〇	日四月廿日	山田七郎右衛門申狀	七
二六一	十一月廿一日	限江匡久書狀	六	二九一	日七月廿日	山田九郎左衛門申狀	七
二六二	三月五日	限江匡久書狀	六	二九二	年 月 不詳	山田家由緒書上控	七
二六三	五月十六日	限江匡久書狀	六	二九三	寬永十八年	山田七郎右衛門申狀	七
二六四	六月十三日	限江匡久書狀	六	二九四	九月廿一日	山田七郎右衛門申狀	七
二六五	六月十七日	限江匡久書狀	六	二九五	承應二年九月六日	山田七郎右衛門申狀	七
二六六	七月十日	限江匡久書狀	六	二九六	七月廿八日	山田喜右衛門書狀	七
二六七	七月廿一日	限江匡久書狀	六	二九七	亥五月廿六日	山田七郎右衛門書狀留	七
二六八	九月廿四日	限江匡久書狀	六	二九八	元禄三年十一月廿一日	平田宗正達書	七
二六九	天文三年三月 日	南機雪名字書出	六	二九九	戌八月廿七日	記録所奉行達書	七
二七〇	七月廿六日	日置久參書狀	六	三〇〇	子七月廿二日	記録所奉行達書	七
二七一	天文四年二月吉日	某田地注文案	六	三〇一	亥四月廿四日	山田九郎左衛門出緒書上控	七
二七二	二月三日	親宗・時成書狀案	六	三〇二		島津山田氏系図	七

一 関東御教書案

又件領内於他領相交者、不能知行者、
追仰所領内、悉所者、可充給僧覺弁者、

薩摩国住人阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・日置郡南郷・同北郷・新
御領名田等事、彼宣澄者平家謀反之時振本其一也、仍令停止件職畢、早
可令知行地頭職者、依仰執達如件、

建久三年十月廿二日

(島津忠久)
宗兵衛尉殿

二 將軍家源実朝下文

將軍家政所下 島津庄内薩摩方住人

補任 地頭職事

左衛門尉惟宗忠久

右人、如本為彼職、任先例可令致汰沙之狀、所仰如件、以下、

1213 建曆三年七月十日

案主菅野(花押)
知家事惟宗

令圖書少允清原(清定)
(花押)

別当相模守平朝臣(北條義時)
(花押)

遠江守源朝臣(源氏)
(花押)

武藏守平朝臣(北條時房)
(花押)

書博士中原朝臣(花押)

三 島津忠久讓狀

讓渡

薩摩国地頭守護職事

(旧前一関)
島津家文書之298号

平 (盛時)(奉行) 在判

(二階堂行政)(政所令) 在判
民部丞

(旧前一関)
島津家文書之12号

(旧前一関)
島津家文書之26号
五ツ目奉照

(忠時)
左衛門尉惟宗忠義

伊作庄 かわのへの郡 指宿郡

この三ヶ所外ハ、可被致沙汰也

右、限永代可致其沙汰之狀、如件、

1227 嘉禄三年六月十八日

豊後(忠久)
守(花押)

四 財久吉請文

請申 谷山郡地頭檢非違所兩職同事

合

御得分米百貳拾斛 国津定

右件於御米者、加麦所当並野畠地子一色所申請也

唐綾染端

右件於綾者、為申請檢非違所御沙汰、所同請申也

桑代布壹端 但六丈

芋百五拾兩内 七十五兩代符參端各六丈
殘七十五兩者覺等可令進候

色革拾枚 移花拾枚 (移花拾枚 移花拾枚)

右件出革者、為止廻狩並藍蒔等并所申請也、以前色々御年貢等為百姓

安堵所申請也、然者有請所定者、追年無懈怠可令弁済候、仍請文之狀、

如件、

1233 貞永二年三月日

財 久吉(在判)

五 沙弥寂澄田地売券案

(旧前四山)

うりわたすせんそさうてんの私りやうの事

修鑑

在伊集院用丸内水田菰町式段、字原田垣本者

右件田者、寂澄かさうてんのそりやう也、しかるをようようあるに、よて、

本そたうならひにまんさうくうし、りんしくわやく、うさ御さうえいや

く、正宮御さうえいやくにいたるまで、ちやうし候て、木せうもんあい

そえて、石谷久徳にやうねんをかきてうりわたすところ実也、井みそに

いたるまで、いらんあるへからす、たなしこのたに、はしりかいのよね

式舛かしむしる式枚なし候、その御井ハ、本名へなさせ給へく候、

よてきやうこうにたのさまたけあるへからさ驚ために、うりけん如件、

弘長元年 歲次 辛酉 十月廿八日

(花押) 右書次目裏判

沙弥寂澄 (在判) 紀 清忠 (在判)

六 関東御教書案

(旧前五 山)

薩摩国名主等、令対拜京都大番天雜事出申、如泉庄名主保通陳狀者、自身勤仕番役之上者、何致天雜事沙汰哉云云、自身雖難勤番役、当国守護地頭兼帶也、所当公事并勤之田畠在家、争不動所役哉、且傍例也、早随分限可令催沙汰之状、依仰執達如件、

1265 文永二年五月七日

沙汰 知行 領物 領書

(運書北条時宗) 相模 守御判 左京権太夫御判 (親唐北条政府)

島津大隅入道殿 (前大隅守忠勝法師法名通佛) 島津家老書(州号)

七 道仏議狀案

(旧前五 山)

ゆつりわたすうしくその院者、太郎忠さねきたたるへし、入道より給ハる本せうもんをくして、ゆつるところ也、たのさまたけあるへからす、

後日のためにせうもん如件、

文永二年九月廿日

式部太郎 (山田忠実)

八 道仏重議狀案

(旧前五 山)

薩摩国牛屎院地頭職事

任亡父文永二年九月廿日議狀、無相違可知行也、仍永代為無違乱、重所加議狀如件、

文永三年二月廿七日

式部太郎

「初思案式部太郎三郎式部少輔大隅守」

道仏ありハん

九 島津忠時處分狀

(旧前五 山)

(前略) 一同女し、みなこの女はうのふん

さつまのくに たにやまのこをり

(下略) 文永四年十二月三日

沙弥道仏 (花押)

一〇 僧慶西所領議狀案

(旧前五 山七)

ゆつりわたすうちのをくほのてんはくらの事

一所あなゆのまへ参段

在田菰町内一々くわんしやてん参段

一々五月てん一段卅

一々せとくち一段而、はんさうに三郎かつくる一段廿

一々中牟多田式段卅、文永八年五月八日

一々きくほうかやしきのその

寂然在判

道跡
(何れか)

在園参ヶ所内一々いやたらうけうはさうてう

二々白分るその

(権現の御敷也)

右件にてんはくらにおいてハ、こんげんのこしきちといひなから、僧きやうせいせんをさうてんのしよりやうなりによて、しせんせうかうニあいわけて、たのさまたけなく、あやうねんをかきて、ゆつりわたすところなり、かたのくんにいきたらんとときハ、四分かいちをつとむへきなり、但こんげんのこさうたいすりまへにきてハ、よりあいてすへし、又さすしきもせうかうのさたゝるへきなり、きやうこうにあらんさまたけをいたさんもの、きやうせいかゆめせきたるへからす、又他人(きやう)のときハ、ほんみやう二こきやくして、そのあたいをとるへし、よてきやうこうのため二せうもんのか如件、

1269 文永六年 歳次 己巳 二月 日

僧慶西在判

嫡子紀時道在判

(花押)

(花押)

一一 僧きやうせい(慶西)置文案道仏議状案 (山冊)

いへうあみたふつのめいをもそむき、こゝろにたかはんものハ、わけゆつるところにてんはくしよあみたふつをさへて、めいにしたかわんこともにたふへし、このしやうをまほて、せうハうまこともしよあみたふつのめいをもそむくへからす、もしきやうせい(慶西)ききにわうしやうあらハ、このるそのをハめいのあひたハ、あみたふつのさたたるへし、もつこのちのはわけたらんかたにつけらるへし、よてこ日のために、せうもんのしやうくたんのことし、

1271 文永八年六月七日

そうきやうせいありはん

一二 道仏議状案 (78号) (旧前五山)

ゆつりわたすきつまのくにたにやまのこをりのちとうしきの事

みきのちとうしきハ、しきふのたらうたいさねニゆつりあたふる所しち也、はやくちきやうすへき状如件、

1272 文永九年四月十七日

(忌時) 道仏在判

一三 谷山郡内神田並寺田注文

(山冊)

谷山郡

注進 文永九年分水田神田寺田取帳事

合

三月十八日

ひしや門一丁あまり

上る院三反ハカリ

上る院七反ハカリ

カシハ原三反ハカリ

ひしや門田八段ハカリ

すみよし二丁アマリ

あまか上五反ハカリ

注田四段ハカリ

上立院あまた二丁ハカリ

ゆ田一丁あまり

門田いまたつくらす

三月廿七日

住田四段

寺主田一丁 ヲチミ田

寺主田五段

寺主田五段

園分寺一反

上立院一段卅

後迫園領七段ハカリ

こんけ宝田五段

同蘭卅

中村 見依如見反十

中村 八田内五反寺主田

岸内 寺主田五段

そうしや二反十

大浦田二丁三反ハカリ

ほりの内二段卅ハカリ

黒丸五段ハカリ

同蘭十

北山田二段

上立院五段ハカリ

寺主田二丁半

不在
収納使蘭四段

水町南丁
住田二段

うすく

国領一段廿ハカリ

如見三段ハカリ

寺田三段ハカリ

うすくの国領五段ハカリ

五月九日

薬師堂一丁一段卅

以上廿一丁

右ノ口裏ニアリ

谷山郡内 神田並寺田
注文

一四 せうあみたふつ書状案

(山田)

(前文) せられて候しやうふのあいたの事、ふんえい九年のしやうふのときハ、
ひやうへたらうにをうくほのくんの事ハ、まうしつけあつらへて候へ
く候あひたをうくほのふんのようにうハ、さたしまいらせて候よしう

け給はり候、さやうにハ候いしか、先ひやうへたらうをうくほのふむれ
うのへんをもちて候を、あつかをほうにあはせんとこひ候をしみ候
て、かはうのつかひをつきさせてせめさせ、又あみたふつにふほうニあ
たり候あひた、なまたかひ候ぬ、いまはいかうとのをこそぐんしきし、さ
うはくになに事につけてもみをきて候たへと申候うへハ、こんとのしやう
ふのほうくほのふんをハ、たまのほうせ給り候へハ、つとめてたひ
候へし、よろつハをんころへ候へし、

1294 ぶんえい十一年十二月一日

御かへり事をくほのせう

あみたふつ在判

一五 忠実議状案

(旧前五山)

ゆつりわたすきつまのくに谷山のこほりハとよくまきたるへし、こ大
隅の入道殿より給ハる本をうもんをくしてゆつる所也、たのさまたけあ
るへからず、後日のためにそうもん如件、

文永十二年二月十七日

忠実在判

「土用東丸 山田氏二代忠真ノ嫡子也」
とよくま殿ニ

かさねて申、たしこのうちむら二所ハ二郎と三郎と二たひ候也、御そ
んちあるへく候

二月十七日

在判

一六 山田忠真議状

(旧前五山)

(前文) くらいとをとしのとうまろ二郎ニゆつるところ也、たのさまたけあるへ
かす、こ日ためにそうもんくたんことし、

文永十二年二月十七日

「山田氏二代式部少輔後大隅守」
忠真(花押)

二 郎

「山田氏三代宗久初二郎丸式部孫五郎云」

一七 ふつけう議状案

(旧前五山)

ゆつりわたしたてまつるもちまろのうちすいてんいちやうにたんあさな
はらたかいもの事

(原田) (旧本)
みきくたんのでんちハ、ふつけうさうてんのところなり、しかるにはつ
つる御せんにしたいせうもんらをあいをへて、あいたいをかきてゆつり
わたしたてまつるところしなり、たのさまたけなく、りやうちあるへく
候、よてこ日のためにせうもんのしやうくたんのことし、

1295 (建治) けんちくわんねん十月三日

ふつけう在判

15, 18, 19 号 別送

(継日長判) (花押)

一八 忠真讓状案 (22号 参照)

(旧前五 山)

ゆつりわたすたにやまのこほりのうち、やまたのむらならひにきたのへふ
にきてハ、二郎にえいたいをかきてゆつりわたすところしち也、こ日
(ん脱カ)
のために、せうもくたんのことし、

けんち二年九月十三日

忠真在判

AD 1296

二郎に

二代忠真ノ子宗久初二郎ト云

これハほんしやうはうのしひつをもてかきうつしてたふ、この状ハもろ
三らうもつへし、山田上別符をちしきふの太郎殿たうけいニゆつらせ
給状のあん、
(山田忠真) (道慶) (山田宗久)

一九 忠真讓状案

(旧前五 山)

ゆつりわたすたにやまのこほりのうち、うすくのこうニおきてハ、三郎ニ
えいたいをかきてゆつりわたすところしち也、たしせいちやうのほと
ハ、こけのさたたるへし、よてこ日のために、せうもくたんのことし、
けんち二年九月十三日
忠真在判

(山田式部若三郎直久)
三郎ニ

ゆつり状案文三郎殿 谷山のうすくのむらの事

二〇 谷山資忠訴状案 (22号 参照)

(山田)

条々内資忠訴状

一、於当郡者、自昔無地頭進退名処、以新儀今年 建治
三年始而以上别府、立
地頭 永吉 假名 名為地頭沙汰、為令徴納粟所当、抑取弥藤太檢校身代事、
建治三年九月日

二一 しゃうくわん田地注進状

(山冊)

ちとう御はうより御てんちやうのたのつほくの事
合

りやうすまち七段卅 はきわら四反
おうなかつ三反廿 かうかまちのおき二反
つはきやま一反 きさきた四反廿
めくりまち二反 あかい三反

以上式町七反廿

このたちとう御はうより御てんちやう候へといいたくのたちの御たう
しゆによて、てんちやうハとめられまけせ候て給はり候ぬ、よてしや
う如件、
建治三年十月十日
しゃうくわん (花押)

右ノ口裏ニ在リ

谷山寺田てんちやうの事しやうくわんなか状

二二 関東御教書案

(旧前六 山)

走湯山造管事対捍之間、雖被成御教書不叙用云々、甚自由也、不日隨惣領
支配、可致沙汰、若猶及難決者、可有其咎之状、依仰執達如件、
(伊豆権現) (承也)

弘安元年七月卅日

相模守在御判

大隅入道孫子等中

(山田忠真)

二三 島津久時申状案

(旧前六 山)

修理亮久時重言上
為式部太郎忠真跡輩等、不遺新造御所用途通問、令言上事出処、不日
可致其弁由、雖申付四ヶ度御教書、一向不叙用上者、任故大隅前司入
道々仏誠實状文、欲宛給忠真跡谷山郡子細事

副進

四通 御教書案

二通 道仏誠置状案

件御所用途者、去建治三年五六兩月、可令運上早久時代官之処、到于当年三月廿日、既三ヶ年之間不致其弁之間、任傍例相副利分、可致急速弁之由、度々雖願申之、背御教書之旨、于今無沙汰上者、早任道仏之誠状之旨、於忠貞所領谷山郡者、久時為令押領、重言上如件、

二四 關東御教書案

(旧前六 山)

走湯山造管用途事、^(谷山郡地頭)太閤土用熊丸訴状遣之、对捍云々、甚無謂、不口可致沙汰之状、依仰執達如件、

弘安二年五月九日

前武藏守御判

相模守 御判

正希時

谷山五郎殿
(食忠)
(谷山郡司)

二五 せうあみたふつ讓状案

(山冊)

ゆつりわたす、せんそさうてん、^(てん脱カ)はくさんやしりやう、ありいしるんのう
^(伊集院)
ちうちのおくはのせうりやう、^(四至)しんしハ、ほんけんに見へたり、しかるを
かのせうりやうのてんはくさんやらにきてハ、ほんせうもんおまわし
てとられ候へ、かつさとの、後日のせうもんともに、やうねんをかき
て、かつさ二郎とのゆつりわたすところしつなり、^(ふらね)せうハうも二郎と
の、ためにをろかなるへからず、二郎とのもせうハうにをろかにあたり
給へからず、くんしのやうハとしやぐねんのしよりやうに見へたり、こ
れよりさきにもまして後日ニもわかゆつり状といひ、いかやうなるせう
もんありといふとも、またくもちいるへからず、よてきやうこうのため
に、せうもんくたんのことし、

弘安二年七月十日

おくほのせうあみたふつ在判
あいみるせう人たうせい判

二六 行念陳状案

(山冊)

行念陳状

、同状云於郡者、白背無地頭進退名之処、以上別符為地頭沙汰、為令徵納粟所當、押取身代訖、此条於彼別符者、地頭往古狩倉也、而今成在家之日、聞地頭天、郡司可令進退之由、令申之条、認訴之条、可足御推察矣、

弘安二年七月日

二七 關東御教書案

(旧前六 山)

走湯山造管用途事、薩摩國谷山郡司資忠背地頭催促、不致其沙汰云々、甚自由者、早可令催動之状、依仰執達如件、

弘安二年十二月十九日

相模守御判

土用熊殿
(山田氏二代忠貞殿)

二八 島津久經書状

(旧前七 山)

御文委細承候了、
満家沙汰事、具書共をより候へとも、あまりに密々候て、悉も不撰出候、
郡司職ハ、豊後前司入道給て候事、御下文頭然候、よて案文をかき候て
まいらせ候、^(税所)さいそか起請文等のほかの状共の候しをハ、なにとして候
やらん、引失て候、^(伊集院)尼御前へ申て候へハ、満家の証文共の候しハ、中務
六郎に預候しがハ、定それ候覽と仰られて候也、猶々も文書中をより候
て、^(タマ)さりぬへき状など候ハ、まいらせ候へく候、中務六郎かもとに預て
候証文安文ハ、^(タマ)税所起請文案それならぬ具書共も、是にて沙汰をせきて
候ハんとて、預て候へハ、中務六郎に尋られ候へきよしを仰事候也、能
々可有御尋候、証文安文已上五通候也、宮里の事も、この状にみえて候
式部三郎にかきうつしてたひ候へく候、これらの五通状ハ、正文ハ皆こ
れに候也、恐々謹言、

Apr 80

弘安三
七月廿一日

(久經)
修理亮(花押)

到來八月廿五日

五郎太郎殿御返事

久經

守護所殿御札
弘安三 八月廿五到來

二九 關東御教書案

(目前六山)

島津下野守久時申新造御持仏堂廊用途事、背度々奉書、代官逃下云々、
甚自由也、不日任傍例、可致其沙汰、此上令難渡者、有後悔敷者、依仰
執達如件、

弘安三年十二月十九日

(北条時義)
相模守在御判

式部太郎跡

到來同四年四月五日

三〇 せうあみたふつ置文案

(山冊)

いしあんのうち、うらのおくほのそうりやうを、まこたるに、せうあ
みたふつかたいくわんたるへきよし、申つけて候ところに、あみたふに
ふほうにあたり候をかしきと思ひ候に、いまハかめわうかたいくわんと
なつて、たうあんのちとうとのをとくにしすとのに申あつて候し
あひた、あみたふか押印、いさくふんのたをことしあけられて候あひた、い
まハふしできたのものと申て、きしやうをかきてハなして候、も
とよりせうあみたふめいのちハ、かつき二らうにうたうとのにゆつり
たてまつりて候うへ、たうしかうもとりもち、かのうちのおくほのそう
りやうをさしたし、くんしのしはいをさしたし給ひ候へく候、よてこのた
めにせうもんくんたんのことし

本ノママ
こうあん八ねん四月十日

せうあみたふつ在判

三一 關東御教書案

(目前六山)

新造御所御持仏堂渡廊用途事、薩摩国谷山郡司資忠對捍云々、早任先例
可令催勤之状、依仰執達如件、

弘安九年六月十一日

土用熊殿

(北条時義)
陸奥守在判

三二 關東下知状

(目前六山)

薩摩国御家人谷山郡司五郎資忠与当郡内山田別符兩村地頭大隅式部太

郎忠、
有傳、
子息二郎九代養父大隅五郎太郎久親法師、
道知、
相論条々

一当郡内地頭屋敷事

右、如大宰少式經資法師、
法名、
淨惠、
弘安三年十二月五日注進状並所取進訴陳

具書等者、子細雖多、所詮資忠則於下地者、郡司進止也、地頭屋敷者

總領土用熊丸讓得之輩、而称二郎丸分可構屋敷由令中之条、無其謂

云々、如久親申者、地頭屋敷為一所事者、地頭一人知行一郡之時事也、

既分讓于子息等之上、無屋敷者、居于何所可致所務沙汰哉云々者、地

頭屋敷事、久親雖申子細、於下地者、郡司進止条無相論敷、至屋敷者、

土用熊丸為總領之間、讓得之輩、分讓村々於子息之刻、面々可構屋敷

之由及訴訟之条、為非例之旨、郡司所申非無其謂敷、仍地頭訴訟不及

其沙汰矣、
弘安三年十二月五日
土用熊殿

一代官事

右、資忠則帶承元御下知状、不可用數輩代官之由申之、久親不領主各

別之時、補代官一人之際、非制限之由中之、爰如資忠所進、承元二年三

月口御下知状者、下島津庄地頭代等、所仰条々事、一、地頭代補面々小

代官之間、各依致非法、住民不安堪云々、事案者不便、早任先例、郡

院一兩人之外、可停止也云々者、如彼状者、代官一兩人者可令補由、

被仰下畢、然則二郎丸代官一人非制限矣、

401208

一殺害事

1278

右、資忠則弘安元年十月十九日被殺害資忠下人藤太郎男畢、此条守護使泥屋左衛門尉・宮内左衛門次郎以下輩見知畢、可被行罪科云々、久親亦被殺害事不実也、資忠令殺害地頭下人矢頭太男畢、為棄白科及濫訴之条、無謂云々者、地頭令殺害郡司下人之出訴申之処、至十一箇月久親不及狀、為遲自科、郡司又有殺害科之旨、及不実濫訴之条、奸謀也、地頭下人矢頭太男者、於当村沙汰人王平太入道倉、自身押殺之由申之者、地頭致殺害事、守護家人見知之由、郡司依令申、欲被尋問、亦守護人為敵人由資忠申之、此上無指証擧之問、資忠訴訟非沙汰之限、歟、次郡司殺害地頭所從由事、為承伏之由、久親雖申之、有所存者、即可申子細之由、經數十月之後、及陳狀之時、始申出之上、狼藉事、即相触守護人之旨、久親申之、殺害事為実事者、訴訟何可及遲々哉、云給云恰、共以無指証擧之問、不及沙汰矣、

一惡口事

AD 1240

右、資忠則為恩顧仁之由、久親載訴狀畢、為惡口之由申之、久親亦資忠先祖忠光得當郡代官職畢、何可為惡口哉之旨申之、爰如久親所進忠光七月八口年 代延應二 狀者、谷山地頭御方御代官職事、如本所申請也、御代官職給天候波半間波、別御志仁代官一人立候天時々々御送向申候天、番宿直勢佐勢可候、暫毛候天難過候波半時者、申暇天可罷出候云々者、帶此狀久親申子細之由、為案文之問、難被信用之由資忠申之、於正文者、惣領帶之、可被召出之由地頭雖稱之、如狀者、為請所証文之由所見也、必難稱恩顧、地頭亦帶此狀申子細之条、非指過言之問、同前、

一苅田狼藉事

右、資忠則苅田事、地頭承伏畢、可被行罪科之由申之、地頭亦御公事用途等、一向難波之問、為催促雖立点札、苅田事者不実也、名主一向押取地頭所務、致狼藉畢、可被行其科之由陳之者、立点札之由、久親承伏畢、可被行罪科之由、資忠雖申之、為催促公事、一旦立点札歟、依此咎忽難被行罪科、於自今以後者、可令停止、又郡司押取地頭所務之由雖申之、無指証擧之問、同前、

一久親父蒙御勘氣由、資忠構申不実由事

右、久親雖申子細、為父被不孝之条、進証文畢、如彼狀者、以誣方入道申入子細之由、所見也、帶此狀資忠一旦申之歟、此条非指過言之上、相論之趣、頗無其詮、仍同前、

一所務事

右、郡司則地頭条々有罪科之問、任被定置之旨、可給別納御下文之由申之、地頭亦郡司犯其咎畢、可被付于地頭之旨陳之者、相互雖申子細、罪科事兩方所申無指証之問、共以被棄置、此上守先例、可致所務沙汰矣、

以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安十年十月三日

〔繞目裏二所在之〕

(花押)

(花押)

(山冊)

三三 山田上別府年貢目録

谷山郡内

注進 山田村上別府里目六事

合

山田里參石陸斗

上別府里五石五斗陸升

都合玖石壹斗陸升

領家御分陸石肆斗壹升

地頭御分式石壹斗五升

右目六之狀如件、

正応元年八月日

AD 1288

図師

惣公文 (花押)

田所 (花押)

郡司御代官 (花押)

惣地頭御代官

三四 山田上別府地頭方水田檢注目錄案 (山冊)

正應元年山田上別府地^(頭方)御方水田內檢

谷山郡

注進 正應元年分山田上別府地頭方水田

合

山方

不二反 字墓田三丁八反

半五反 田一丁三反

半反廿叙華

半三反 字西田廿々 半七反 田一丁二反

三五 關東下知狀案

(前七 山)

薩摩國八幡新田宮所司神官等与当国宮里鄉地頭大隅式部三郎忠充相論
免田以下事

佛勸助等
右、如幸府註進狀者、子細雖多、所詮於當宮、蒙義御供料並二月二日御祭
饗膳料等免田者、自往古所引勢當鄉也、而忠充押領彼免田之上、放人使
者於神領、押取身代、令治却之由、神官等訴申之處、忠充背度々催促、
不及請文云々、尤難通其科敷、然則於件免田者、如元可引募當鄉、至身
代者、為忠充之沙汰、可令札返也、次忠充狼藉科事、可被付銀四寺社修理
(嚴說方)

者、依鎌倉仰、下知如件、

正應二年八月二日

(大佛堂)
陸奥守平朝臣在御判
相模守平朝臣在御判
(元来有之)

三六 宮里鄉地頭忠光重申狀案 (前七 山)

薩摩國宮里鄉地頭大隅式部三郎^(重言七方)

為当国新田宮執印重兼入道並同社所司神官等差隔御下知、被付地頭職
由、或構出謀案、或差向神人等、無是非追出忠光、忽令管領地頭職問、
去七月比雖申付御奉書、敢不及請文陳狀、爰大別當長榮適依當參、可
被召決出訴申刻、以下向儀、可明申官、以奉行所御便、雖被相懸不
能催促、逃下上者、任傍例、欲預御注進事

件陳狀云、以何故令押領地頭職、可被追捕狼藉哉云々、此条希代之謀陳
也、不令押領地頭職者、何差向神人等、無是非可追出忠光哉、又何致地

頭所務可取作妄哉、且以大紀太入道、為執印之代官、差置當鄉之案顯
然也、相給御不審者、當鄉之郡司名主等、以起請文有御尋之日、可有
其証、次社家者可被札返損物之由、令問答許也云々、此条於國披露御下

知之儀、一切無之、就何可經問答哉、隨而於為問答許者、何百余人神人
率白杖、帶并賢木、免向丁地頭所、可令追出忠光哉、此^(本ノママ)子細猶以於

貽御不審者、高城郡地頭代馬二郎、楠下地頭代九郎三郎、薩摩郡光富領
主相良又二郎、當国御家人東郷在国司三郎、及武光二郎入道等、以起請
文有御尋之時、尤可為^(鑑者)鏡者也、次御供饗膳質人等不可^(返之)返之由、構出
之、押領地頭職之旨、及偽訴云々、如載先段於在国者披露御下知之令無
之、忠光爭、自不令存知之、御^(不可返質人之由)、不可返質人之由、可申之哉、首
尾相連之陳詞也、次居宅放火事不覺悟云々、神人等追出忠光之後、其跡

之居宅焼払之条、併彼等之所行也、爭可論申哉、次教長注文不実由事、
後件神人免向之日者、忠光希有而逼出其難之許也、家内之資財併為神人被
追捕取了、早任員數欲被札返、次召罷定光妻所課於当社由事、存外也、

当宮御造營者、折所又々現在之上下、^(判之)押領地頭職、可被付所課之由、令
申候条、水火之愁訴也、抑至兼入道為御家人之由、募申、然者何可被
自由出家哉、是又屬京家替面奉掠關東之条、罪科難通、忠光云異国合戰、

（非道）
云警固已下御公事、有忠無慮之処、依件重兼非擧之濫吹、被押領地頭職、
依條
忽及他際之条、希代之愁訴也、所詮長榮有御催促下上者、為賜御注進、
重言上如件、
（國太郎）
「応ノ宛字ナラン」
正を二年九月日
（頼朝）

三七 道智文書預狀
（旧前島 山七）

あつかりおき候御せうもんらの事
宅通 大隅殿御讓谷山地頭職事
宅通 同忠真讓狀
宅通 よろいの讓狀同忠真狀

此外宅通御教書 津宿直事
同守該所者 副文

右あつかりおき候畢、但文袋に封をつけられ候ところ也、

正応三年三月廿三日
（宗久養父大隅五郎太郎久智） 道智

谷山式部四郎殿御文書請取案

三八 関東御教書案
（旧前七 山七）

島津庄内知行分事、所被止領家一乘院所務也、於有限仏神事用途並本家
年貢者、任先例可致沙汰之狀、依仰執達如件

1297 永仁五年七月五日

（連）受佛受勝
陸奥守御判
相模守御判
（印）宗久養父

島津式部承跡
同下野彦三郎左衛門尉殿

三九 島津忠宗書狀
（旧前七 山）

島津庄内知行分領家所務事、関東御教書今日到来、案文進之候、恐々謹言、
永仁五

八月晦日
忠宗（花押）

式部孫五郎殿
（宗久養父）

四〇 山田上別府領家方人名書上
（山田）

永仁六年四月廿八日山田上別符領家御方

合

なかをの大郎三郎入道 しやくせんぱうかわ 〇 むか又大郎

口裏ニ在之
山田 〇 ちやう

四一 定綱・忠氏施行狀案
（山田）

坂本刑部房澄田申古永名事、可被撰進彼訴陳之事等由、先口被仰下畢、
不日可被撰進之、仍執達如件、

1300 正安二年二月八日

定綱在判
忠氏 〇

下野前司殿代

四二 鎮西下知狀（32号参照）
（旧前八 山）

（谷山）
薩摩國谷山郡山田・上別符兩村地頭大隅式部孫五郎宗久与当郡々司谷

山五郎資忠相論所務条々
一弘安十年以後郡司抑留地頭得分由事

1287 右、当郡惣地頭職者、宗久曾祖父豊後守忠久、右大將家御時建久年中

令拜領之、宗久親父忠実伝領之、分讓子息等内、山田・上別符兩村

者、宗久讓得畢、而地頭与郡司所務相論之間、就去弘安三年宰府注進

狀、同十年十月三日兩方預裁許畢、如狀者於下地者、郡司進止之由所

見也、爰彼御下知、白弘安元年至同十年、抑留所当以下得分等之由、

宗久雖申之、如同御下知狀者、兩方所申無指実証之間、皆以被棄置畢、

此上守先例、可致所務沙汰云々、然者彼裁許以前至未進者、可及訴訟

之処、依無其儀歟、未進事不被載御下知篇日皆以被棄置之由被仰下之

條(計息)

利息

上者、不及其沙汰之条、無異儀、然者雖亦御下知違背、是、次郡司扣留御

下知以後地頭得分之由、地頭令申之處、如資忠陳者、檢在事既遂其節、

致談合之處、宗久背父祖代々之例、不可除往古神田並算外以下立用等

之旨、支申之、不結日録之条、併宗久之結構也、更非資忠之素意云々

相互寄事於左右、不遂檢注之上者、非自由之抑留、是、次同年貢未濟事、

或号、出卒、或称借米、令借用畢、隨可使補當村年貢之由載狀畢、而未

濟之由地頭及訴訟之条、無謂之旨、郡司雖陳之、於出舉物者、不可有

其沙汰之由、去永仁五年被定法畢、彼証文則可被立用當村年貢之旨、雖

載之、為出舉証文之由、有所見之問、至出舉分者不能立用、至借米者

無其制之上者、弘安御下知以後年々分遂立用結解、可致其沙汰焉、

一、地頭地所造作時召仕百姓各事

右、如同御下知者、一、當郡內地頭屋敷事、資忠則於下地者、郡司進止

也、至地頭屋敷者、忽領土用、照丸讓得畢、而猶称次郎丸分、可構屋敷

之旨令申之条、無其謂云々、如道行中者、地頭屋敷為一所事者、地頭

一人知行一郡時事也、既分讓子息等之上、無屋敷者、居何所可致所務

沙汰哉云々、地頭屋敷事、道智雖申子細、於下地者郡司進止之条、無異

儀歟、至屋敷者次郎丸舍兄土用熊丸為忽領之問、讓得畢、分讓村々於

子息之刻、而々可構屋敷之由、及訴訟之条、非抛之旨、郡司所申非無

其謂、仍地頭訴訟不及沙汰云々者、地頭屋敷事、忽領依讓得、自余子

息等分不及沙汰之由被載御下知之問、不及異儀、隨如宗久訴狀者、存

後訴之旨書載之問、無子細歟、是、次地所造作之時、地頭召仕人夫各事、

就彼御下知、難被信用之由、資忠雖陳之、地頭或切宛用途於土民、或

當催一郡事、禁制之問、不及沙汰、其外云地頭方云郡司方、紀巡役、

且止苛法過分之儀、且存無民之儀、可召仕矣、

一、上別符為永吉地頭令進止下地各事

右、地頭則島津庄荒野開闢之地、永吉地頭進止之条、云御下知云傍例

顯然問、訴之、郡司亦為永吉地頭進止事無其例之旨、陳之者、如宗久所進

1223

本庄内荒野事、件荒野為地頭代沙汰令開作、云領家御年貢云地頭分米、

無解忌可并濟云云、就彼下文上別符者、為永吉地頭進止之由雖申之、

以島津庄日向方本庄荒野開闢証文備進薩摩方寄郡証文之条、難指南、

就中如弘安御下知者、郡司可為進止之由被載畢、當別符於永吉地頭令

進止者、先相論之時尤可申子細之由、依無其儀、山田上別符向村下地

可為郡司進止之由、被載之問、宜為越訴歟、仍地頭訴訟、不及沙汰焉、

一、地頭博多上時夫駄員數事

右、地頭則兩名百姓數十人也、而參上當津之時、僅夫二人馬一疋出之、

其外不可立之由支申、無謂之由訴之、郡司又向村御公事勤仕百姓不幾

之間、國司領家地頭郡司四方公事繁多之處、不顧土民煩、如地頭一円

可召仕之由、及蓋訴、顯非正儀之旨陳之者、當村國司領家地頭郡司相

交各可濟年貢課役之条、無異論、然者如載先段、且存土民之煩費、且

紀公事巡役、且任先例之員數可召仕矣、

一、郡司望補榜官上司各事

右、如資忠所進九月三日、付良久六波羅狀案者、兵衛尉忠光由谷山郡事、

折紙、副具進覽之候、任先例成賜請所序宣、可安培土民之由數申候、御

計候者可宜候歟云々、如同所進九月四日權右中介狀者、薩摩國谷山郡

司兵衛尉忠光申當郡請所事、任先例可計沙汰之由承候畢、可成給序宣

之狀如件云々者、郡司得彼狀等之上、領家國司共以為往古請所之由令

中之候、請所承伏之由、宗久陳之、為往古請所之条、宗久不論申之上、

六波羅狀等顯然之問、今更難称上司焉、

一、召符違背事

右、相互雖申子細、及訴陳、遂問答之上者、非沙汰之限矣、

一、桑下地利物並直人等得分事

右、如資忠所進文永九年六月日當郡地頭以下直人等連署狀者、33号參照

注進、文永九年地頭御方案數目錄事、合三百九十六本、内除算分二百二

本殘式百九十四本定、右目錄如件云々、如同年六月十三日地頭代狀者、

1272

78
實合書
長久寺書

慶勝寺
寺民

地利物並戶雜公事

公文・國師者百本仁六本、郡司代者百本別仁四本、任先例算失支配之狀如件云々者、當郡者不限地頭郡司、所令進納國司領家年貢也、然者尤云地頭云郡司、可致公平沙汰、爰桑下地利並桑代事、地頭郡司共以令取得分之条勿論之、地頭段別四外令檢納之条、又以無異論、然者地頭地利也、桑者不依畠地多少增得分事、專養業術故也、仍可致公平之業、但不可寄事於有名無實桑下、於如然桑下者、可濟肩地所當、

凡不可及二重濟物、次又永九牛馬次郎入道連實兩通連署狀者、不能信用之由宗久雖申之、不加指謀書難之上、如實忠所進十一月十二日、
宗久代進山四郎家直心、和字狀者、地頭米請取候波牟為仁、使者進候、任請取之員數下給可候、兼又先地頭御代官馬次郎入道無沙汰之問、借米登号天、任下給請取候氣留由承云云、而宗久於連實狀者、雖論申、至直心狀者、無異論之、承伏之、代官直心以連實為先代官由、書載畢、然者所務代官狀難被棄置之上、為先例之旨郡司令申之處、不帶指一紙狀、地頭以胸臆所難申、難指南、加之國司領家地頭郡司相交之地、不相簡代官沙汰人、郡司一人可致地下沙汰之由、地頭令申之条、為非拋欺、
次連實為地頭代否、可被問証人之旨、地頭雖申之、証文顯然之時難及証人、次連實、族資忠召仕之旨宗久同雖稱之、論申之上、彼連實者宗久母堂平氏後見也、仍宗久親父忠真召仕代官之由、資忠令申之處、非代官之旨、雖陳之、為母堂後見事無異論、所詮為代官之由、直心出狀之問、不及子細、
次連實當時資忠召仕之由宗久雖申之、論申之問、為胸臆欺、然則連實非代官之由、宗久雖申之、為代官之旨、直心出狀之上者、
老為代官之条勿論也、任彼狀可致其沙汰焉、

1261

一文忠二年二月水田數目錄以下事
右、如實忠所進地頭代五郎左衛門入道正嘉三年四月十五日狀者、避申郡司堀内並門田四至内事、右件於四至内者、且任先例、水田所當、當地地利物並戶雜公事、全不可有其沙汰云々、
四至、如同所進正元元年十

1259

略之

月口大隅守忠時、
法名、狀者、下薩摩國谷山郡、定遠實檢使事、彈正忠中原宗職、右以人遂美檢、雖段步無偏頗載起請文之詞、可令進目錄狀如件云々、如宗職同年二月廿日狀者、谷山郡避申郡司所門田四至内事、右件於四至内者、任先例水田所當、當地地利物並戶雜公事、全不可有其沙汰云々、
四至、如同所進地頭代五郎左衛門入道並郡司代加判文忠二年狀者、文忠元年地頭內檢水田數目錄者、除立用免等結目錄之由所見也、如彼年內檢算失同人狀者、久古五町・郡司代二町・出所一町五段・國師一町五段、右所宛如件云々者、背文忠二年兩通五郎左衛門入道狀等、任彼狀神田寺田國作庄用地頭代給久吉郡司代田所圖師給等、可引算之由令申之處、彼狀者、為地頭又代官狀之問、不足御信用之由宗久雖申之、為又代官之旨、白稱畢、不及異議欺、凡宗久普代惣地頭也、尤備進取帳目錄以下証文等、可申子細之處、稱紛失之由、不及出帶、至郡司所進目錄等者、号又代官狀、雖嫌申之、為又代官之旨、領狀之上者、代官之条可謂承伏、
一、加之正嘉三年四月十五日狀事、非地頭代者、爭連々可召此狀哉、隨又正元々年十月宗久祖父大隅守忠時、
法名、差下實檢使彈正忠宗職畢、彼宗職又守正嘉三年五郎左衛門入道狀、出同前狀之由所見分明也、但正嘉正元兩通狀事、非指論所之上、先日郡司令押領畢、旁不及其沙汰、
二、但正元道伏狀、宗職狀等、始引付問答之時出帶之問、不可申子細之旨、宗久雖申之、就先日出帶狀、敵人加其難之時於引付備進准色狀之条、非無傍例、而号始備進不可申子細之由申之上者、彼狀可謂勿論、
三、然則且依先例、且任彼狀有限於立用免者、可致其沙汰矣、

1261

略之

一、當村內神田久吉舊事

右、當村內長尾大明神黑丸權現所敷地事、号建曆元年惣庄下知案、郡司雖令備進、如彼狀者、寺社大官司座主職者、自往古為領家成敗、于今無相違之處、當地頭權令案、依令押領、恒例神事及違例云々、

1261

承知奉命

相論對象
右所領

証狀
有利

事物紀原
卷之六
地頭

事實者太不穩便、早停止押領、可依先例云々、然者悉被除置当社免田之条、無所見歟、但如文應二年二月日水田數日録者、除神田三町九段云々、彼内当社為神田之由申取、件文應帳被棄破之旨、載先段之間、長尾以下神田事、任先例不可有相違歟、次久吉園事、郡司雖申子細無所見之間、不及沙汰焉、

一野畠地頭物事

1287

右、如郡司所進沙汰人紀三郎入道正應二年畠地所當物号地頭責收注文者、山田上別符畠地所當四石三斗銀二口地頭責取之由所見也者、件畠地頭物事、遂檢注郡司出御符之時、地頭直納之条勿論也、而寄事於左右、地頭抑留檢注之旨訴申之處、郡司一向打止之由、地頭披陳之間、檢注事相論之趣、為胸臆之上者、自今以後遂檢注、任先例可致沙汰、

次正應元年所當事、相互雖申子細、所詮遂檢注之由、各白稱畢、仍可致并濟、
二、次地頭作賣取所當不給与返抄於百姓由事、持沙汰人紀三郎入道注文郡司雖申子細、彼入道者非地頭代、為同方沙汰人之由郡司申之處、郡司一人召仕之由地頭申之上者、以彼狀難被指兩歟、將又返抄事、是又胸臆也、但於自今以後者、究濟之時、不可抑留返抄、

三、次地頭致檢注之由郡司雖申之、論申之上、無實証之間、不及沙汰、
四、次百姓等出伝馬之處、地頭不叙用之由郡司雖申之、為胸臆之間、子細同前、
五、然則於自今以後者、任先例遂檢注、可致其沙汰、至正應元年分者、令遂檢注之間、可并濟之由、可被仰下矣、

一白字事

右、白字於春毛者、為領家得分之由、郡司申之處、非領家得分、郡司令取之由、地頭雖申之、為領家進物之由郡司自稱之上者、地頭不及相納、
一、次令前彼白字之時、相副直人之条、為先例之處、非先例之由地頭雖申之、相分春毛夏毛地頭領家檢内之条、無異儀歟、不限白字一事、

相副沙汰人之者、尤相副直人可致公平之沙汰、
三、次刃津羅字事、為蘭主得分之由、郡司申之處、無先例之旨、同雖申之、刃津羅字不宛給蘭主間、依不作字、年貢不全之由、郡司所申非無子細、仍刃津羅字者、春夏共以宛給蘭主、令滿作者、可為公平、
三、然則於自今以後者、可相副沙汰人也、至刃津羅字者、可宛給蘭主焉、

一頭用並地頭代用事

右、郡司則惣領引算畢、仍彼給免以下条々、郡司賜別納御下文者也、庶子分可引算之由、令申之条、無謂之旨訴之、地頭亦押領承伏畢、惣領於引算地頭代用者、爭庶子分可有差別哉之由陳之者、如郡司所進文應二年水田數目録者、地頭用一町六段代一町三段云々、如彼狀者、就得田如此給分立除之由、所見也、然者為浮免歟、於為地免者、郡司所申雖非無子細、為浮免之間、一郡知行之分限、宗久分地頭給等可引算矣、

一宗久與賊合戰忠否事

右、郡司則弘安四年宗久為十餘歲之處、不致合戰之条、不忠之由訴之、地頭亦幼少之間、以代旨致合戰之旨陳之者、宗久幼少之由陳申之上、今更彼忠否事、不及尋成敗焉、

一惡口事

右、郡司則越州御下向之時、於引付問答之座阿礼加登吐惡口畢、可被罪科之由訴之、地頭亦阿礼加正字於不知云々者、非指惡口之間、不及沙汰矣、

一宗久以非抛押取當村百姓半次郎入道並源次郎男其身以下資財雜物、追捕家内取作毛由事、
1288

右、如地頭所進正應元年八月十二日半次郎入道白狀者、彼馬盜人新藤三者、次郎三郎加為仁波叔父也、其緣者仁付候天入道加許仁來候天、訪天候仁、雨不利、源次郎加許居候、大雨止天行土申候江波、其夜會古仁留候天、荷鞍取候天、馬盜盜云罷候仁付天、同意仁依奉被召置候事、正仁候云々、如同所進同年七月十九日源次郎男白狀者、子細雖多、所

何種之責任
如何之責任
如何之責任

詮彼馬盜人事不相綺之上、不存知之由載之、如郡司所進七月廿五日
付正心 地頭代直心狀者、半次郎入道加問事、馬盜人乃子細仁依天、致
其沙汰候、又源次郎事同類仁候、且彼盜馬本品世利、馬主沙汰取候上
者、不及御不審歟云々、捧伴次郎入道源次郎男等之白狀、稱同意盜
人新藤三、地頭致其沙汰之條、為非擬歟、如彼白狀者、伴而人不相綺
之由所見也、併為狀狀歟、加之如地頭代直心狀者、依馬盜人之子細、
致其沙汰之由載之畢、且又如宗久陳狀者、伴二郎入道子息童一人之外
不召取、彼童居住他所之上者、可召給云々、郡司捧追捕物注文訴申之
處、或致同意沙汰之由載之、或召給身代之旨稱申之條、可謂承伏歟、
如此追捕物承伏一事之時、被懸多分之條、為傍例歟、然者於彼追捕物
者、任注文可令紀返焉、

一 号長夫日食代被押取同村住人平太郎男馬要事

右、長夫事、宛給日食可召仕長夫之條、被定置畢、而宛給日食之條、
無先例之由、地頭令申之條、為非擬歟、然者於自今以後者、宛給日食
可召仕也、次取馬於質出事、背地頭口入不并濟利錢之間、地頭依為百
姓取質令償之條、非無謂之上、郡司無重申旨之上者、不及子細矣、
一 宗久稱有隱畠、追捕百姓太郎男住宅、押取身代六人由事

右、彼隱畠事、稱有畠主太郎男白狀、或令追捕、或責取過料十五貫文
之間、談議所沙汰之時、致訴訟畢、而於過料者、雖致其沙汰、於資財
者無其儀云々、然者過料事、領狀畢、凡正應元年檢畠事、雖逐檢畠、不
取所當之間、不出返抄處、郡司據申之由、載陳狀畢、而彼年畠地事、
稱隱畠不取所當之由、自稱之上、何可及罪科哉、就中郡司地頭相並致
檢注之上、如此荒野之畠地、非定畠儀之間、隨于時開作之條畠地之習
也、難免重科、然者於過意錢十五貫者、不日可令紀返、至追捕者論申
之上、無實証之間、不及沙汰焉、

一 稱有罪科改流与一男身代由事

右、當別符百姓三郎貫首為宗久雖被取身代以下資財紀返之由、而方白
稱之間、不及子細、次以彼三郎貫首為推盜人之由、与一男就訴申、

可為奏事不實罪科之由、懸置之處、顯不實之符、逃出之刻、見合之留置
之由、地頭雖陳之、根本為輕罪之間、難及罪科之上、奏事不實罪科事、
無其沙汰之由、召取其身行罪科之條、為非擬歟、是次郡司方沙汰人王
平太入道懸置与一男之條、令存知畢、彼入道雖死去、子息現在之上者、
可被尋問之由、地頭雖申之、縱雖懸置、精不實之符、難及罪科之間、
不及尋問、是然則召置与一男之條、地頭領狀之上者、召出彼男可任進
退意之由、可被仰合矣、

一 地頭押取郡司方沙汰人紀三郎入道身代二人由事

右、押取彼紀三郎入道身代二人之由、郡司雖申之、山等事為尋沙汰、
雖召置身代紀三郎、引取彼身代之間、地頭可致沙汰之由、可蒙御成敗
之旨、載陳狀畢、然者彼負物事過年紀之上、帶皆納返抄之由、郡司令
申之由、地頭無申旨之間、云過年紀之段、云帶返抄之篇、無異論歟、
此上不及身代沙汰哉、爰地頭紀三郎入道為人勾引之由懸置之旨、雖申
之、彼負物事、不及沙汰之由、被裁許之上者、依為校葉、非沙汰限焉、
山田村住人四郎次郎男娘師若女号手盜人押取其身責取巨多用途由事
右、地頭所進正應二年九月五日師若女母白狀者、藤次郎加半盜取之由
稱之、責取錢貨三貫文旨、郡司訴申之由、白狀顯然之由雖稱之、責取
錢貨事、無陳客歟、於三百以下盜犯者、以一倍可紀返之由被定置畢、
而責取參貫文過料之條、違式目之間、於彼錢者、可令紀返本主矣、

一 上別符住人大藤太号有隱桑、以不實押取身代四人由事

右、稱隱桑押取大藤太身代四人責取過料十六貫文之由、郡司訴申之由、
彼桑五十余本現在之由、令隱密之畢、而分限過意三貫文所致并也、何
十六貫文之由可據申哉之旨、地頭載陳狀畢、縱依百姓之習雖隱桑、隨
于聞出、可取有限桑代之由、及過意之條非擬之至也、就中隱桑事、論申
之上、無實証歟、然者至彼過意者、令紀返本主、可致有限桑代之沙汰、
次為三貫文過意之由、地頭雖陳之、以非擬責取過料之旨、訴申之時、
為少分之由、雖載陳狀、難被許容之間、以十六貫文可令紀返、次押取
資物之由、郡司雖申之、無實証之間、不及沙汰焉

一上別符久木野次郎男有隱昌咎、押取其身以下身代四人並馬二疋、追捕家內、搜取資財物、被責取十六貫文用途由事、

右、當別符作畠者、遂內檢濟所當之條、而方無異論歟、而地頭不遂內檢之由、乍令自稱、有隱昌咎、責取過料十六貫文之條、頗為非輕歟、爰五貫文致弁之間、請取畢、所殘者為不寔之由雖申之、如宗久初陳者、無異論之上者、可令糺返本主資財難物馬等者、論申之間不及沙汰矣、

一宗久背先例入物時、抑留坊仕、數日令召仕出由事

右、郡司則坊仕者、一日一夜勤仕之條先例也、而或四五日或五六日召仕之間、百姓等依數申、雖相觸地頭、不承引之由訴之、地頭又所相當所役之外、多日召仕事全無之、但當村百姓等數十人在之、而三人之外不勤仕之條存外也、併郡司致違亂之由陳之者、於坊仕者數日不召仕之由、令申之上者、不及子細、次百姓三人之外者、不召仕由事、當村百姓役事、郡司堀內之外、就地頭知行分、糺巡役、止過分之儀、相互守先例可召仕之由載先段之間、子細同前焉、

一藤三郎檢校有惡口答押取身代由事

右、相論之趣子細雖多、及刃傷之由載訴陳之、實証不分明之間、於守護方可尋沙汰之由、可被仰合矣、

一宗久令押取山田村百姓寂善法師所從得女由事

右、郡司則寂善法師所從得女離主人手之時、取少袖一令逃出之間、令見合之處、地頭寄事於左右、稱盜人押取彼得女之條、為非輕之由訴之、地頭亦雖為主人、盜犯露顯之上、不及子細旨陳之者、於盜取主人財物者、主人可加誅罰之條、不及異儀、而地頭押取之條、太非物宜歟、早可糺返主人焉、

一宗久令定笛吹三郎作芋由事

右、如郡司申者、以非輕雖押取彼芋、恐罪科、返与本主之上者、狼藉勿論也、可被處御下知違背咎之由雖訴之、無誤之旨依聞披歟、地頭返与本主帶請取之上者、不及子細矣、

一乙彼岸女盜取父稻二郎入道稻、押取住民等身代四人責取錢十四貫文由事

右、彼々岸女盜取父稻一把之條、指非重科之處、寄事於左右、押取身

代四人、結句責取過料十四貫文之由、郡司訴申之處、彼稻者、山田內桑迫細工入道稻、諸犬女依盜取、稻主召獲之間、相尋之處、白狀顯然也、仍弁過料五貫文畢、而十四貫文之由掠申之旨、地頭雖陳之、不備進白狀之上、為稻一把之條、無異論之間、以輕罪、處重科之條、勿論也、然者至于所押取身代以下錢貨者、任員數可令糺返本主焉、

一宗久無指故令取流住人百姓等身代之由、郡司雖申之、地頭論申之上、無寔証之間、不及沙汰、揭出案之時、不入檢由事、相論之趣不分明、宜任先例致其沙汰矣、

一山田村百姓寂善法師從女土与女称有間夫咎、押取寂善養子觀音女、令沽却無謂事

右、彼女称有間夫咎、劫取其身令沽却之條、無謂之由郡司訴申之處、間夫之條顯然之上、証人光古狀分明之間、致沙汰之由地頭雖陳之、無訴人之由、誘取証人狀行、罪科之條、背理致歟、相論之時、彼尋証人事、就訴論人之注文、除同方緣者、載起請文之詞、被召証狀之條、雖為傍例、無訴人之時、号証人狀、不載起請詞、就注申、行罪科之條、為非輕之間、於彼女者、可返付主人焉、

一藏野五郎檢校入道称有打殺自犬咎、宗久令責取三貫文用途由事、

右五郎檢校入道去年九月二日夜、為彼犬依被喰失酒飯、令打彼犬之處、存外令死去歟、爰号殺犬之咎、令召取子息坊重、令責取三貫文用途條、非法之由雖申之、地頭論申之上、無寔証之間、不及沙汰歟、爰可被問証人之由、郡司雖申之、或地頭下人、或為訴人之間、無所糺明矣、

一称有馬盜人同意咎、封納弥平太入道家內、押取身代四人並馬二疋、令点定取方々公物稱由事

右、馬盜人妻女弥平太入道許仁隱匿之間、可召出之由雖催促、依不叙用、召置身代之旨、地頭雖申之、隱匿之條、郡司論申之上、難及三族之罪歟、而剩召取身身代之條、為非輕歟、仍於三人者、不日可糺返本主人、次諸三郎董事、逃籠郡司方云々、不分明之間、被尋究、可有

人
根

已使
者

左右、次方々公物稱以下資財等地頭押取之旨雖申之、論白之上、無実証之問、不及沙汰焉、

一宗久背御下知並先例、押作下地、或他所田畠耕作時、召仕當村百姓、無謂由事、

右、地頭背御下知、押作下地、他所田畠耕作之時召仕當村百姓事、無謂之由、郡司雖申之、押作下地之條論申之上、無所見歟、次他所田畠耕作之時、召仕百姓由事、當村以下近辺巡役之外、不可召仕之矣、

一駒走藤四郎男稱有其符、責取過料由事

右、郡司則宗久召具藤四郎男、打越薩摩郡之時、數日之間不與日食、令責仕之故、不堪無食、為助身命罷歸之處、宗久稱盜布袋、令取身代責取錢一貫文之由訴之、地頭亦為盜人之條白狀顯然之出、陳之者、不備進白狀之上、生口在因之間、彼是尋究淵底、重可有其沙汰焉、

一藤四郎男稱令惡口紀次郎入道、責取錢二貫五百文由事、

右、稱有惡口之科、責取過料之由、郡司訴申之、惡口之條無異儀之間、致沙汰出、地頭雖陳之、惡口之條為不実之旨、郡司論申之上、難人之惡口一旦雖加禁遏、難處科愈之間、仍於彼錢者、可札返本主、次郡司押取藤四郎作毛以下之口、地頭雖申之、郡司論申之上、為胸脇間、不及沙汰矣

一宗久申付不実於乙太郎冠者、責取錢一貫文由事、

右、郡司則責取彼錢之由訴之、地頭亦逃失之時、宗久下人許仁寄宿之間、相触主人之時、為悅彼錢、貫文給与主人之旨陳之者、就乙太郎申狀可有其沙汰之處、在因之間、追尋究可有其沙汰焉、

一地頭押取百姓九人身代、責取人別三貫文錢貨由事

右、當村百姓等、稱令切符倉於畑之由、地頭押取百姓九人身代、責取人別三貫文過料之旨、郡司訴申之、當村內永吉者地頭名也、狩倉又為地頭狩倉之處、任雅意、百姓等伐狩倉之萬、可行其咎之由相触之處、彼等願白科、強依令懸望、申宿畢、何可及訴訟哉、交名人內石塚入道女子童並水守又太郎所從倉次等者、無謂之由陳申之間、不及其沙汰、

又河內五郎子息太郎男事、不知名字之由雖陳之、百姓九人內於二人者

無誤之旨陳申之間、不及其沙汰之由載陳狀畢、然者至自余輩者、行罪科、取過料之條勿論歟、凡如弘安御下知者、當村下地可為郡司進止之條顯然也、而或号永吉名、或雖稱地頭狩倉、地頭進止之條無所見問、不可相綺下地之趣、結句押取百姓等身代、責取科愈之條、頗為非規歟、然者有限地子外不可相綺下地、於所責取錢貨者、任員數可令札返百姓等焉、

一當村百姓弥平太入道名字次郎太郎男馬二足錢一貫文地頭責取由事

右、依為罪科人之跡、地頭令点定作毛之條、無異論歟、爰如弘安御下知者、於自今以後者、地頭加點定事、可令停止之由、被截畢、而背彼御下知、加點定之條承伏之上者、可被御下知違背之咎旨、郡司所申雖似有子細、以彼点定一事、難處御下知違背重科歟、然者於自今以後者、縱百姓等雖有重科、至作毛者、不可点定之由被截御下知之上、因司領家地頭郡司相交之上者、輒地頭一人難点定之間、永可令停止是、

次彼御下知者、就御公事難波立点札事歟、罪科人跡事、不可依彼御下知之由、地頭雖申之、彼点札事、更難差別之間、子細同前、次押取馬二足並錢一貫文之由、郡司雖申之、地頭論申之上、無実証之間、不及沙汰、然則於点定者、自今以後可停止、至馬以下錢貨事者、為胸脇之間、不及沙汰矣、

一井手出水守又太郎稱人勾引、地頭押取身代四人由事、

右、如宗久所進永仁四年二月廿六日野生女白狀者、御沙汰候又四郎者、古曾乃九月乃望之此世利、又太郎乃許仁候志事波、山田人々大旨知多留事候、委事波又太郎仁可有御尋候云々、如同所進同年四月三日永增狀者、諸取候永增下人又四郎乃本波事、任道理彼本波仁弥三郎男一人山口地頭殿世利渡給候畢、若半召又太郎後訴候波半時半、伊津久仁天毛候、永增可明、彼又太郎男為人勾引之由訴申之間、被下訴人永增訴狀之趣、又太郎男難波之間、為本波、弥三郎男於召渡之由宗久令申之條、為非規歟、又太郎男令居住領內之上者、召出之、尋究実否、可成敗之趣、稱難波之由、不究人勾引実否、不尋問生口、召渡別人之

本場
本場所

本場所

（平説カ）

（他人の所有式目者、縦雖白状、無贓物者非沙汰之限云々、然者贓物不露頭之上者、

条令違依畢、一、次又太郎男於罪科之處、無其儀、令安堵之上者、爭以彼下人可被召渡哉、二、次野生女白状事、無指人勾引所見之上、非生口状之問、真偽難露頭、三、次生口名字事、如郡司中者、宗五郎云々如宗久陳者、帶野生女並永増状、為又四郎之旨陳之、如野生女白状者又四郎云々、然者彼生口在所又難及相論、未斷之問、難被是非之問、所詮彼又太郎男為人勾引否、地頭成敗不分明之上者、為守護方可有其沙汰之由、可被仰下、次地頭押取四人身代、責取錢貨十貫五百文之由、郡司雖申之、地頭論申之上、為胸臆之問、不及沙汰焉、一、當郷住人専心号夜討人、点定作田由事、右、如地頭所進、永仁三年八月廿七日末宗白状者、同日谷山地頭方世和召尋問同山田乃内黒丸乃平三郎季宗加白状、件子細者、山田乃郡司方乃沙汰人成仏於、八月廿三日夜季宗専心房仁被語佐候天、夜討仁志天候了細者、山田沙汰者専心加父給失有志加波、専心三會跡波可繼仁、在外仁成仏彼沙汰人仁成多智事、不安思江波、成仏於討多難波、先司可給也、然者成仏於可討其思仁、能覽屋敷於撰世天、一期之程父子乃契於志天、可取須由、専心房申候之間、同山田乃室乃又太郎加下人觀能季宗三人志天、成仏於討大候事夷仁天候、若彼輩申候者、奉被召合候天、子細於可申候云々、如郡司所進四月六日守護代下知者、件夜討事、依専心訴訟、被召取之問、以彼宿意、末宗為専心語之由載白状之間、専心所申雖非無其謂、就一方申状無左右難被裁許歟、然者沙汰落居之程者、可令安堵其身、若又訴人出来者、可被尋究真偽云々者、如夜討人田三郎末宗白状者、得専心之語、令討成仏之条顯然之間、却取専心作稻之由地頭雖申之、成仏者専心之所從也、隨而専心母堂寄宿之間、旁以不可致夜討之上、於為与党者、爭末宗致夜討之由専心可致訴訟哉、然間守護人専心非夜討人之由加下知畢、専心非与党之条顯然也、一、是、次載白状之問、与党之条無異儀之處、守護下知令違依之由地頭雖陳之、如贓物者非沙汰之限云々、然者贓物不露頭之上者、

（北条中興）

1300 正安二年七月二日

（北条中興）
前上総介平朝臣（花押）

四三 ふちわらのうちのに契状（旧前八山）

（原田 垣本）
（二町）
いしうあんもちまろのうち、はらたかきもとたあわせていちやう二たん、
10まう30まう
をうくはのうちゆあなのまへのた三たん、
（秘計）
い候て、あんとし候うへハ、御ゆるし候ハさらにしちけんにもいれまし
候、なかににうり候事ゆめ、あるましく候、かへす、ことも候へ
ハ、しとけなき事候ましく候、よてのちのために、しやうくたんのこと
し、
しやうあん二ねん十一月三日
ふちわらのうちのに（花押）
やまたとのの御かたへ
まいらせ候

流罪

四四 沙弥某注進状案

(山則)

注進

谷山郡内山田上別府正安式年分地頭御内檢(傳カ)事

合

水田分

33
参照

久吉 壹町貳段拾中 郡司代伍段肆拾中
田所 肆段参拾 図師 肆段参拾
右所宛如件

1301 正安参年五月十一日

御使沙弥在判

四五 道慶又書目録

(旧前八山)

はかたへ御のほりの時のほする文書の正文等月六の事

合

一山田上別符両村檢新損物百姓等不可請取之由状各三通内

一通、山田村百姓寂善法師

一通、上別符こまハしりの清三郎男

一通、同所を山の太郎入道

一通、同両村百姓等はたをきるとかとかうして郡方ニ身代をとらるゝよ
しの連判状

一通、同両村地頭米郡司をさへとるよし百姓等状

一通、同両村内宮蔵久吉藏並百姓等はたをきるとかとかうして郡代身代
取候申状土代(中書書下書)

一通、御下知要段

一、原田垣本田地事

三通、能願訴状同具書等

一通、仏教房ゆつり状、同田地事

二通、本証文かねしけ寂証等状、同田地事、

一通、御教書、同田地年貢事、

一通、能願訴状、同年貢事、但是ハ道慶彼田地廿ヶ年当知行能願承状の
所見のためニ上也、

右文書目六之状如件、

1302 正安三年八月廿七日

この状らうけとり候了、

きたののちハかへし給候へく候、(花押)

道慶(花押)

四六 てかふ注進状案

(山則)

谷山郡内

注進正安四年分山田上別符北久方あいのでかふの事

合

寂善三十把

藤三郎入道三十把

や平太あと三十把

藤平太入道 四把

腹丸 十八把

上別符

藤太入道きた 十六把

八月 日

四七 山田道慶質券案

(山則)

本物返仁入置谷山郡内山田上別符両村地頭職事

合銀百貫並米拾石者、
升地頭
米斗定

右用途米等不弁償之様者、一向止地頭之締、所奉避郡方也、但今年申者、
不可請之、若又就公私有相違者、不日可奉返本物之状、如件、

正安五年三月廿四日

道慶在判

五三 山田道慶書狀案

(山冊)

谷山郡内山田上別府讓狀正文為類書、故殿御時被召置候、未返給候、以後狀候て猶御用候事候者、可披見仕候、仍故殿御時召御借狀猶以不審、案文令進覽候、若又暫可入候事候者、儘改沙汰候、御借狀を御覽候者畏入候、近日罷立博多候間、可申入候、得御意此趣候て可有申御沙汰候、恐々謹言、

六月卅口

謹上 今村七郎殿

〔右ノ口裏ニ有リ〕

しまつとのへ

進鹿兒島狀案

山田上別府讓狀正文御借狀事

元亨二六卅

五四 島津道慶申狀案

(目前九 山)

島津大隅式部孫五郎入道道慶謹言上

薩摩国谷山郡内山田上別府西村地頭所務以下事

副進

(裏花押)

一通 関東御下知 要段

弘安十年十月三日

一通 鎮西御下知 要段

正安二年七月二口

一通 年記請所狀案

同四年十月廿日
自別年三月可為請所由事

右地頭職者、当郡司五郎入道覚信非分押領之間、道慶于時就訴申子細、

云関東云鎮西、令拜領度々御下知之間、多年知行之後、去正安四年為請所限拾捌ヶ年所去給覚信也、自去年撥致所務之処、覚信構事於縦横、及違乱之条無道也、所詮年記違期之上者、早任傍例被停止覚信濫妨、為糾給押領物等、恐々言上如件、

1322 元亨二年十一月日

大隅式部孫五郎訴狀案

(元押)

五五 鎮西御教書

(目前九 山)

大隅式部孫五郎 入道々慶申薩摩国谷山郡山田上別府西村所務事、訴狀副具 如此、為右其沙汰、早可参対、仍執達如件、

元亨二年十一月廿五日

(北冬英寺)
修理亮(花押)

谷山五郎入道殿

五六 薩摩守護代本性書狀

(目前九 山)

御ゆつりの案写進候、上野平九郎入道の、いくらも御教書なされて候し、さつまへ進候了、只今み候へともゑらひいたさす候、これをめいたして進候、てきたいのふんはうけふみにみえて候、恐々謹言、

十二月十一日

(酒匂)
本性(花押)

元亨二・十二・十一、ほんじやうはうしひつの状也、

五七 谷山覚信代俊忠重申狀

(目前九 山七)

谷山五郎入道覚信代俊忠重言上

薩摩国谷山郡内山田上別府惣地頭式部孫五郎入道々慶令違背度々御下知、不糾返質入並桑算失及銭貨以下色々損物等上者、任先傍例、欲宛給別納御下知子細事、

右如陳狀者、檢断以下質人等事、所犯難通之条、云生口白狀等、云証跡、顯然之処、先御沙汰雖令参差、道慶存後訴、任被仰下之旨、現在百姓等仁令糾返之処、或称請取質入等之咎、追取身代等、或不可請取彼損物之由、令勢命被書起請文於百姓之条、覚信逆意之企無比類者也云云、此条先御沙汰令参差之由、令存知者、可申越訴之処、無其儀、乍送多年今更御沙汰参差之由、令申之条、上裁忽緒之咎難通者哉、且於令糾返彼質人以下損物等者、以何故不可請取之由、覚信加勢命可書記請文於百姓等哉、爰御下知違背咎難通間、称百姓等狀構出之欺、正文披見之時、可申子細

也、將又不糺返損物等之由、道慶自稱之上者、御下知違背之条承伏畢、同
狀云、先御沙汰之時、如此等子細被究淵底、任度々御下知違背之夷、為
向後傍導、可被經微肅御沙汰之處、依無其儀、覺信誦私曲、令張行之条、
爭可遇其咎哉云々、此条覺信令違背何御下知哉、可立中所見、道慶背數
箇度御下知、不糺返實人等之間、所訴申也、積習于自身所行、覺信背御
下知之由申付不美之条、無謂之次第也、同狀云、桑算失由事、不覺悟之
所見何事哉云々、此条桑算失事、可糺返之由、被成兩方之正安二年御下
知明鏡之處、道慶背自身帶持御下知明文不覺悟之由、中興儀上者、御下
知違背之条、語下令露顯尊、爭可通罪科哉、同狀云、山田上別府地頭所
務可令請取之處、何道慶在國之際、致奸訴之条、言語道斷也云々、此条當
村請所事、道慶強望申之間、令請之處、覺信懸望之由令申之条、存外也、
道慶違背度々御下知、不返與實人等之間、自請所以前連々所請申之也、
依請所儀、此訴訟可令默止歟、所詮被召出道慶所帶契約狀之時、可正訴
訟之由載之否、可為顯然者也、次召給本解可進陳狀云々、此条多年被經
御沙汰、被成御下知之處、今更可被召出本解之由令申之条、比典也、爭
可有御許奏哉、然則且任御下知違背承伏之夷、且依先傍例、為宛給別納
御下知、重言上如件、

元亨二年十二月日

結目裏判 (花押)

五八 顯娃久純請文

(前二〇山)

鳴津式部孫五郎入道々慶申、薩摩國伊集院、嶋廻田地事、就先度御教書、
相触世々珍三郎忠行候之處、以去年十二月七日捧請文候之間、令進上候
畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元亨三年三月四日

左衛尉久純
「実名之裏二有之」

(花押)

顯娃次郎左衛門尉請文

(花押)

五九 平為重請文

(前二〇山)

鳴津式部孫五郎 (入道々) 慶申薩摩國伊集院嶋廻田地事、任被仰下旨、
相触顯娃次郎尉候之處、請文如此候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
「此間欠トアリ、此元被被下候折者字欠候と見得候」

元亨三年五月三日

平為重請文
(族合)

(花押)

六〇 平成貞書狀

(前二〇山)

薩摩國中村兵衛四郎入道了願申原田垣本領家年貢事、今月五日御教書、
副訴狀、如此候、給御請文、可令注申候、恐々謹言、

元亨三年六月十四日

平成貞 (實稱)
(花押)

謹上 大隅式部孫五郎入道殿

六一 沙弥覺信請文

(前二〇山)

式部孫五郎入道々慶申中候当国 (谷山) 郡山田上別符兩村内宮園以下同村所
務 (事) (今力)

〇〇年三月廿一日六月三日兩通御教書案並〇〇三日御催促狀等、今月

八日到来、謹拜見候、〇〇此条当村惣地頭所務条々事、為袋江〇〇左衛

門尉奉行、訴申道慶之間、被差 (道力) 郡司於御使候之處、不付本解、指違

〇〇使節御教書候之条、奸訴一事向様 (谷難力) 〇〇通候哉、此等次第相親候秋次

三位房 (見知力) 〇〇上者、可令明申候、以此旨可有御披露 (候力) 〇〇恐惶謹言、

元亨三年七月廿五日

「此判裏二有之」
沙弥覺信 (花押)

谷山五郎入道請文

六二 島津忠宗書狀

(旧前一〇山)

山田村義狀九類書留置候、沙汰落居候者、可返進候、恐々謹言、
(為之)

八月四日

忠宗

山田とのへ

(花押)

元亨三、但押札ニ有之

そりやうしまつのしもつけとのほうミやう道義御事、谷山の御きたの時、るいしよのために、山田のもんしよを御かり候状也、なのり御はん
(新様)
かやうに候也、

六三 本性書狀

(旧前一〇山)

谷山郡山田村御讓狀事、披露候之處、御沙汰落居以後、可進之旨、可申之由候、恐々謹言、

九月十一日

(酒匂)
本性(花押)

「到元亨三、九、十一、これハ本しやうはうのしひつ也、しまつ殿御時」

六四 平重基請文

(旧前一〇山)

嶋津式部孫五郎入道々慶申当国谷山郡山田上別符内村内、宮内以下同村所務事、任被仰下候之旨、相触谷山五郎入道候之處、捧請文候、謹令進上候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

元亨三年九月廿八日

平重基(花押)
(謂文)
「名乗下裏ニ有之」

「上書」
「元亨三十二」
洪谷新平次請文

六五 沙弥津性書狀

(旧前一〇山)

御文委細承候了、おほせをかふり候山田北別符の御ゆつり狀の正文事、御内ニ進有之候、たうし御勞のおりふしにて候あひた、申いたして、進せす候、このち申て進へく候、恐々謹言、

九月卅日

(地頭代)
沙弥津性(花押)

六六 鎮西下知狀

(旧前一〇山)

嶋津式部孫五郎法師 法名 道慶 申薩摩国上野平九郎入道禅意抑取農具並牛馬
事

右、雖為守護人奉行之篇、退座之間、所有沙汰也、而給寥院内藤弁以下田地者、道慶相伝知行之處、禅意無故抑取牛馬頭、馬疋並農具等、成勸農妨之間、藤弁并四段卅步、宇治山崎式段、桑坪壹段、小布治田卅步下地不作訖、可被紀返牛馬以下之由道慶依申之、度々尋下之上、以顯姓
(伊作庄下司)
二郎左衛門尉久純加催促之處、如久純去年七月廿一日起請文者、禅意不及請文云々者、難通違背之咎歟、然則於牛馬以下者、可令紀返于道慶者、依仰下知如件、

元亨四年三月廿日

修理亮平朝臣(花押)

六七 谷山覚信代俊忠陳狀案

(旧前一〇山)

谷山五郎入道覚信代俊忠謹弁申

欲早被停止式部孫五郎入道々慶濫訴、被行謀作奸訴罪科、薩摩国谷山郡内山田・上別符内村惣地頭職沽却事、

副進

一通 道慶放券狀 正安五年三月廿三日

右、如道慶濫訴狀者、当郡司覚信非分押領之間、道慶就訴申子細、云関東云鎮西、令押領度々御下知云々、此条道慶、覚信等相並給御下知之間、

非道慶一人所給儀之上者、不及委細歟、同狀云、正安四年為請所限拾捌ヶ年、所去給覺信也、年記過之間、自去年釐致所務之処、覺信及違乱之条無道也、年記違期之上者、被停止濫妨、欲給押領物云々、此条希代奸謀申狀也、以去正安五年三月廿四日為錢貨百貫文米拾石代、令人置彼地頭職於本錢返之条、道慶沽券明鏡也、而称正安四年十月廿日白身沽券狀案文、或引上年記或限拾捌ヶ年沽渡之由掠中之条、無比類謀計也、云奸訴云謀作、其咎争可廻時日哉、就早被經急速御沙汰、任被定置之旨、為被行罪科、粗披陳言上如件、

元亨四年六月日

「統目褒判」(花押)

六八 藤原忠幸書狀

(旧前一〇山)

逐中候

故殿御借狀一見仕候了、是非文書撰候て可申之由仰候、重恐々謹言、

蒙仰候山田村上別符謹狀正文事、披露仕候之処、故入道文書、少々者三郎兵衛尉方にも候、是にハ候やらん、不存知候、文書中撰候て可申之由仰候、恐々謹言、

七月二日

藤原忠幸(花押)

謹上山田殿御返事

六九 平為忠書狀

(旧前一〇山)

中村兵衛四郎入道了願申、薩摩国伊集院原田垣本田年貢事、去一日御教書重訴狀如此候、早任被仰下候之旨、承左右可注申候、恐々謹言、

元亨四年十一月十五日

平為忠(花押)

謹上 式部孫五郎入道殿

七〇 鎮西下知狀

(旧前一〇山)

嶋津式部孫五郎法師法名道慶与石谷右衛門三郎法師法名道有相論、薩摩国伊集院三小山原内中原与良金知行原坂事

右、就相論、擬有其沙汰之処、今年二月廿六日両方出和与状畢、如道有状者、於良金知行原者、道慶領事之、至中原者道有相伝之、而就彼堺、雖及上訴、以和与之儀、自富松北中野猿走定于向嶋北上鼻崎畢、向後

(及脱カ)

互不可有異論云々、道慶状旨趣同前者、此上不異儀、彼地武家成敗之条、前々其沙汰畢、然則相互守彼状、可領掌矣者、依仰下知如件、

元亨四年十一月廿九日

修理亮平朝臣(花押)

七一 島津道鑑国廻狩供人注文案(旧前一〇山直)

(引返シ裏ニ)

殿御国廻共人数

国廻狩御共人数事

御分

御力者四人 御鹿者十二人御馬十疋

御物夫衆

「建武四年二月言上狀ニ福崎五郎見ユ此類屬ナラン」

福崎八郎 下二人 馬一疋

田中入道 下一人 馬一疋

乙鶴御前 御舍弟 下三人 馬一疋

市来御前 同 下三人 馬一疋

殿原

東条藤二郎 上下三人馬一疋

鳥羽孫七 上下三人馬一疋

鳥羽右衛門二郎 上下三人馬一疋

鳥羽弥六 上下二人馬一疋

御中間

「ユタイサシ」
御弓袋差

「三列乙名ノ永田十郎家ニ弓袋サシノ事アリ」
永田太郎 下一人 馬一疋

宗五郎 下一人 馬一疋

一惣家子並殿原 次第
不同

「山田氏也山引合戦討死也」
式部彦七 上下廿七人 乘馬六疋雜駄三疋

「貞久公御前ニ隨テ大友家ヨリ米タト云小田原此人カ然レバ弾正忠ナラン」
小田原入道 上下十人 乘馬三疋雜駄一疋

式部

今村七郎 上下七人 乘馬一疋雜駄一疋

「兵衛入道称阿力」
酒匂兵衛入道代 彈正左衛門尉 兵庫允 上下卅人 乘馬十一疋

「久兼入道兼阿力」
本田孫二郎 上下廿五人 馬十一疋

益山入道 上下八人 馬三疋

中条六郎 上下廿五人 乘馬七疋雜駄二疋

「宮内カ然レハ兼阿又宮内左エ門親兼入道送親事カ」
本田藤内左衛門尉 上下六人 乘馬一疋雜駄一疋

直木彦二郎 上下廿人 乘馬七疋雜駄二疋

本田新兵衛尉 上下十人 乘馬二疋

仲四郎 上下十人 乘馬二疋雜駄一疋

市来崎彦六 上下四人 馬一疋

本田四郎兵衛尉 上下六人 馬二疋

源藤右衛門尉 上下八人 乘馬一疋雜駄一疋

本田又四郎 上下五人 乘馬一疋雜駄一疋

井入道 上下五人 馬一疋

「武光氏事カ」
高水彦九郎 上下五人 馬一疋

執行殿 白拍子一人 上下四人 馬一疋 (ママ)

一泉殿御分

御馬三疋 御殿者五人 御雜色二人 御力者二人

松房御前御分

御馬二疋 御殿者三人 御雜色一人

又三郎殿

御馬三疋 上下五人

殿原分

新田又四郎 馬一疋下二人

式部源四郎 馬一疋下一人

本田又六 馬一疋下三人

石塚平三郎 馬一疋下一人

谷口二郎三郎 馬一疋下二人

一 大隅五郎兵衛尉 馬七疋 雜駄二疋 上下廿五人

「山田氏文書元徳二年二月十四日左兵衛尉助久請文ニ並惣領主大隅助三郎入道助久跡云々トアリ亦貞和二年十一月今川了俊ヨリ道隆公へ被進候状ニ大隅助三郎入道々忍トアリ」

一 大隅助三郎「忠國殿」 馬八疋 雜駄一疋 上下廿五人

一 猿渡新左衛門尉 馬三疋 雜駄一疋 上下十一人

一 猿渡藤三郎 馬三疋 雜駄一疋 上下十一人

一 姉崎八郎 馬二疋 雜駄一疋 上下七人

一 猿渡藤四郎 馬二疋 下三人

一 伊藤入道 馬一疋 下二人 さい駄一疋

古庄縫殿允殿人数事 上下十人 馬二疋

脇殿 下二人 馬一疋

(国)廻符 所宿(次)

御くにまわりかり御入をしゆくつきの事

「番」

一はん、さつまこほり 二はん、みやさと 三はん、くしきの 御かりのため

「今ノ永言事」

四はん、なんかう 五はん、へきの庄 六はん、いさくの庄

七はん、ちらみのるん 八はん、ゑのこほり 九はん、きいれのるん 十はん、たにやまのこほり 十一はん、かこしまのこほり

元亨五年後正月廿二日

七二 山田道慶讓狀

(旧前一〇山)

讓渡 嫡子諸三郎丸所

薩摩因谷山郡内山田上別符兩村地頭職以下事

右所領者、相副亡父式部太郎忠実讓狀並關東御下知以下証文等、限永代讓与諸三郎丸畢、但上別符内よこてこまはしり・くきの、以上三ヶ所 四室界各 者、次男かめ三郎丸にゆつりたふところ也、諸三郎無男子者、かめ三郎か子に讓迎新、かめ三郎無男子者、諸三郎か子に讓迎新、諸三郎並かめ三郎兩人共をの子なくは、雖為女子、一門の中に令相嫁仁可令相伝也、若又兄弟共無実子ハ、一門の中に志あらん人を取養て、ゆつりたふ迎新、爰彦六事、もとより不調の人たるうへ、对于道慶しゆくの現不忠之問、永令義絶畢、迄于彦六か子々孫々、雖為段歩、道慶之跡を不可給与、於令背此旨子共者、道慶所領不可知行、仍為後日、以自筆所書与讓狀如件、

正中式年四月十九日

「山田家三代初二郎丸式部孫五郎宗久」
沙弥道慶(花押)

七三 山田道慶讓狀

(旧前一〇山)

讓渡 嫡子諸三郎丸所

薩摩国伊集院並給黎院内田園等事

一田地分

壹町 大道田 柳田 山下田 こは田 同院福山村内 但くつれわたり年々荒不河成在之

四段 馬渡のつつみより上、同院占里内 不作

八段十藤部桑原内山さきこふら田給黎院内 有之

年々荒不同前

一園分

壹所 古江園同院久徳名内 但此内荒野在之

壹所 桑のさこ同前 但荒野同前

壹所 但新開田 福山村同院内在之

右、田園等、道慶相伝知行之間、相副次第並鎮西御下知等、限永代讓与諸三郎丸畢、他さまたけなく可知行之也、爰彦六事、もとより不調の人たるうへ、对于道慶しゆくの現不忠之問、令義絶畢、迄于彦六子々孫々雖為段歩、彼田園等不可給与、於令背此旨子共者、道慶跡を不可知行、仍為後日、以自筆所書与讓狀如件、

正中式年四月十九日

沙弥道慶(花押)

七四 山田道慶置文

(旧前一〇山)

さつまの国谷山郡内山田別符兩村地頭職、但かめ三郎にゆつる分を除て、諸三郎にゆつりあたへ畢、このちハ、わうしやくの所領也、ゆめくわけゆつるへからず、男子壹人にゆつるへし、男子なくハ、かめ三郎知行すへし、又わけゆつらんをいては、道慶かゆつる所壹所も知行すへからず、諸三郎かすへくいたるまでも、此狀をかたくまはるへし、若いはいするもの出来ハ、かめ三郎かすへくいたるまでも、おさへ知行すへき也、仍末代のために、せうもんの狀如件、

正中式年卯月十九日

「宗久」
道慶(花押)

七五 山田道慶和与状案

(旧前一〇山)

和与

谷山五郎入道覚信与薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭式部孫五郎入道々慶相論當村所務条々沙汰事

一、兩村内野畠所當以下地頭得分等覚信同令抑留由事

一、同村内宮廬並久吉園桑代以下地利物覚信同令抑留由事

一、同村地頭職請所過年記否、為本物返否相論事、

一、寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、

一道慶令抑留質人並錢貨以下損物等由事、

右、於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成關東御下知、就所務相互申子細之間、正安二年七月二日道慶於鎮西重預御裁許之、而不被札返所被載彼御下知之野畠以下地頭得分等之間、連々雖訴申、云地頭綺云當村条々訴訟、以和与之儀、一向令停止之、有限之加徵米地頭米拾五石、但如正安

三年取帳日錄者、雖為拾肆石參斗捌舛、就和与拾五石定之畢、次野畠地利物參石並麥地子是等者壹石伍斗此外檢斷以下色々得分等代錢合拾肆貫

文、每年十一月中仁無未進可被致沙汰之由、致契約之間、止地頭綺者也、但過約月者、地頭職如本可知行之、次於地頭米者、任先例、於郡司所倉可被勘渡、至野畠並所當等者、於當村可直納之、次件得分等者、伊集院伊作兩所之間、以當村百姓可被運送、若背此状致違乱者、自今年丑至于

辰年、令返与來納四ヶ年分、可知行也、此上者更不可有改変之儀、仍為後証龜鏡、和与状如件、

正中二年六月一日

沙弥道慶在判

「上書何之」
山田上別符當村地頭所務和与状案 地頭方分

七六 谷山覚信和与状

(旧前一〇山)

和与

薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭式部孫五郎入道道慶与谷山五郎入道覚信相論當村所務条々沙汰事

一、寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、

一、道慶令抑留質人並錢貨以下色色損物等由事、

一、兩村内野畠所當以下地頭得分等、覚信令抑留由事、

一、同村内宮廬並久吉園桑代以下地利物覚信同令抑留由事、

一、同村惣地頭職、為本物返否、過請所年記否相論事、

右、於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成關東御下知、就所務相互申子細之間、正安二年七月二日覚信於鎮西重預御裁許畢、而不被札返所被載御下知之桑算失以下得分等之間、連々雖訴申之、以和与之儀一向停止惣

地頭綺之由、被契約之間、止當村条々訴訟、有限之加徵米地頭米拾五石、但如正安三年取帳日錄者、雖為拾肆石參斗捌舛、就和与拾五石定之畢、

次野畠地利物參石並麥地子是等者壹石伍斗此外檢斷以下色々得分等代錢

拾肆貫文、每年十一月中無未進、於當村可致弁、於地頭米者、任先例、於郡司所倉令勘渡也、次至野畠並麥地所當等者、於當村可被口納之、次件得分等者、當国伊集院伊作兩所之間、以當村百姓可運送之、但自今年丑

至于辰年四ヶ年分來納可被取之由、被申之間、致其沙汰畢、若背此状、十一月申令違期者、如本可被知行所務、此上者更不可有改変之儀、仍為後証龜鏡、和与状如件、

正中二年六月一日

沙弥覚信(花押)

「石之改書」
為後証奉行人所加署也

正中式年十月十日

(齊藤左衛門三郎)
藤原(花押)
(太田孫七能信)
三善(花押)

七七 谷山覚信契約状案

(山冊)

谷山郡内山田上別符兩村惣地頭職得分事、就和与之儀、自今年^丑至于辰年
來納四ヶ年内參ヶ年分者、致其沙汰畢、今壹ヶ年分錢賃拾肆貫文地頭米
拾五石野畠參石並麦地子壹石五斗、御下知以後可并濟候、仍狀如件、

正中貳年六月一日

覚信在判

右ノ口裏ニ有リ

山田上別符色々地頭得分來納二ヶ年契約状
二通案文又覚信同子息共之濟物也

七八 鎮西御教書

(旧前一〇山)

島津孫五郎入道々慶申、牛馬以下事、重申狀如此、上野平九郎入道禪意
背度々々下知狀云々尋実否載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

正中二年七月三日

(北条英時)
修理亮(花押)

知覽又四郎殿

七九 山田忠隆請文案

(山冊)

此狀正文ハ同十六日使石むれのりつしをもて治郎さへもんじうけとら
する、此案文ハりつし事、^(書カ)
^(律師)

谷山郡内山田上別府兩村惣地頭職得分事、就和与之儀、自今年^丑至于辰
年來納四ヶ年内參ヶ年分致其沙汰内、於錢賃四貫文、地頭米拾五石、野
畠所當參石並麦地子壹石五斗者、來廿日前、可令并濟候、仍狀如件、

正中貳年七月十三日

忠隆在判

右口裏ニ有リ

同覚信狀案

(入道隆信)

谷山五郎左衛門狀案 山田上別府地頭得分
來納可進候事

八〇 鎮西下知狀

(旧前一〇山)

薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭大隅式部五郎法師^{法名} 与谷山五郎
資忠法師^{法名} 覚信 相論當村所務条々事

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、今年六月一日兩方出和与狀訖、爰如覚
信狀者、和与薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭式部孫五郎入道々慶与
谷山五郎入道覚信相論當村所務条々沙汰事、一、寄事於領家所務、道慶令
抑留郡司得分由事、一、道慶令抑留質人並錢賃以下色々損物等由事、一、
兩村内野畠所當以下地頭得分等覚信令抑留出由事、一、同村内宮内並久吉
蘭桑代以下地利物、覚信令抑留事、一、同村惣地頭職為木物返否、過請
所年紀否相論事、右於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成關東御下知、
就所務相互申子細之間、正安二年七月二日覚信於鎮西重預御裁許畢、而
不被紀返被載彼御下知之桑算失以下得分等之間、連々雖訴申、以和与
之儀一向停止惣地頭職之由、致契約之間、止桑々訴訟、有限之如徵米
地頭 拾五石、但如正安三年取帳目錄者、雖為拾肆石參斗捌升、就和与
米斗定 拾五石、但如正安三年取帳目錄者、雖為拾肆石參斗捌升、就和与
拾五石之由定之畢、次野畠地利物參石並麦地子壹石五斗^{是等者} 此外檢斷
以下色々得分等代錢合拾肆貫文、毎年十一月中無未進於當村可致并、於
地頭米者、任先例、於郡司所倉可令勘渡也、次至野畠並麦所當等者、於
當村可被直納之、次件得分等者、當国伊集院伊作兩所之間、以當村百姓
可運送之、但自今年^丑至于辰年四箇年分來納可被取之由被申之間、致其
沙汰畢、若背此狀、十二月中令違期者、如本可被知行所務、此上者更不
可有改變之儀云々、如道慶狀者子細同前者、此上不及異儀、守彼狀、相
互可致沙汰之狀、依仰下知如件、

正中二年十月十日

「統目裏判」(花押)

(北条英時)
修理亮平朝臣(花押)

八一 山田道慶讓狀

(旧前一山)

(設与) (諸)
ゆつりあたうるもろ二郎に

(薩摩) (谷山郡) (別右地頭)
さつまの国たにやまのこほりの内山田へつふのちとう米十五石・同ね
貢用・途
んくようとうの内十貫文の事

右、山田上へつふのちとうしよむたうけいとかの所のくんし五郎入道か
(信) (和号) (契約) (進) (不審)
くしんとわよせしむるうへは、けいやくの状にちかハさらんとは、く
たんの米とようとうをとるへし、よて後日のふしんあらしたために、白筆
(書讀)
をもてかきをくゆつり狀如件、

正中参年二月十九日

たうけい (花押)

八二 沙弥覚信書狀

(旧前一山)

山田上別符両村惣地頭得分物事、如御狀者、諸三郎龜三郎仁令讓之候畢、
彼得分、任契約狀可有御沙汰候ハ、可存其旨候、恐々謹言、
二月廿五日
沙弥覚信 (花押)

八三 鎮西御教書

(旧前一山)

島津大隅式部孫五郎入道々慶申薩摩国上野平九郎入道禪意背度々下知狀、
不并農具並牛馬事、請文披見畢、所詮於論物者、任先下知、可沙汰渡道慶、
次禪意違背咎事、所被分召所領五分老也、仍執達如件、

嘉曆二年十二月十六日

(北条英時)
修理亮 (花押)

智覽又四郎殿

八四 山田道慶重中狀

(旧前一山七)

大隅式部孫五郎入道々慶重言上

薩摩国御家人上野平九郎入道禪意背教々度御下知、不糺返農具並
牛馬等罪科事

副進 一通 追御下知教通略之

右違背之重科至極之上者、任傍例為預御裁許、重言上如件、

嘉曆四年正月日

(貞三右之)
(花押)

八五 鎮西御教書

(旧前一山)

島津式部孫五郎入道々慶申、薩摩国上野平九郎入道禪意背下知狀、不并
農具並牛馬由事、先度被仰了、不日守彼狀、可沙汰渡也、仍執達如件、

嘉曆四年三月五日

(北条英時)
修理亮 (花押)

智覽又四郎殿

八六 鎮西御教書

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別符兩村地
頭職安堵事、申狀 副具 如此、早云当知行之美否、云文申仁之有無、載起
請之詞、可被注申也、仍執達如件、

嘉曆四年五月廿三日

(北条英時)
修理亮 (花押)

「和泉殿」
島津三郎兵衛尉殿

八七 山田諸三郎丸重申狀

(旧前一山)

島津大隅式部孫五郎入道々慶子息藤原諸三郎丸重言上
薩摩国谷山郡山田上別符兩村以下地頭職安堵事

副進

三通御教書案

右、云当知行之篇、云被支申仁之有無、可被尋注進之由、被仰

嶋津三郎兵衛尉「忠実」
鮫嶋彦二郎入道「蓮道」之處、云今無音之上者、任傍例、為預御注進、重
智覽見院郡司「忠世」
言上如件、

嘉曆四年六月 日

(裏花押)

和泉忠氏譜中

匪独美忠探題別致鮫島彦次郎入道蓮道智覽郡司四郎忠世書亦如之、各皆
注進、遷延六月、諸三郎丸忠能上表復請之、

八八 谷山覚信請文

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶申候当郡内山田上別符兩村地頭職安堵事、御使
節之由承及候、於件地頭職者、以和与之儀令治定、得分等、而方預鎮西
御下知候之處、如所務管領、子息相伝之条存外之次第候、仍御下知並和
与状案文進之候、御注進此等之子細候者、為悦存候、恐々謹言、

「嘉曆四年歟」
七月一日

「谷山五郎資忠法師」
沙弥覚信(花押)

謹上 智覽殿

谷山五郎入道請文

八九 鎮西御教書

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別符兩村地
頭職安堵事、重申状如此、早云当知行之実否、云支申仁之有無、可注中
之由先度被仰訖、早速可被申左右也、仍執達如件、

嘉曆四年七月廿七日

修理亮(花押)

「和泉実忠」
島津三郎兵衛尉殿

和泉実忠譜中

七月廿七日、探題英時致実忠書令以示右状、復促速報、

九〇 島津実忠請文

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別符兩村地
頭職安堵事、道慶当知行之間、讓与諸三郎丸之条、無異儀候、又無支申
仁候、此条若偽申候者、日本国中仏神御討可罷蒙候、以此旨可有御披
露候、恐惶謹言、

嘉曆四年九月廿五日

下野三郎兵衛尉請文

「和泉島津実忠」
左兵衛尉実忠(裏花押)

九一 平忠世請文

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国内山田上別符兩村地頭安
堵事、去五月廿三日御教書謹拜見候畢、抑谷山五郎入道覚信捧和与状並
御下知案文、令申子細候、仍覚信書状謹令進上候、此条偽申候者、日本
国中神祇冥道御罰可罷蒙候、此旨可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆四年九月廿七日

「知覧」
平忠世請文

此判裏ニアリ(花押)

「上書三有之」

智覽院郡司請文

九二 鎮西御教書

(旧前一山)

島津式部孫五郎入道々慶申、上野平九郎入道禅意背下知状、不并農具牛
馬事、請文披露畢、於論物者、不日可糾渡、至罪科者、所被分召所殘之
所領四分毫也、仍執達如件、

元徳元年十二月五日

智覽又四郎殿

「北条英時」
修理亮(花押)

九三 道覚代重俊和与状

(世田前二一山)

和与

薩摩国伊集院内田蘭等事

右、当院内式部孫五郎入道々慶知行田地壹町肆段内、一丁号馬渡、式段御田内、式段号世戸口、並

蘭式ヶ所内、一所号江蘭、一所号源太追令取本銀返賃券之處、被致煩之問、雖經上訴、

以和与之儀、此内田地四段、柳田内式段、並蘭一ヶ所、号源太追永代被去与之上者、

永所止訴訟也、殘田地一町、号馬渡蘭壹ヶ所、号古道覚不可相綺之、道慶

如元可有知行者也、若背彼状、相互致違乱煩者、可被申行其咎也、仍和与之状如件、

元徳元年十二月九日

沙弥道覚代(花押)

(裏書)

為後証、奉行人所加署判也

元徳元年十二月廿五日

縫殿允(花押)

三善(花押)

九四 鎮西下知状

(旧前島一一山七)

大隅式部又三郎入道々党与島津式部孫五郎入道々慶相論薩摩国伊集院内田蘭事、

右、就訴状尋下之処、兩方和与畢、如道慶今月九日状者、伊集院内田地四段、柳田並蘭壹所、源太追者、所去瘦道覚也、有限公事随分限可勤仕云々、如

道覚代重俊同日状者、田地壹町馬渡蘭壹所古江者、如元道慶可知行之間、不可相綺云々者、此上不及異儀、守彼状相互可領知者、依仰下知如件、

元徳元年十二月廿五日

(北条英時)
修理亮平朝臣(花押)

九五 伊集院助久請文

(旧前一一山)

去年十二月十六日御教書今年三月五日到來、謹拜見仕候事、(畢)

抑島津式部孫五郎入道々慶中、薩摩国伊集院用丸名内原田垣本証文事、
「五郎太郎久親法名道智也」

道智、助久等在津之時、彼文書之案三通所持之間、進覽之、於正文者、仰

于当名惣領主大隅助三郎入道、助久跡、可被尋下候歟、此外文書等事、不令存知候、以此旨可有御披覽候、恐惶謹言、

元徳二年三月十四日

(伊集院)
左兵衛尉助久請文

名乗之裏ニ有之(裏花押)

九六 鎮西御教書

(旧前一一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸中薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭職安堵事、中状如此、為訴人不終沙汰之篇云々、所詮来月廿日以前可參決也、仍執達如件、

元徳二年四月廿日

(北条英時)
修理亮(花押)

谷山五郎入道殿
「見信」

九七 山田上別府地頭得分請取状案

(山世)

山たかミへふ、くゑんとくくわんねんのいろいろのちとくふんの事、

右ちとう米十五石うけとり候ぬ、又のはく三石、むき一石五斗、ようと
う十四くわん文、おさむる所くたんのことし、

くゑんとく二年卯月

九八 地頭得分請取状案

(山冊)

一ハんこのうけとり□いたさせ給候へく候うへは□のひやふ殿をう□
はせ給候て、御あつらへ候て、御はんをしてつかはし候へく候、もしお
さむるとかきて候事きらひ申候ハ、かのとくふんはうけとりものも候、
又おさむるものも候あひた、くちニ□おくにをさむると□んするハ
なにかろろひ大き□此よくもんたう申せとよくく仰ふくめ候へく候、
請取

薩摩国谷山郡内山田上別府符村地頭得分物事

合

右色々得分物等去年^{元徳}分皆納如件、

元徳二年卯月

もし一ハんのうけとりニいろくのいんしゆの候はぬ、つよくきらひ申
候ハ、かやうにかん□に御てにてかきて候、はんをしてつかはし候へ
く候、

九九 山田上別府地頭得分請取状案

(山冊)

山たかミへふくゑんとくくわねんのいろく^(ん脱カ)のちとうとくふんの事
右ちとう米十五石うけとり候ぬ、又のはく三石、むき一石五斗、ようと
う十四くわんおさむる所くたんのことし、

くゑんとく二年卯月

この状ハないく御心□かためにかきてたひをく、これをは人にミせさ
せ給候まし候、御てにてかゝせ給候ハんする事も、又御はんもゆめ
くたれニもしらさせ給□候へく候、又御ハんをハさとひきてしハん
にをさせ給候へく候□

右口裏ニ有

これはないく御心入のための状也、三ヶ年のとくふんのき□山田
上へふのちとうとくふんうけとり状□

一〇〇 山田上別府地頭得分請取状

(山冊)

三ヶ年のとくふんうけとり候ハんする時いたし候へく候

山田上別府得分物請取案

請取

薩摩国谷山市郡内山田上別府兩村地頭得分物事

合

右色々得分物等去年^{元徳}分皆済如件、

元徳二年卯月 日

一〇一 谷山覚信請文

(旧前二、山)

去五月廿五日御教書案並去月廿七日御催促状謹拝見仕候畢、抑大隅式部
孫五郎入道道慶子息諸二郎丸申薩摩国谷山郡内山田上別府兩村惣地頭
職安堵事、道慶背御下知並和与状等、掠申御教書候之条、存外之次第候、
所詮此等之子細、在津代官可明申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元徳二年壬戌六月二日

沙弥覚信 請文

「名乗ノ下裏ニアリ」

(花押)

一〇二 渋谷定円請文

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡内山田上別符西村地頭職安堵事、就去五月廿五日御教書、相触谷山五郎入道候之處、捧請文候、謹令執進上候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元徳二年後六月八日

沙弥定円 請文

「名乗ノ下裏ニ有之」

(花押)

「上書ニ有之」

渋谷新平次入道請文

一〇三 鯨島蓮道請文

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別符阿村地頭職安堵事、嘉暦四年九月十日御教書案並去月廿九日御催促狀、謹拜見仕候畢、抑此事被成嘉暦四年五月廿三日御教書候之處、捧谷山五郎入道覚信支狀候之間、同以七月十一日令注進候畢、若此条偽申候者、日本國中仏神御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元徳二年後六月廿五日

沙弥蓮道 請文

「名之裏ニ有之」

(花押)

鯨島彦次郎入道請文

一〇四 渋谷元祐請文

(旧前一山)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別符西村地頭職安堵事、任被仰下候之旨、相触鯨島彦次郎入道候之處、請文如此候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元徳二年七月五日

沙弥元祐 請文

「名之裏ニ有之」

(花押)

渋谷弥平三入道請文

一〇五 鎮西下知狀

(旧前一山)

上野平九郎入道禪意与大隅式部孫五郎入道々慶相論薩摩国伊集院土橋名一分警固用途事、

右、禪意則於福山田馬渡島廻田地三町余者、為久得名内惣領主備前房隆賀知行之處、彼所役等無沙汰之間、被経御沙汰之刻、隆賀依不合期、禪意先就經替之、於庶子分警固用途者、可為禪意計之由、隆賀出狀畢、而庶子道慶抑留彼所役之上者、可預裁許之由訴之、道慶亦件田地等非久得名内、為土橋名内各別知行之處、以他名所役換申之条、無謂之旨陳之、仍訴陳一問答之後、禪意為訴大依不終沙汰之篇、雖遣還召文無音之間、以智覽院郡司忠世重加催促之處、如今年六月二日忠世請文者、道慶申警固用途事、任被仰下之旨、雖相触禪意、不及散狀云々起請之詞格之者、禪意以久得名所役、懸申土橋名内田地之条、背理致欺、就中帶惣領隆賀契狀之由雖申之、不出帶正文之間、旁為胸臆之上、為訴人違背召文之条、不遁難決之咎欺、然則所棄猶禪意訴訟也者、依仰下知如件、

元徳二年十一月十六日

一〇六 谷山覚信代教信重申狀 (旧前一山)

谷山五郎入道覚信代教信重言上

欲早召出式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸、白称延応狀、且被処惡口
奸訴罪科、且任御下知並和与狀旨、蒙御成敗、薩摩国谷山郡内山田上
別符向村惣地頭職安堵所望無謂子細事、

右、当郡々司以下所職所帶等者、為覚信先祖開免領主、去建仁三年十二

月廿五日令拝領関東下文以来、代々無相違之子細、先進狀等炳焉也、爰

諸三郎丸先陳云、高祖父豊後守忠久拝領之處、信忠覚信為忠久芳志令知

行之条、忠光覚信延応二年狀顯然也、覚信亡父祖代々芳志之跡、捧存外

推参之支狀取證云々、此条覚信曾祖父信忠当郡補任之条、御下文等嚴重之處、

為忠久之芳志令知行之由、構申不実之間、可被召証跡旨雖申之、不及出

帶、以傍輩為忠久芳志当郡知行之由載陳狀之上者、偏称恩顧之由歟、争

可通其咎哉、次重陳狀云、棟論之由緒、云芳志之子細、非当論肝要之間、

所闕筆也云々、就之案之、云延応狀、云芳志所見、為不実之間、寄事

於関東御下知、雖遁申之、召出彼狀、被經細碎御沙汰、欲被処奸訴惡口

罪科、次同陳云覚信者、為外戚縁者之条、無子細、諸三郎丸者忠久正流

也、不可依年少、為覚信郡司身支申安堵、止地頭名字、可被召得分讓之

由載訴狀之条、自由推参過分云々、此条於国領者、以郡司号地頭、至庄

園者以下司称地頭、所謂本補地頭是也、就中右大将家御代、文治年中諸

国守護惣地頭職御進止之間、被補御家人、承久以来被定新補率法迄、仍

本新共以関東御成敗也、覚信或宛給郡司職御下文、或預別納御下知、

令兼帶兩職、度々抽軍忠、所領勲功賞也、忠久者令拝領惣地頭職之間、

令取段別五升加徵米之外、不相納下地者也、覚信者為開免領主、預関東
御下知御下文等之上者、何可有差別之儀哉、而諸三郎丸覚信為郡司之身、

自由過分推参之由書載乎、怪詞於陳狀之条、招其咎者哉、凡不謂内外戚、

对于叔父致礼節者尋常法也、道慶書与和与以前讓狀於諸三郎丸、望申安

堵、擬成後日知之間、支中之条、何可為自由過分推参之儀哉、争可相逼

過言奸訴之咎哉、次同陳云、忠久守護地頭向職拝領以来、云一円領知之

所々、云郡司名主相交之地、帶地頭職御下文等所知行也、覚信与道慶和

論関東鎮西御下知和与狀等皆悉山田上別符向村地頭之由、被載下畢、依

何可載惣地頭職之由可支申哉云々、取證此条如載先段、忠久拝領者惣地

頭職也、非下地領主之處、不載惣字、如下地管領之地頭、差四至界於該

狀、可望申安堵之条、奸謀至極也、隨而相分当郡惣地頭職之後、出夷道

慶等未給安堵御下文之上、一向止惣地頭之綺、定米錢員數、於郡司所倉

本可請取之由、就出和与狀、被成御下知之間、道慶有限得分物可請取之

条、狀文分明也、不載惣地頭職、申給御外題、称後日御下文、擬破申和与

御下知之条、造意顯然也、加之不可載惣地頭字之旨令申上者、奸曲之至

為顯然者哉、次向村事、非永代和与之儀、暫令契約得分云々、是又奸謀

也、如和与狀者、一向止惣地頭之綺、定米錢相互不可變改、為將來龜鏡

云々、仍任彼狀、被成御下知之條、非永代和与之由權申上者、奸謀亦以

露顯畢、又云顯娃郡地頭御外題覚信承伏畢、顯娃谷山共道仏一人跡云々、

此条道仏知行者惣地頭職也、於下地者顯娃谷山各別領主之間、不可混亂

之上者、何可号承伏哉、次覚信不并彼得分、而道慶不請取之由、企遊訴

云々、此条道慶為破和与、不請取得分之間、就訴申、御沙汰最中也、次

披給御教書、兩年不付之由事、即雖付之、不及陳答之間、申付度々御教

書畢、不可依胸臆浮言、又云、支申地頭職安堵之条、云約月以後、云非

分違乱、露顯之上者、於所務者如本可被給付道慶云々、此条諸三郎丸当

村讓得由称之、於当御手望申安堵、以三番御引付御沙汰、可被給付道慶

之由書載、安堵相論陳狀之条、且于兩様迄、次支申安堵之条、不依違之

子細、具于先訴先段、所詮於惣地頭所務者、就和与被成御下知之間、諸三郎丸不可相綺之上者、依何可望申安堵哉、然早為被停止非規濫訴、重言上如件、

元德二年十一月 日

上書

二問狀案請三郎丸申安堵事 元德二十一年廿五
谷山五郎入道代重狀

一〇七 鎮西御教書

(旧前一山)

島津式部孫五郎入道々慶申薩摩國上野平九郎入道禪意不亂返農具以下事、請文披露畢、所詮禪意背度々下知狀無沙汰云々、於論物者守彼狀、可紀渡、至違背之咎者、先度被分召所領五分式之間、參相殘畢、重卷分所被召上者也、仍執達如件、

元德二年十二月十日

智覽院又四郎殿

(北条英時)
修理亮(花押)

一〇八 日置伊作庄文書取請狀

(旧前一山)

請取 日置伊作御文書正文等事

合

一通 正應五年十一月卅日伊作庄三ヶ名和与狀正文

一通 同六年正月十三日三ヶ名和与御下知正文但東也

一卷 口置伊作下地中分狀正文

一卷 伊作日置下地中分三付天閑東御下知正文

一卷 日置北鄉内吉利名御下知但鎮西也元德元年十一月五日

一通 伊作庄坂本刑部房澄田申公事用途御下知正文元德二年二月廿九日

一通 比志島孫太郎入道仙念檢斷和与狀正文四月廿三日

一通 就彼沙汰鎮西御下知正文嘉應四年七月五日

右御文書等正文、自山田殿所請取也、但山田殿文書正文請取ハ、以後日

撰出之、可返遣之狀如件、

元德三年正月八日

教事(日九)
道性(花押)

一〇九 鎮西下知狀

(旧前一山)

谷山五郎實忠法師法名与大隅式部孫五郎宗久法師法名子息諸三郎丸相論条々

一、薩摩國谷山郡内山田上別符兩村地頭職安堵事、
右、於彼地頭職者、道慶和副代々御下文以下証文、讓与諸三郎丸之間、可預安堵御下文之中、就申之、有其沙汰之刻、覚信依支申、所相番訴陳也、爰兩方所申枝葉雖多、所詮覚信則於當村者、為重代相伝之私領、郡司進止之間、右大將家以後代々帶御下文御下知狀等、知行無相違之地也、而於惣地頭者有限加徴候斷之外、不相綺下地之處、諸三郎丸親父道慶非法張行之間、及訴訟之刻、恐自科、可停止惣地頭綺之由、就山和与狀、正中二年十月十日預下知狀、道慶書与被下知以前讓狀于子息等、掠給安堵外題、擬致違乱之由、訴之、諸三郎丸亦背關東鎮西度々下知狀、濫妨地頭所務、抑留得分物之間、多年雖及訴訟、覚信恐謀書以下罪科、依致懇望、定地頭得分員數、令和与訖、於地頭職者、高祖父豊後守忠久以來代々預御下文之間、帶親父道慶讓狀、申安堵之處、覚信為郡司之身、寄事於所務和与下知、支申地頭職安堵之条、無謂之旨陳之者、於惣地頭者、加徴米以下得分管領之仁也、郡司省下地進止之上、可停止地頭綺之由、令和与、預下知之間、道慶縱離分讓子息等、可配分地頭得分内款、諸三郎丸号地頭、申安堵之条、無其謂之旨、覚信雖稱之、彼下知者、關所務相論、為郡司之沙汰、令弁濟地頭得分之中、所見也、更止地頭之綺、一出可郡司進止之条、無証跡是、次就道慶和与、預下知事者、正中二年十月十日也、諸三郎丸所帶道慶讓狀者、為同四月十九日款、以和与以前狀掠給安堵、擬致違乱之由、覚信中之處、高祖父忠久跡所領一族等知行之所々、云惣領分、云庶子分、大略郡司相並之地雖在之、皆以預地頭職御下文訖、就中地頭与郡司和与所務、雖令契約得分物、就彼和与支申地頭

安堵之条、無其例歟、就覺信支狀、於被關安堵所望者、向後不可有地頭之号歟、隨而讓狀前後覺信難締申之旨、諸三郎丸陳答叶理致歟、^二次如道慶讓狀者、山田上別符地頭職事、相副亡父忠實讓狀並關東御下知以下証文等、讓與諸三郎丸訖、但上別符內橫手・駒走・釘野以上三箇所見取帳面者、所讓與次男龜三郎丸也云々、不載惣地頭之詞、如下地進止、定四至堺、書與讓狀於子息等之条、奸曲之旨覺信雖申之、分讓所領於子孫之時、就分限多少、書分四至堺之条、為通例之問、不足其難歟、云關東御下文、云父祖手繼狀等、代々為地頭職、諸三郎丸知行之上者、今更可書載惣地頭之詞於讓狀哉、覺信為郡司之身、難支申地頭職相伝歟、^三次於當國顯姓郡地頭所務者、大炊助教公知行之時、止代官入部、令與所務、雖被成下知惣領下野前司入道々義^四今子伝領之間、依讓與子息豐後守実忠、申給安堵外廻訖、然而郡司敢不申子細歟、顯姓・谷山共以曾祖父道公之跡也、所務之跡又為同前之問、覺信支狀旁以難被許容之由、諸三郎丸載陳狀之処、覺信無重申旨之問、頗難伏歟、^五次覺信帶建仁三年以來關東御下文以下御公事勤仕狀等、雖申子細、彼狀皆以為郡司職知行所見之問、不足當論証文之上、以得分和与下知、一向擬停止地頭名字之条、覺信造意非無奸曲歟、^五然則於彼兩村地頭職安堵者、覺信所支申不及沙汰焉、

一、惡口事、

右、覺信則如諸三郎丸陳狀者、於當郡々司職者、高祖父忠久地頭職并領之時、覺信曾祖父信忠為忠久芳志、令知行之条、覺信祖父忠光延應二年狀分明也、覺信曾祖父祖代々芳志、支申地頭職安堵云々、於當郡者、信忠帶補任御下文、領掌于今無相違之處、為芳志知行之由、令申之上者、偏為恩顧之旨、稱之歟、可被惡口咎之由、訴之、諸三郎丸亦於當郡地頭職者、為平家沒收之地、忠久并領之問、本補地頭也、覺信者、為郡司相從地頭所務、令并勤所當公事之職也、而覺信為郡司支申地頭職安堵之条、過分之造意也、隨而忠光延應狀事、被引載關東御下知之上者、芳志之詞非惡口之旨、陳之者、如弘安十年十月三日關東御下知案者、薩摩國御家人谷山五郎資忠与當郡内山田上別符兩村地頭大隅式部太郎忠^六有傳子息二郎九代義父道智相論条々、一惡口事、資忠則為恩顧仁之由、久親載訴

狀訖、為惡口之由、申之、久親亦資忠先祖忠光得當郡代官職訖、何可為惡口哉之旨、稱之、爰如久親所進忠光七月八日^七付延應狀者、谷山地頭御方御代官職事、如元所申請也、御代官職給大候波年間波、別御志仁代官一人立候天、時々波御送向中候大、番宿直勢佐世候忍志、暫毛候天、過幾難久候波年時波、暇申天罷出候忍志云々者、帶此狀、道智申子細之処、為案文之問、難被信用之由、資忠申之、於正文者、惣領帶持之問、可被召出之旨、地頭雖稱之、如狀者、為請所証文之由、所見也、難稱恩顧地頭、亦帶此狀、聊申子細之条、非指惡口之問、不及沙汰云々、彼狀不副進本訴具書之上者、難被許容之由、覺信代教信雖申之、引載諸三郎丸陳狀之上、引付問答之時、出帶之處、教信不加指難破之問、承狀歟、然則恩顧之段、猶以非惡口之由、被載關東御下知之上者、芳志之詞難稱過言矣者、依仰下知如件、

正慶元年十二月五日

(北条英時)

修理亮平朝臣(花押)

「繼日裏判」

(花押)

一一〇 鎮西御教書

(旧前一二山七)

大隅式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道覺信相論薩摩國谷山郡内山田上別符地頭所務事、被裁許訖、早渡谷又次郎入道相共、守下知狀、可被沙汰付彼所務於道慶也、仍執達如件、

(北条英時)

修理亮(花押)

正慶元年十二月十日
渡谷新平次入道殿

一一一 鎮西下知狀

(旧前一二山)

大隅式部孫五郎宗久法師^八道慶与谷山五郎資忠法師^九法名相論薩摩國谷山郡内山田上別符兩村地頭所務事

右、訴陳之趣子細雖多、所詮道慶則覺信為當郡々司背閔東御下知狀等、抑留地頭得分之間、訴申之刻、依致懇望、令和与所務、去正中二年十月十日、向方預下知訖、而覺信背裁許、抑留地頭得分米錢之上者、任契狀、如元可致所務之由、訴之、覺信亦彼得分物可致沙汰之由、雖相觸、道慶為破和与、依不請取之、經上裁申成御教書之處、覺信抑留之由掠申之条、奸謀之次第也、所詮任下知狀、可致弁之旨陳之者、如覺信正中二年六月一日和与狀者、云加徵米、云檢断以下得分物、每年十一月中於当村可致沙汰、若背此狀、十一月中令違期者、如元可被知行所務云々、任彼狀十一月申請取件得分物之由、雖相觸覺信、不及叙用之間、擬訴申之刻、覺信為塞後訴訟、以前雖申賜御教書、不終沙汰之篇、經兩年之上、薩州与博多行程為十余日之処、元德元年十一月以後十二月十一日覺信捧訴狀於賦方、同十六日申給御教書訖、兼日企奸訴之間、日數不幾數、是則令抑留地頭得分、道慶及訴訟之時、先立經上裁之由、為遲申也、就彼御教書、覺信奸訴弥令露顯之旨、道慶申之処、任契狀可致弁之由、雖相觸、道慶為破和与不請取之、過約月之間、訴申之上者、無抑留儀之旨、覺信雖稱之、十二月十六日申賜御教書之後、迄于翌年四月、為訴人、不終沙汰之篇、送兩年、道慶訴訟以後始而令山帶訖、覺信奸曲為顯然之間、不可依彼御教書敷、隨而契約得分物十一月中不致弁者、如元可被知行所務之由、載覺信契狀之上、被引載彼文句於下知狀訖、覺信地頭得分抑留之時、可悔返和与之条勿論敷、然則於彼兩村者、任正中下知並覺信契狀等、道慶如元可致所務也、次相論以後地頭得分物事、同可令亂返矣者、依仰下知如件、

正慶元年十二月十日

(統日纂判)

(花押)

一一二 鎮西御教書

(目前二山)

大隅式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道覺信相論薩摩国谷山郡内山田上

別符兩村地頭所務事、被裁許訖、早渋谷新平次入道相共守下知狀、可被沙汰付彼所務於道慶也、仍執達如件、

正慶元年十二月十日

修理亮 (英時) (花押)

渋谷又次郎入道殿

一一三 鎮西御教書

(目前二山)

大隅式部孫五郎入道々慶申薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭所務事、重申狀如此、守下知狀、可沙汰付彼所務於道慶之由、先度被仰之処、不事行云々、早速可申左右也、仍執達如件、

正慶二年正月廿日

修理亮 (英時) (花押)

渋谷新平次入道殿

渋谷又次郎入道殿

一一四 鎮西御教書

(目前二山)

大隅式部孫五郎入道々慶申薩摩国谷山郡内山田上別符地頭得分物事、重申狀如此、谷山五郎入道皆下知狀並度々催促無沙汰云々、早相尋美否、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、

正慶二年閏二月三日

修理亮 (英時) (花押)

渋谷新平次入道殿

一一五 鎮西御教書

(目前二山)

大隅式部孫五郎入道々慶申薩摩国谷山郡内山田上別符地頭所務事、重申狀如此、守下知狀、沙汰付彼所務於道慶之由、被仰渋谷新平次入道・同又次郎入道等之処、不事行云々、早相尋美否、載起請之詞、可注申也、

仍執達如件、

正慶二年潤二月三日

修理亮 (花押)

山門郡司入道殿

一一六 大友具簡書下

(旧前二二山)

武藏修理亮英時誅伐時、軍忠事、申狀給候了、仍執達如件、

元弘三

六月八日

(大友近江入道) 具簡 (花押)

烏津式部孫五郎入道殿

一一七 山田道慶置文

(旧前二二山)

山田上別符のちとう所務の事ニよて、^(弘安) ころあん十年くわんとう御下知の正文一通、同所務条々の事ニよて、正あん二年のちんせい御下知正文一通、同所務わよの事ニよて、正慶元年のちんせい御下知の正文一通、同地頭職安堵の御下知の正文一通、年かう同前同所務とくふんの事ニよて、^(ちん監友) せい御下知の正文三通、

一、山田上別符両村を道慶ニゆつらるゝ^(建治) けんちの状也、かのあん、本状房これをかく、かのゆつり状の正文ハ^(惣領) せうりやうたゝむねのあつかり状の正文一通、同じそくさたひさのあつかり状の正文一通、この状らハ^(貞久) 京へいそきのほせらるへきよし申下了、のこる和与状御下知以下^(研集) るんさいれの田圃はくちくわうやらのしたいせうもん、同御下知らの正文ハ、それのはゝのもとにあるへき也、しせんの事あらん時ハ、かめ三^(龜三郎) らうとよりあひて、わけてとらるへき状如件、

元弘三年六月廿四日

たうけい (花押)

諸三郎との

一一八 山田道慶着到状

(旧前二二山)

島津大隅式部孫五郎宗久法師^{法名} 道慶^{法名} 為御方致軍忠、所馳参也、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年七月十日

沙弥道慶 (花押)

進上 御奉行所

一一九 山田道慶申状

(旧前二二山)

島津式部孫五郎宗久法師^{法名} 道慶^{法名} 謹言上

欲早被経御 奏聞、浴恩賞、施弓箭面目、武藏修理亮英時誅伐合戦勲功事

右、依 繪旨、去五月廿五日被誅伐英時之時、道慶同子息諸三郎忠能相共馳向于先陣、致合戦、忠能令生勇英時從人次郎兵衛尉率、仍島津上総入道並大友近江入道被遂候見、先度己所被注進也、然早被経御 奏聞、浴恩賞、且特施面目、且弥為抽忠勤、恐々言上如件、

元弘三七月 口

此事以早打之便宜、令注進候了、可被存知其旨候、

道 鑑 (花押)

(高越後守師奏)

(花押)

上書

式部孫五郎入道申状

一二〇 山田忠能等申状

(旧前二二山)

奉行人藏人式部少輔 彼充所ハおしこうち、まてのこうち三条はうもんの中はとてのこうちをもてむね門也、此申状八月三日、同六日安堵りんし給はる、彼申状ハ案文、同清書少輔なとん書之、

島津大隅式部諸三郎忠能・同舍弟龜三郎丸等謹言上、

欲早任当知行旨、下賜安堵 繪旨、備將來龜鏡、薩摩国谷山郡内山田上

別符向村地頭職、同國散在名山畠相伝所領等事、副進

一卷 所領相伝文書等

右、就被下 綸旨於忠能一族、島津上總前司員久法師（ママ）、令誅討武藏修理亮英時之時、忠能父子共懸笏、令生捕捕軍忠之間、可浴恩賞之旨、以別紙言上、至当知行所領等者、早下賜安堵 綸旨、欲備將來龜鏡矣、仍恐々言上如件、

元弘三年七月 日

一二一 後醍醐天皇綸旨

（旧前二山）

島津大隅式部諸三郎忠能、龜三郎丸等当知行地、被閑食了者、天氣（此カ）如件、悉之、以狀、

元弘三年八月五日

式部少輔 （花押）

一二二 山田道慶着到狀

（旧前二山）

島津式部孫五郎入道々慶依世上騷亂事、自薩州去月十六日令馳參候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年八月廿日

沙弥道慶上 （花押）

進上 御奉行所

（尊氏）
承了 （花押）

一二三 沙弥覚信代教信請文案

（山冊）

薩摩国谷山郡内山田上別符向村惣地頭所務事、式部孫五郎入道々慶可被正中二年和与狀之由、掠給鎮西下知狀之間、件裁許為非撫之条、決斷所御沙汰就而於和与契約得分物者、於当郡々司所倉可勘渡之由和与狀之由、以前五箇年分米九十石銀七十貫文内半分於京都可沙汰之由、被（信張）出之条、教雖相殆所存、応上哉、隨尋出之、且送達之由、非皆（齊カ）者不

可請取之由、道慶申之間、掠所計略術尽畢、被延日數可弁之旨、覚信代教信雖申之、以相論阿覚及理不尽責之条、難治次第也、所詮依為遠國不合期之上者、被延日限可致沙汰候、不然者止和与之儀、有限惣地頭所務如元可返付道慶候、但破和与之時者、可返与米納分於覚信□、任彼状可被仰下候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年十二月十七日

沙弥覚信代教信請文案

右ノ口裏ニ在之

建武元五廿三被下之

これハさきの

但六月十三日被返教信了

教信請文案

一二四 田蘭注文等目錄

（山冊）

- 一、水田地頭ちやう 已上十五 地とうとくふんの（本のママ）
- 一、水田地頭ちやう 一、ちとうのくわのちやう
- 一、地頭方あいのてかふ上へふのくわのくわ
- 一、地とう領家よりあひの麦より合の節
- 一、にいさかほしのむれ地とうとくふんの
- 一、山田北へふの領家のはくのちやう
- 一、りやうけの麦ちやう
- 一、りやうけのくわのちやう
- 一、地とう方の宮蘭しるす日記
- 一、りやうけのあわのちやう
- 一、あわの地とうちやう
- 一、山た上へふのひさよしその日記

裏ニ有り
山田と□やう

一二五 諸公事注文案

(山 equal)

つをりのくうしの注文

くちう四貫五百廿九文丁別二十四文

もち三百廿九文 年々取定 又御とちやうある時もあり、

五百五十二文 年々取定

りう三百三文 たにし三郎さふもんとのゝ てんたいさくしハちとあるへし

し せに一貫二百六十六文をなし

よね二斗一合

のほる九十二文 をなし

郎左衛門 さたまらす

きやう

ハよしやくやう

あ さたまらす

のくうしハかねてしるす

大はん五百 しろならハ二貫五百文

百十三丁夏小字也

一二六 沙弥覚信代教信請文案

(旧前二 equal)

薩摩国谷山郡内山田上別符阿村惣地頭所務事、式部孫五郎入道々慶可破
正中二年和与状之由、掠給鎮西下知状之問、件裁許為非擲之条、去年於
決断所御沙汰訖、而於和与契約得分物者、任先例於郡司所倉可勘渡之由、
載和与状之処、以前五ヶ年分内半分於京都可沙汰之由、被仰出問、在京
計略依為難治、彼阿村惣地頭所務如元可返付道慶之由、去年十二月十七
日捧讀文之処、今月十三日於決断所如被仰出者、於惣地頭所務者、可返
付道慶云々、以前五ヶ年惣地頭得分物、求九月中可勘渡于道慶之由、被
仰下候之条、為代官身難治之由雖相存候、応上裁、捧讀文候、所詮遂結
解、地頭得分之内、於用途者、可致九月中沙汰候、至未分者九月中難治
之問、十一月中可勘渡候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武元年六月十七日

沙弥覚信代教信請文

在裏判

在判 合奉行入 頼連

在判 合奉行入 章有

在判 奉行入 明成

銘云
沙弥覚信代教信請文

一二七 讓渡文書日録

(山 equal)

ちふさへもん入たうとのにわけとらせ

候もんそとものもく六の事

くわんとう御けちの正もん一つう

ちんせい御けちの正もん一つう

ちんせい御けち山た上へふあんとの事

正もん一つう

ちんせい御けち 山た上へふちとうしよむ 正もん一つう

山た上へふのゆつりしやうすこそとのあつかりしやうら

大すみの入たうたうふつそりやうたさねにゆつらるゝ御状

山たむらゆつりしやうのうけとりすこそとのゝ御状

やまとのくんし入たうとのへつくへき御けち正文

しふやのへいしとのへつくへき御けち正もん

しふやのしんへいし入道殿につけたる御けち正もん三つう

くるまうちとのゝ返事一つう

きよしきとのゝ返事一つう

これらみなゝちふさへもん入たうとのにうけとらせて候、

正きやう三年六月十九日

(尊後守忠久)
ふんことのゝ時よりのけいつ三つう

うたいしやうけの御くたしふみ一つう

一二八 島津道慶申狀

(旧前一山)

島津式部孫五郎入道々慶謹言上

欲早谷山郡司五郎入道覺信代教信預武家御下知並 勅定違背咎、捧請
文上、被書下彼狀於銘、薩摩國谷山郡山田上別符兩村地頭所務同得分
物等事

右、巨細先進言上、事旧訖、爰就帶這慶武家御下知、於決斷所被經重々
御沙汰之刻、覺信代教信恐了、勅定違背之咎、捧請文之上者、欲被書下
彼狀於銘、但教信云所務如元可返付之篇、云抑留得分物可糺返之段、令
承伏之上者、雖書載不実於請文、為枝葉之間、不能委述、若及御不審者、
追可令言上也、仍恐々言上如件、

建武元年六月 日

一二九 雜訴決斷所牒

(旧前一山)

雜訴決斷所牒 薩摩國衙

沙弥道慶申当國谷山郡内山田上別符兩村地頭所務得分物等事

「並此實二有也」

(花押)

右件兩村所務以下事、任谷山五郎入道覺信代教信請文、可知行之由、可
被下知者、以牒、

建武元年七月廿一日

右衛門大尉坂上宿禰 (花押)

左少弁藤原朝臣 (花押)

(註) 旧記ニ建武六年トアルハ誤ナラン

一三〇 雜訴決斷所下文

(旧前一山)

雜訴決斷所下 忠能並龜三郎丸所

薩摩國谷山郡内山田上別符兩村地頭職事

右、件兩村地頭職、忠能並龜三郎丸、当知行不可有相違之狀、下知如件、

建武元年九月廿九日

左少史高橋朝臣 (花押)

中納言兼侍從藤原朝臣 (花押) 前筑後守藤原朝臣 (花押)

從二位藤原朝臣 左衛門權少尉中原朝臣 (花押)

正三位藤原朝臣 左衛門權佐兼少納言侍從伊賀守藤原朝臣

左少弁藤原朝臣

一三一 雜訴決斷所牒案

(旧前一山)

雜訴決斷所牒 薩摩國守護所

島津式部孫五郎入道々慶子息忠能申当國谷山郡内山田上別符兩村所務
並得分物事、

牒、件兩村所務以下事、任谷山五郎入道覺信代教信請文、宜知行之由、
令下知之狀、牒送如件、以牒、

建武元年十一月十一日 左少史高橋朝臣在判

中納言兼侍從藤原朝臣御判 前筑後守藤原朝臣在判

修理大夫藤原朝臣 左衛門少尉中原朝臣在判

正三位藤原朝臣 左衛門權佐兼少納言侍從伊賀守藤原朝臣

左少弁藤原朝臣

一三二 後醍醐天皇綸旨案

(旧前一山)

豊前國草美彦三郎入道跡、式部孫五郎入道道慶可令知行者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年十一月廿六日

(岡崎範國)
左衛門權佐判

一三三 成明奉書

(旧前一山)

島津式部孫五郎入道々慶子息諸三郎忠能中、薩摩國谷山郡山田上別符得
分物事、御牒並訴狀如此、可被奉行之由候也、仍執達如件、

建武元年十一月廿七日

成明 (花押)

有保三郎入道殿

一三四 沙弥覚信文書渡状

(旧前二山)

あんと申され候はんする時の申状のくしよ案文をかきて、そへられ候へきもんしよの次第、

一つう けんきう三年のうたいしやうけの本下文のあん、正文ハかつき殿に候也

一つう けんち二年のたきねのゆつり状、これも正文ハかつき殿に候也、あつかり状二つう、正文にて候、くハしき事ハ申へく候

一つう こうあんのかわんとう御下知、これハをくの一人をあんかきてそへらるへく候

一つう 道慶かそれにゆつりたてまつる状

一つう (英時)ひて時の下知、これハくちの一人ををかきてそへらるへく候

一つう (決断)りんし

一つう (細腰)くゑつたん所のあんとのミてう

以上七つうにて候

諸三郎殿へ

一三五 島津道慶申状

(旧前二山)

島津式部孫五郎入道々慶謹言上

欲早任国宣賜御施行、被止大隅五郎太郎入道々智子息助三郎入道々助

今者並同女子藤原氏_{今者}等跡輩知行、薩摩国伊集院内島廻田地・古江

蘭・源太迫・桑迫・三小山原・馬渡田・世戸口田地並福山村内山下田

・古葉田蘭等事

副進

一通 国宣案

右、田蘭等者、道慶相伝之地、入置質券本銀返等之間、任傍例就訴申、被成下国宣畢、早任彼状、賜御施行、如元欲全知行、仍恐々言上如件、

建武二年二月 日

一三六 島津忠能申状

(旧前二山)

島津式部孫五郎入道々慶子息藤原忠能重言上、

薩摩国谷山郡司五郎入道覚信他界間、其子細守護所注進上者、对于彼

跡子忠平五郎左衛門入道隆信相伝当知行上者、重欲給御牒、当郡内山

田上別符両村抑留年々地頭得分物_{此二字元本ナシ}(等事)

副進

一通 覚信代教信請文

一通 御牒

右、両村地頭職者、親父道慶重代相伝之地也、而為全得分物、令契約覚信之処、背契状之間、武家沙汰之時、就訴申、道慶預度々下知畢、天下

一統之後、捧彼状及上訴、為俊春御奉行、忝賜決断所御牒之処、於地頭

所務者、雖去渡之、至得分物等者、背覚信請文、猶以不叙用之間、被仰

下因司守護所之刻、覚信去年十二月令他界畢、為亡者之上者、对于彼跡

相伝降信、被下御牒、為札賜以前抑留得分物等、恐々言上如件、

建武二年三月 日

一三七 僧仁卷書状案

(旧前二山)

仰給候谷山郡山田上別符檢断物事、任御教書之旨、可令参向候之処、折

節依所劣、火急候、言上其子細於御請仕候了、恐々謹言、

八月九日

僧仁卷 在判

「上書有之」

かせたの別符のちとう代の返事あん、山田上別符のけんたんさたの事

御けうそつけらるゝよしの事

一三八 山田上別府地頭方桑注文案

(山冊)

建武二年分山田上別符地頭方桑のうち

合

三郎大郎入道 二本 彦大郎入道 三本
かめの五郎丸 五本 藤大郎入道 四本
師二郎 二本 まさり丸
さるワカ入道 五本 又四郎入道 五本
たんは房 二本 まさり丸
孫太郎入道 一本 新五入道 十本
上別府 又太郎丸 三本
山口孫大郎 一本 もとを 一本
こまかり 八本 二郎太郎 九本
四郎入道 四本 大内内 二本
はき次郎 五本 三郎その 三本
河口 五本 八郎 三本
わらひの 五本 五郎四郎入道 五本
藤六入道 十二本

同六月 日
右口裏ニ有

くわのちやうちし

一三九 山田忠能著到状

(旧前一三 山)

島津式部諸三郎忠能馳参御方、致軍忠候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月五日

藤原忠能

(花押)

進上 御奉行所

承了 (高尾張守師泰)
(花押)

一四〇 島津道鑑挙状

(旧前一三 山)

式部諸三郎宮崎合戦之時、軍忠事無子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月五日

沙弥道鑑

「裏ニ此判有之」

(花押)

進上 御奉行所

一四一 山田道慶軍忠状

(旧前一三 山)

島津式部孫五郎入道々慶白京都合戦之時、令供奉候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月廿日

沙弥道慶

進上 御奉行所

「高越後守師泰」
承了 (花押)

一四二 某用途請取状

(山田)

去年去々年二ヶ年の地れうようとう四百文たしかに給候ひぬ、よてうけとりのしやうくたんのことし、

建武三年三月廿日

(ママ)
久 (花押)

一四三 島津道鑑挙状

(旧前一三 山)

島津式部孫五郎入道々慶申軍忠事、無子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月廿四日

沙弥道鑑

「名ノ裏ニアリ」
(花押)

進上 御奉行所

一四四 足利尊氏御教書

(旧前一三 山)

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、随守護催促、可抽軍忠之状如件、

建武三年三月廿八日

(尊氏
花押)

式部諸三郎殿

一四五 足利尊氏奉行連署奉書

(旧前一三山)

大隅式部諸三郎忠能申、於多々良灣、今月二日捕類由事、軍忠之次第、有見知云々、為事実否、載起請文之詞、委細可被注申候也、仍執達如件、

建武二

三月廿八日

〔齊藤弥四郎左衛門尉〕
利 泰 (花押)

〔島津豊後〕
実 忠 (花押)

〔高尾張守〕
師 泰 (花押)

渋谷弥四郎殿

一四六 足利尊氏奉行連署奉書

(旧前一三山)

大隅式部諸三郎忠能申、於多々良灣今月二日捕類出事、軍忠之次第、有見知云々、為事実否、載起請文之詞、可被注申候也、仍執達如件、

建武三

三月廿八日

〔齊藤弥四郎左衛門尉〕
利 泰 (花押)

〔島津豊後〕
実 忠 (花押)

〔高尾張守〕
師 泰 (花押)

財部孫四郎入道殿

一四七 山田道慶軍忠狀

(旧前一三山)

島津式部孫五郎入道々慶謹言上

欲早依度々軍忠、預御注進、浴恩賞事

右、道慶最前馳參御方、去正月廿七日鴨河原合戰之時、致軍忠之条、即御見知畢、同廿八日召捕直伯督守長年若党和賀尾弥太郎並兵衛二郎、令

具參多々須河原、屬于當御手、申入之處、可被誅之由、直被仰下、被切畢、同卅日於五条河原致合戰之条、島山小松孫太郎見知畢、然早且預御注進、且為賜御承判、恐々言上如件、

建武三年三月日

(島津貞久)

承了 (花押)

上書

式部孫五郎入道狀

一四八 大窪明賢陳狀

(旧前一三山)

薩摩国伊集院大窪大式房明賢謹弁申

欲早被奇指島津大隅式部孫五郎入道々慶非拋支狀、任時綱慶西置文以下証文等、蒙御成敗、同国同院大窪内湯穴前田地三段事、

耐進

一通 本主時綱置文 寛政二年二月廿八日

一通 慶西置文 文永六年二月 日

右、於田地三段者、為大窪内、帶本主時綱・慶西置文議狀、代々知行無相違之處、大隅五郎太郎入道々智息女道慶不顧白狀、押領間、任父祖置文以下証文等、可被停止彼押領之由、訴申之處、如道慶非拋支狀者、右田地者、道慶當知行之處、去永仁年中御德政之時、對不知行之仙教房明賢祖父道西為子息治部房明賢代官、於守護方、致謀訴之間、道慶當時當知行之旨、就支申之、恐自科止訴訟之由、道西出狀之間、道慶知行不可有相違由、預御下知畢、進覽右、而明賢對不知行仁道智女子跡、致奸訴之条、希代奸曲也云々、此条言罷道斷好也、其故者、依于当院所務事、守護方与惣領郡司、年来對方也、道西当院一分領主也、爭於于(宋文久)

一四九 山田忠能軍忠狀

(旧前一三山)

大隅式部諸三郎忠能軍忠事

右、忠能薩摩大隅而国凶徒等蜂起之間、就下給御教書、令下国、押寄大隅加世田城、大手大將屬于嶋津左京進入道々惠手、自五月六日迄于六月十日、日夜捨身命致合戰畢、然早軍忠拔群之上者、且預御注進、且賜御承判、浴恩賞、為施弓箭面目、恐々言上如件、

建武三年六月 日

(島津貞久)
承了 (花押)

一五〇 島津忠能申状

(旧前・四・也)

島津大隅式部諸三郎忠能謹言上

欲早任傍例、預安堵御下文、備末代龜鏡、薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭職事、

副進

一通 關東御下文案文 正文者在懸領

一通 忠真議状案文 正文者在懸領

一通 關東下知状

一通 道慶議状

一通 鎮西下知状

一通 繪旨

一通 決斷所御下知

一通 系図

右、当職者、忠能父祖代々所職、当知行于今無相違者也、仍于繼安堵以下証文等、謹備手右、然早任傍例、預安堵御下文、為備將來証券、恐々言上如件、

建武四年正月 日

一五一 島津忠能申状

(旧前・四・也)

日安 大隅式部孫五郎入道々慶子忠能申、
薩摩国伊集院地頭御代官非法条々事

一 当院内上備村内嶋廻田一町道慶本領也、然依有要用、為大隅助三郎入道々助、入置木物返質券之處、去々年^{建武}依諸国一同法、被成下決斷

所御謀並国宣守護施行等、被返付之處、白御代官方被点定彼田作毛、以前五ヶ年加徵米可懸当作之由、被仰之問、既去年不及耕作之条、且公物如如敷、然早自当知行年、始而可致其沙汰之由、蒙御成敗、欲全公私得分矣、

一同院石谷村古里馬渡田一町、同村瀬戸口田二反、為道助息女^{号北女房、今者死去}

入置質券、是又依同法、被返付之處、又依同篇違乱、被押取下地、泉殿御代官福崎五郎令白作之条、無術次第也、於地頭米者、為当作沙汰令并濟之条、定法也、仍自当知行年可被相懸之處、不知行分及苛責愁歎多也、早於下地者、被返付之、有限至地頭課役等者、自当知行之年可致其沙汰之由、欲蒙御成敗矣、

一同院福山村内大路田・柳田合五段、彼田者当院別施入十八町天神御領之内也、然間令停止諸御公事之条、自余村々無其隱之處、限彼田五段、称可相懸加徵以下公事等、福崎五郎令苟取作毛候条、無術歎也、彼別施入田縣公事否事、当院内名々有御尋、不可有其隱者也、就中於此所当米者、多年天神御供物也、且及有道之御沙汰候条、御祈禱一分歟、然則任先例被返付下地、欲被停止諸公事矣、

一同持丸名内原田垣下田湯穴前田分、白去々年^{建武}六月迄去年秋比、夫用途四ヶ度被懸召之間、作人等難合期者也、仍任法例、欲被經御沙汰矣、

一 古江園桑追源太迫三ノ小山ノ原、自去々年秋、福崎五郎無是非被押取候条、無術者也、早欲返付之矣、

一同古江園並福山百姓等、一縁被召仕之条、以同前、

一同御代官年貢濟物等雖致沙汰、不出諸取之条、欲被經誠御沙汰矣
以前条々於在国難歟申之、一向無叙用之問、恐々所令言上也、

建武四年三月 日

一五二 島津忠能重申状

(旧前一四 山)

大隅式部孫五郎入道子息忠能重言上、

薩摩国伊集院内馬渡田島以下、自当院御代官方被致押領間事、

右巨細、先度言上畢、而自当院御代官方、彼田地等被押領事、同院兵衛三郎所令存知也、有御尋、不可有其隱、然早被尋究此等子細、被經急速御沙汰、糺給忠能、為令全地頭御米等、恐々重言上如件、

建武四年三月 日

一五三 足利直義御教書

(旧前一四 山)

薩摩国凶徒等誅伐事、所差下島津三郎左衛門尉大隅左京進入道也、早令発向可致軍忠之状如件、
(頼久) (伊作宗久)

建武四年五月十八日

(足利直義)

(花押)

大隅式部三郎殿

一五四 山田龜三郎丸軍忠状

(旧前一四 山)

島津大隅式部龜三郎丸謹言上、

薩摩国凶徒等益山四郎入道並彦五郎入道子息親類一族以下、率多勢、同国伊作庄内構中原城廓、依立籠、以今年六月十一日、彼城攻合戦之時、

依致軍忠、若免左衛門次郎友久^{左衛門}被^被誅、次同国阿多郡高橋松原口合戦之時、依致軍忠^{被誅}、彼両度合戦次第、隱岐七郎行真存知畢、次同国凶徒等構市来院城廓、依立籠、以今年九月廿九日御合戦之時、致軍忠合戦

之次第、大将御存知上、遠矢次郎太郎入道門也、大隅国小浜十郎^{実名}不知為同所合戦上者、令見知畢、然者早為預御一見状、且目安如件、

建武四年十一月三日

「川上孫三郎左衛門尉頼久」

承了 (花押)

「上書」

大隅式部龜三郎丸申状

一五五 足利直義感状

(旧前 四 山)

薩摩国合戦事致軍忠之条、尤神妙也、向後亦可抽忠勤之状如件、

建武四年十一月廿九日

(足利直義)

(花押)

島津式部三郎殿

一五六 道惠書状

(旧前一四 山)

津野殿脚力のホリの時、二月二日状同三月十一日到来、委細三承候了、自何方も国いまたせいひつせす候へハ、歎入候、是も当時ハ御さたハしまらす候、ハしまり候ハ、一端申候て、罷下へく候、御身のすきはの事、さこそ候らんと察存候て御いたわしく候、孫二郎殿もかいしくをいたれて候らん事悦入候、とくく下向候て、かたくも見たてまつり候ハやと、ねんせられてこそ候へ、今めかしき事にてハ候へとも、したしき中のかたくもて御渡候へ、万事憑中て候、さてハ山田入道殿よりこれに状を給候、我申事のせふん御かせ給て候はんよし、うけ給にこそ無勿躰候へ、兎もかくも入道殿仰られ候はん事をそむかれ候はん事ハ、あさましき事にて候へく候、此後ハ其旨を御存知あるへく候、又ひはの事承候、取てをかせ給へく候、何物にても候へ、入候はん物ハ京とへ注進までも候ましとてをかるへく候、又馬代用途の請取の事うけ給候了、大方殿も御状もまいらせす候、此山臥文かすをいたみ候之間、申入す候、このよしを御申あるへく候、其上たふせのかくりきくたりの時まいらせて、此脚力いく程なく候間、申入す候由、御心へ候て御申入へく候、若覚共中へもこの由物かたりあるへく候、又宗四郎かたへさやまきの刀くたし候、其様を仰らるへく候、恐々謹言、

三月十八日

(道惠)

たうゑ (花押)

山田三郎殿

一五七 道惠書狀

(旧前一五山)

山臥便宜之狀委細承候了、

一 国いまして城の一をも不被落候^(由カ)承候へハ、一二年にも静謐あるまじきやうにうけ候給へハ、無心本存候、これも下候ハんとて、暇申て候へハ、執事方より思もより候ハんと候間、今すこしも候て重いと申候て罷下へく候、

一 和田城こしらへられ候よしうけ給候、相構々々ひきたれ候て、こしらへらるへく候、領内としやう一所候ハてハ、かなうましく候、若党共の中へハ莫羅二郎下候時、ふみくたして候間、不下候、

一 何事も入道殿に申合られ候て、よきやうに計へく候、

一 那良西阿城せめされけに候、此いくさ無何ひさしくあらうするけに候へハ、歎入候、其外京都無殊事候、

一 必々七八月比ハ可下候、早々城こしらへ候てをらるへく候、委細難尽状候、恐々謹言、

壬四月四日

道惠 (花押)

山田諸三郎殿

「上書」

道惠

一五八 山田忠能申状

(旧前一三山)

島津式部諸三郎忠能謹言上、

欲早預恩賞、弥成弓前勇、筑前国多々良潟合戦以下度々軍忠事、

副進

一通 御教書

一通 役所高尾張守御一見状

一通 島津上総入道々鑒筆状

二通 御奉行方御奉書

二通 証人等起請文案

一通 上総入道鑒一見状

右、去年二月將軍家鎮西御下向之刻、忠能長州赤磨関令馳參、即供奉仕、同三月二日於筑前国多々良潟御合戦候間、捨身命攻戦、自身分取候条、薩摩国浪谷弥四郎並肥後国財部孫四郎入道等見知之間、於太宰府令言上之処、為役所高尾張守師泰・島津豊後前司実忠・齊藤弥四郎利泰奉行、依被尋下証人等、任美正書進請文之間、既可有恩賞之旨被仰下之処、依御上洛被聞之畢、然忠能重大隅因凶徒兼重以下輩、可誅伐之旨預御教書、令下国属子惣領島津上総入道于、致軍忠事、然早任度々忠節之旨、浴恩賞、弥為成弓前之勇、恐々、

一五九 大蔵種国書状

(山冊)

改年之御慶千祥万歳、猶更不可有尽期候、抑從今春者、諸事御満足之由承及候、目出度候、仍五明進覽候、聊表佳端計候、永日御祝詞倍可申加候、慶事、恐々謹言、

正月四日

大蔵種国 (花押)

謹上 山田三郎左衛門尉殿

御宿所

一六〇 山田良久書状

(山冊)

かやうの事中々御物かたりハゆめ／＼あるましく候、又ひめニ御□り□たいけして御わたり候つる事□相つたへ候

こんとまいり候ていつもの御事にて候へとも御わつらいニなり候つる御事御いたわしく候、あまりに／＼めん／＼の御しゆに聊ゑい候てさんさんのひろふをけんし候之事御心もとなく候、さてハこんとまかりのほり候てくたり候する事ハ百一もあるましく候事にて候ところにいきかへする心ちをおもひ候てとのに物を申候てかない候ハぬ事ゆへに、身か心中をみられ申候事、返々はち入候、又ハいまのことくの御いにて候けるにハ、よく／＼せんこのはからいハ申□けるとこそそんし候へ、やまたをみな／＼しよものこさず給候し御ゆつりをいままで身にもち候

て候しかハ、中々身かあたにもなるへく候けるに候、そんしつゝ候へ、
いまかやうにいつくにても候へ、むら一しよを給候へと申候にかなわす
候、これほどに御心のむかしにともかわり候けるとしてそんし候て候へ、
なに事もく御めにかかり候て申うけ給候へく候、返々もこんと上候て
いき候てくたり候はんするやうに、かやう事を申て候つらんとはち入申
て候、くハしく又々申へく候、恐々謹言、

九月十一日

良 久 (花押)

はたのも御方へ

良 久

一六一 たうきん避状

(旧前一五 山)

さつまのくにいしゆゑんのふく万ミやうの内ふるさとのその二ヶ所か事
右かのそのハたうきんちうたいさうてんのちなり、しかるをたうきんか
ちくかうつけのちふハうりやうきんといひ、たうきんといひ、しまつの
しきふのまこ五らう入道殿・御ひけいにて、りやうきんあんとつかま
つり候事も、たうきん十五のとしより御中にはうこうつかまつり、おや
をもたすけ、さいしをもかへりミ、いまうてもいのちいきて候、御をん
あさからす候あひた、かのその二ヶ所したいせうもんらをあひそへて、
永代まいらせ候をはぬ、御ちきやう候へく候、いらんわつらい申ものも
候ましく候、よてこのために状如件、

かうゑい四ねん十月廿一日

たうきん (花押)

「上書」

ちふさへもん入道蘭二ヶ所か状

一六二 足利直冬催促状

(旧前一六 山)

為奉息西殿御意所打立也、急速馳参可致忠節節状如件、

貞和六年九月廿二日

(直冬
花押)

山田諸三郎殿

一六三 足利直冬催促状案

(山田)

令追討師直師泰為奉息西殿御意所打立也、急速馳参可致忠節之状、如件、

貞和六年十二月廿日

御判

島津孫三郎殿

一六四 島津忠経申状

(旧前一七 山)

島津大隅式部諸三郎忠経謹言上

欲早且依傍例、且任当知行実、預安堵御下文、備末代龜鏡、薩摩国谷
山郡内山田上別符岡村地頭職事、

副進

一通 関東御下知

一通 親父宗久法名護状
道慶

一通 鎮西御下知

一通 綸旨同決断所御下知

二通 御教書

右、地頭職等者、忠経父祖代々相伝当知行無相違之条、所進之文書等炳
焉之上者、早預安堵御下文、弥為致忠節、粗言上如件、

貞和七年四月 日

一六五 足利直冬下文

(旧前一七 山)

下 島津式部孫三郎友久

可令早領知薩摩国谷山郡山田上別符岡村地頭職事、

右、任関東鎮西度々下知並親父道慶舍兄忠経正中二年四月十九日今年四
月三日讓状、可令領掌之状如件、

観応二年六月十三日

(足利直冬)
源 朝臣

一六六 足利直冬下文

(旧前一七 山)

下 島津山田諸三郎忠経

可令早領知薩摩国山田上別符兩村地頭職下地事、

右、任關東鎮西度々下知並親父道慶讓狀、可令領掌之狀如件、

觀応二年六月十三日

(足利直冬)
源 朝臣 (花押)

一六七 足利直冬催促狀

(旧前一七 山)

大隅薩摩兩国凶徒事、急速馳越可致退治忠節狀如件、

觀応二年七月廿八日

(足利直冬)
(花押)

島津大隅諸三郎殿

一六八 某拳狀案

(山冊)

叙留所望事所掌申公家也、可令存知之狀如件、

延文元年十二月三日

島津上總判官殿

御判

一六九 口 宣 案

(山冊)

上卿 左衛門督

延文二年正月廿八日

從五位 藤原師久

宜如元為檢非違使

藏人頭左中弁藤原時光在判

宣旨

一七〇 口 宣 案

(山冊)

延文二年正月廿八日

宣旨

左衛門少尉藤原師久

宣叙從五位下

藏人頭左中弁藤原時光

一七一 島津氏久宛行狀

(旧前一九 山)

魔島郡内上伊敷村地頭職事、為給分所宛行也、任先例知行不可有相違之狀如件、

正平十三年五月一日

氏久 (花押)

山田諸三郎殿

一七二 島津氏久宛行狀

(旧前一九 山)

魔島郡内上伊敷下田兩村地頭得分事、以參分式、為給分所相計也、知行不可有相違之狀如件、

正平十三年七月一日

氏久 (花押)

山田諸三郎殿

一七三 島津忠経讓狀

(旧前二〇 山)

讓渡 嫡子とらわう丸所

薩摩国谷山郡内山田上別符兩村事、

右、所領者重代相伝地也、亡父道慶讓狀並關東御下知以下証文等をあひ

そへて、とらわう丸ニ讓渡ところ也、とらわう丸男子なくハ、わう丸

ニゆつりあたへらるへき也、仍為後日以白筆かきをくゆつり狀如件、

貞治六年二月十八日

忠経 (花押)

一七四 今川了俊催促狀

(旧前三一 山)

於國致忠節之由、島津越後守氏久所注申也、尤以神妙、向後弥被抽軍功者、可被抽賞之狀如件、

応安六年二月七日

島津山田掃部助殿

(今川了俊)
沙弥(花押)

一七五 今川了俊掌状

(旧前二一山)

加賀守所望事、可奉申京都之状如件、

応安七年五月廿二日

島津山田九郎左衛門尉殿

(今川了俊)
沙弥(花押)

一七六 今川了俊掌状

(旧前二一山)

右京亮所望事、可奉申京都之状如件、

応安七年五月廿二日

島津山田四郎殿

(今川了俊)
沙弥(花押)

一七七 今川了俊掌状案

(旧前二一)

加賀守所望事、可奉申京都之状如件、

応安七年五月二十二日

山田九郎左衛門尉殿

沙弥(花押)

一七八 島津氏久掌状

(旧前二一山)

島津山田加賀守忠経申、

薩摩国谷山郡内山田上別符事、譜代相伝之段無子細候、仍京都御吹掬所望仕候、可有申御沙汰候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

應安八年五月十日

進上 斎藤六郎左衛門入道殿

越後守氏久御判

一七九 今川了俊書状

(旧前二一山)

島津山田加賀守忠経申訴訟事、島津越後守氏久捧掬状候、謹進覽之候、可被經御沙汰候哉、於鎮西致忠節候之間、如此執申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

永和元年七月十八日

進上 武藏守殿

(今山)
沙弥了俊(花押)

一八〇 彦二郎忠延寄進状

(山冊)

おと次郎孫二郎

志布志条内西来迎寺地九品寺堺南端孫二郎のやしきの事、万像くうし地れうの事、都てあるましく候、依後状如件、

天授三年六月八日

寄進状彦二郎忠延(花押)

一八一 沙弥玄基寄進状

(山冊)

寄進 水迫水田三段但宮背

救仁院志布志来迎寺

右先度雖奉寄進、依分失重如此奉寄進之状所也、

永和四歲次卯月廿三日

別当太郎次郎入道

沙弥玄基(花押)

一八二 犬追物手組日記

(旧前二三山)

三十三三三三

犬追物手組至徳元

十三三三三三十一十二

殿 十二正

うちひき

十十三十三十五正

島津修理亮殿

十一十二十三正
伊地知彦六上井神五郎
又三十二二十七正
肥後法師丸

検見

島津九郎右衛門入道殿

一八三 島津元久書状案

(山門)

追令啓候

雖乏少之至極候、唐皮五枚虎皮三枚、梅絵四幅根足一万疋令進覽候、

恐惶謹言、

参路事被仰候、畏入候、致其用意候之処、去年相国寺領三候院事御教書被成下候、仍未道行子細出来候之間、延引仕候、此事落居候者、早々可令上洛候、其子細為申入酒匂新左衛門入道令進候、委細使者可申入候、恐惶謹言、

明徳二年六月十一日

藤原元久

進上 人々御中

一八四 島津元久段錢催促状

(旧前三山)

(島津元久)

(花押)

定

段錢事 寺社五十文

右、来十一月可調進、三ヶ度可加催促、尚以有無沙汰輩者、所詮八幡大菩薩御照覽候、未進分際田敷可取放也、仍所定如件、

明徳二年六月 日

大あいら如此上書有之

一八五 島津元久加判島津友久寄進状

(旧前三山)

奉寄進

(花押)

薩摩国鹿兒島郡給分小牧内 中牟田事、

右彼所領者、式部常陸守友久為二親 先考道興禪門 菩提料永代所寄進福昌寺也、雖然為後代、本寺大檀那陸奥守元久所取進加判也、次万難公事諸役等悉停止之、仍寄進状、如件、

応永六年己卯三月廿一日

常陸守友久 (花押)

一八六 村田經安書状案

(旧前三山七)

又帖佐源二郎方へ万被仰候申承畏入候、

御札委細承候、就其者長々其堺ニ御番ニ御座候、御辛勞察存候、万御意共可請子細多々候へとも、今之時分此堺ニ逗留中候之間、無其儀候、いかゝに存候、兼又谷山之内山田之事御本領之事に候、今程古田万依不立御用候、吉田之事所領共荒所ニ成候間、先知行之由被申候程、可被遣候、当知行にて御座候とも屋形御難儀之時者可有借御申候、先々為御心得之義申入候、又此方之時宜者巨細石井方へ申候、恐々謹言、

(応永八年)

九月十一日

經安判

山田加賀守殿 御返報

村田肥前守

經安

上包山田加賀守殿 御返報

一八七 山田久興讓状

(旧前三山)

讓渡 嫡子百王丸所

薩摩国谷山郡内山田上別符面村之事、右所領者重代相伝地也、亡父忠經讓状並關東御下知以下証文等をあひそめて、ひやくわう丸讓渡ところ也、若ひやくわう丸男子なくハ、わう五郎丸ニ可讓也、仍為後口、以自筆かきおく状如件、

応永十年二月七日

久興 (花押)

一八八 某書下案

(山冊)

為一名字不斷及合戰云云、何様事哉、不可然、所詮止確執之儀、令和睦、殊可致忠節之由、被所仰下也、仍執達如件、

應永十一年六月廿九日

在御判

一八九 某安堵状案

(山冊)

日向大隅兩國守護職事

島津陸奥守元久領掌不可有相違之状如件、

應永十一年六月廿九日

一九〇 山田玄威等連署契状

(旧前三也)

契約

一、自然而上方御上洛之時者、此衆中一味同心而國お堅く踏不殘聊所存、就大小事中談、御下向之間、諸事可相計事、

一、匠作既御不忠現形之上者、此衆中如何様致方便、可退治仕申事、

一、如此申定候上者、成無二之思、仰公方申、於私者相互用ニ立、被立可申候、若不慮喧嘩出来、又者有讒者如何様虚說雖申候、各馳寄企理非無為可相計事、

右此条々偽申候者、

伊勢天照大神

正八幡大菩薩

諏訪上下大明神

霧島六所大権現

天満大自在天神御罰お各可罷蒙候、仍契状如件、

應永十六年三月二日

う八井 善了在判

ひらた 玄親同

ほんた 元親同

やまた 玄威同

かは山 道春同

ちやうしう景仙同

一九一 山田玄威起請文

(旧島前三)

給分

右一成村入久阿村田數之事

十九町三反^{寺社一町}步此内^{三反卅}

段錢拾貫二百七十五文

此外聊偽申候者、

伊勢天照大神宮

熊野三所大権現

正八幡大菩薩

天満大自在天神

諏方上下大明神

御罰各可罷蒙候

仍起請文如件、

應永十六年七月七日

沙弥玄威 (花押)

一九二 山田玄威契状

(旧前三四也)

畏言上

一、右意趣者、若御御座時者、一身大綱存、可致奉公候事、

一、若御御座候共、請御意可致忠節事、

一、蒙仰条々、於一身生涯不背上意、可立御用事、

一、和議荒説入御耳候者、被仰下可申上事、若此条々偽申候者、

日本國中大小神祇 殊者、

伊勢天照大神宮

正八幡大菩薩

熊野三所大権現

天満大自在天神

諏方上下大明神御罰可罷蒙候、

應永十八年八月廿八日

沙弥玄威

進上 伊地知殿

また道三同
にいろ久臣同
ほんから道旦同

一九三 玄喜契状

(旧前二四 山)

契約

- 一、右意趣者、若御座時者、人々大綱存、可致忠節事、
一、於此内不慮子細時者、其身御大事をハ身之大事と存、身之大事をハ
御大事と被思、生涯不可有替篇事、
一、和議凶害荒説時者、相互ニ申承候いて、信用あるましき事、

此条々偽候者、

日本国大小神祇、殊者、伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

天満大自在天神 諏訪上下大明神御罰可罷蒙候、

応永十八年八月廿八日

山出殿

玄喜 (花押)

一九四 山田玄威契状

(旧前 三三)

畏言上

- 一、背上方就別人不可身持事、
一、或るん者、或近付よて御意をむき、其人ニ被引ましき事、
一、於身二心なく御用立申へき事、
ひとへニ公方なくてたのミ存外無他候、

若此条々偽申候者、

日本国中大小神祇殊ニハ

伊勢天照大神宮

正八幡大菩薩

熊野三所大権現

天満大自在天神

諏訪上下大明神 御罰可罷蒙候

応永十八年十月二日

右口裏ニ有

沙弥玄威

けんけい状をまいらせ上られ候案文

一九五 島津久豊契状

(旧前二四 山)

牛王

- 一、右意趣者、今度一大事刻、取分御志候上者、身之於生涯無替篇、進
付通し申へき事、
一、如此申定候上者、御大事をハ、身之大事と可存事、

- 一、於此内不慮和議凶害荒説時者、直ニ申被候いて、不可有信用候事、
若条々偽候者、

日本国大小神祇、殊者、伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

諏訪上下大明神 天満大自在天神

御罰可罷蒙候、

応永十八年潤十月十一日

山田殿

久豊 (花押)

一九六 島津久豊宛行状

(旧前二四 山)

大隅国市成之内南持留事、為給分所宛行也、早任先例可令領掌之状如件、

応永十八年十一月十八日

久豊 (花押)

山田殿

一九七 島津久豊安堵状

(旧前二四 山)

薩摩国山田之内上別符事、為本領上者、所不可有相違也、早任先例可令
領掌之状、如件、

応永十八年十一月十八日

久豊 (花押)

山田殿

一九八 島津久豊起請文案

(旧前二三 山)

右意趣者

- 一、三ヶ国如何様難転交就是非中談、御大綱をハ存身の大綱と、不可有
二心事、

- 一、如此申談候上者、今程の習若和議凶害之仁出来候者、其人を敵と存、

一切無信用可成親子之恩事、
一、条々申定候上者、本末他人事ニ不入して、一家繁昌候様ニ可申談事、
若此条々偽申候者、

応永十九年十一月廿五日

久豊 御判ナシ

一九九 島津久豊書状案

(旧付二)

重御了簡分共候、其意趣近日進使者、其許ニて可申談候、尚々此間諸事
御辛勞中々難中尽候、恐悦至極候処、これの事もその御辛勞には少も
おとらすこそ存候へ、恐々謹言、

(応永十八年比)

拾月廿一日 九の時

久豊 (花押)

北郷殿

樺山殿

山田殿

鹿屋殿

二〇〇 島津久豊書状

(旧付三)

又西村方へ一日状を遣候、為御心得可申候

平田それへ進候状委細一見候了、仍御念比もたせて給候、誠々令悦喜候、
雖毎度申候、其堺事、一事以上裏面憑存候外無他候、就其岩川事共あし
よハなとにつけ候て、内儀申談候て、あひしらハれ候へと申て候、次岩
川事近所事候へハ、不御心置其堺事共可然様御談合肝要候、又ほんかう
御目出すしく被申候、尚々為其悦概山殿をこし申候、次一日一段承候
間事、不可子細之由、於谷山申候へく候、来月八月の心にかかり候、今
月の中に人を可有御遣候、返々其堺事はいまの一しはハ大綱候、御一人
の大事とおぼしめされ候はんハ、敵案ニ入候へく候哉、恐々謹言、

十一月廿三日

久豊 (花押)

山田殿

二〇一 島津久豊書状

(旧付三)

御札委細承候了、兼又新納殿より状一見候了、御慰慰もたせて給候事為
悦無極候、隨而一昨口進使者候之処ニ御念比承候事悦喜仕候、諸事可然
様之御了簡候て可給候、返々千万憑存候、其承事ハ御一人ハ大綱と被思
食、うらおもて御ほねをられ候て、今度身せんとおとつけて可給候、又
承候品事ハ一日御使ニ申候しことく、来月極月にて候程、以吉日今月中
ニ進候へと、たうじゆん三郎二郎方へ今日申遣候、恐々謹言、

十一月廿六日

久豊 (花押)

山田殿

久豊

二〇二 島津久豊契状

(旧前二四)

右意趣者、

一、今度荒説一切信用不仕候事、
一、此刻大綱候之処ニ取前より取分御志なされ申候、生涯悦喜、御方ハ
又別而御大事あるへき事なく候間、其御用にハ立申ゑす候哉、身の
うんを開次第に力を付申、子々孫々まで身之代ニ合力を申候て、本
末啖大小事可申談事、

一、三ヶ国如何様ニ雖転変、就是非申談、御大綱をハ存身大綱、不可有
二心事、

一、如此申談候上者、今程習、若和議凶害之仁出来候者、其人を敵と存、
一切無信用、親子可成恩事、

一、条々申定候上者、本末他心案ニ不入して、一家繁昌様ニ可申談事、
若此条々偽申候者、

伊勢天照大神宮、正八幡三所大菩薩、熊野三所大権現、諏方上下大
明神、稻荷大明神、御寄を可蒙候、
応永十九年十一月卅日

久豊 (花押)

山田殿

二〇三 島津久豊加冠状

(旧前二五)

加官

島津百王丸

三郎四郎忠豐

久豊 (花押)

応永廿二年八月廿二日

「上包」

島津三郎四郎殿 久豊

二〇四 某身曳状

(山冊)

よう／＼あるによつてうりわたし申わらわの事

合四百文定

右件のいぬ松わらわ生年六さいこなり候を、^(か)きり候て、

うりわたし申事突也、たゞし此わらわ二いかなるしうにんしんるいと申

候て、きた申候とも、此状をもつていかなるけんもんかうけ神社仏寺の

御りやう内いちまち路次海上津々関々をきらわす、^(依カ)みあいニめしとられ

申へく候、其時一言申候ハ、重々さいくわたるへく候、^(依カ)而状如件、

応永廿三年二月九日

右ノウラニ在リ

□ふしおうまちの内ましとの

□つみや三郎殿子七郎三郎の

二〇五 平田重宗契状

(前二五 山)

契約

右意趣者、

一、仰公方一味同心之思お成中、可致忠節之事、

一、於私者大小事、不殘心底申承、自然御大事之時者、縁者親類ニもひ

かれす、一身之大綱と存、御用仁可立申事、

一、不慮之讒者出来、凶害お申事候者、即時ニ蒙仰申入、可散不審之事、

若此条々偽申候者、

日本国大小神祇、殊以、

伊勢天照大神宮、熊野三所大権現、正八幡三所大菩薩、

諏方上下大明神、

稻荷大明神之可蒙御罰候

応永廿五年十二月二日

山田殿

(平田)
右馬助重宗 (花押)

二〇六 某書状案

(山冊)

尚々爰元之語合者悉尤可入候、御泊断有ましく候／＼、北原殿へ御音

信も定先々親類可被遣候哉、殿さま御出候ハハ西堅御指有へき之由

聞得候、返々彼御合力頼存候、

音書之趣得其心候、仍從廻豊州之依御意見、野臥可被停止候哉、尤可然

候、隨而廻之者五六人自此方指候、忠朝無為料理候処ニ、下之如此之動、

曲事候由御意候て可有御返にて候、され共直ニハ如何かと被思召候間、

豊州まで可被進候て、如垂水取人御遣候、定豊州御調法有へく候、さ様

之時義ニ付て、かへ使僧御とらせ候、被帰候者可聞得候、折節 殿さま

道場法事ニ御詣、爰元子細存在候之間、不請御意 (以下ナシ)

二〇七 山田玄威申状

(山冊)

大隅国小河院内一或村六町尾作十二町、同持富三町、山田内上別府村

五町五反、中村内八久四町、

己上廿四町五反之段錢四貫九百文

此外聊偽申候者、

伊勢天照大神宮、正八幡大菩薩

諏方上下大明神、御罰可罷蒙候、仍状如件、

応永卅年□一月三日

沙弥玄威 (花押)

二〇八 段錢書上並東玄忠起譜文

(山冊)

応永三十年^{庚申}三月十三日

奈良正米

一、水田一町一反町歩分米二石二斗六升五合

かり屋分一石一斗五合なこの分一石一斗六升

むきの年具^(ママ)二反二斗六升

なし物二貫おの錢三百

にし田三反さうし分

口丸二反而御ようさく

以上一町七反町歩

一、おか本

八反町歩分米一石四斗五升五合、むきの年具四斗八升四反、はつをし

ね一斗四升

なし物四百五十、ミやうとう町

以上水田九反十歩

一、おかのへう

一反十歩分米一斗六升五合、麦の年具一反町二斗八合、門お三十、は

つおしね五升

かしわき

一、水田一町一反分米一石七斗四升五合、むきの年具二反町三斗一升二

合、はつをしね一斗四升、成物四百五十

宮その

一、水田三反歩分米五斗九升、むきの年具二反二斗六升、はつおしね一

斗四升、成物三百

一、水田六反十分米一石四斗、麦の年具二反二斗六升、はつをしね七升

成物二百廿五文、

申津河

一、水田八反町分米一石二斗八升五合、麦ねんく町歩六升五合、はつお

しね一斗四升、成物三百五十、
井しり

一、水田四反分米六斗四升、成物百文

以上水田五町八反十歩

一、分米 九石一斗八升五合

一、成物 四貫二百廿五文

一、麦ノ年具 一石八斗四升五合、はつおしね六斗三升

以上六町五反町歩

西殿ノ御分

あり村

一、水田六反而分米一石一斗、麦の年具二反二斗六升、はつおしね一斗

四升、成物五百五十、^(う脱カ)ミやうとう分一反

以上水田七反町

谷田

一、水田一町町分米一石八斗二升、麦年具一反十一斗五升六合、はつお

しね一斗四升、成物四百五十

以上水田一町八町

一、御年公二石九斗二升

一、成物一貫文、一、むきの年具四斗一升六合

一、はつおしね二斗八升

御ようさく一町一反

以上二町九反町

一、給分 惣以上九町五反

ふるさと

水田八反分米一石三斗二升、麦^(ママ)ノ一斗公

十、はつおしね一斗四升

おわき

一、水田二町二反十歩分米一石八斗九升、麦ノ年具三斗一升、はつおし

ね一斗四升、成物五百五十文
きこた一反手つくり

山の口

一、水田四反

くき野の

一、水田四反、手作一反大むき

一、水田四反歩

高野

次郎さへもん殿

一、水田六反十

松山助次郎殿

一、水田四反卅

二郎衛門

一、水田一反卅

ひこひやうへ

一、卅

ひやうへ三郎

一、水田五反

平衛もん

あさくら二反

一反かち又二郎

十かわさいく

一、惣以上五町六反卅 給分

惣以上十五町一反卅 御れう所きう分

大王神田

一、水田三反

二月田

五月田おわき

山王

一、水田三反

一、年神一反卅

以上九反卅

光明寺 一反卅 三反てらその

さいりん坊一反 まこめ一反

以上六反卅

惣以上十六町八反

一、持富水田御れう所

瀬戸口ノ分

水田一町卅歩分米二石五斗五升七合、成物百文

以上一町一反卅歩、御用作五反卅

已上一町七反歩

田はた

水田六反歩分米一石五升六合、馬の口一引二十文

御ようさく二反 ミやうとう田一反

以上八反歩

一、わきのた

水田五反卅分米一石一斗一升八合、手つくり卅歩

以上六反歩

なかつ

一、水田五反卅分米一石五升二合

やしき丸

やしき

ミやうとう田

一反

一、めのだ一反卅

十平八ツ、

以上四町卅

神田

二反せとくちなかつ

もちとミとりに

惣以上廿町八反卅

一、是ハとく田御とく分しるし候、山成河成ハ本ちやう二有、

一、大殿 一町二反卅

一、西殿 一町三反 以上九町四反歩

給分

一町一反卅歩一反外さへた

くきのハ反

不二反

六反卅自作ともに

なかつ

なかつ

山口反 五反歩

卅歩 四反卅

なかつ

不廿歩 四反卅歩

二百五十文 おわき

百六十文 ふるさと

百廿八文 大むた殿

七十文 松山殿

百二文 高野二郎左衛門殿

八十八文 二郎衛もん殿

九十四文 平二郎

一反卅 三十二文 わう大郎
 お(そカ)の一う一反十歩 二十六文 三郎次郎
 卅 十二文 ひやうへ三郎
 卅 十二文 太郎二郎
 一反 二十文 又二郎
 十 四文 かわさいく
 十一町八反卅 四町九反卅歩 九百九十八文
 神田ノ分 三貫三百六十八文
 大王 三反 おかもと二月田 五月田おわき 二百文
 山王 三反 百廿文
 いなり 一反 四十文
 ミほこ 卅 廿四文
 年神 一反 四十文
 三反 百廿文
 一反 四十文
 一反 四十文
 卅 二十四文
 一町六反十 以上六百四十八文
 以上十三町四反卅、以上三貫十六文
 一成の分惣以上十六町御ようさく二町五反卅
 一、持富ノ分 (うカ)
 一町一反ミヤや□と分 二百四十文
 七反十歩ミヤやうと分 百六十五文
 二町十歩 以上四百五文
 御ようさくの分
 大殿五反□、西殿一反、以上二町六反卅歩
 給分

不二反、六反 自作ともに 百廿文
 四反 八十文
 一反卅 三十文
 十 四文
 一町一反ミヤ 以上三十六文
 以上三貫六百五十七文
 一、神田ノ分
 年神 一反 四十文
 卅 廿四文
 あみた 卅 十六文
 二反 以上八十文
 以上三町四反 七百廿一文
 惣以上四町卅御ようさくともに 以上三貫七百三拾七文
 一、はなたの分
 三反 六十文
 一反 廿文
 八反 百六十文
 以上一町四反 以上三百廿文、四貫五十七文
 三反御ようさく
 惣以上一町七反御ようさくともに
 惣以上廿一町七反御ようさくともに
 十八町二反卅 四貫五十七文
 神田二町十、八百八文
 村二十六町二反卅 三くわん二百四十八文
 三町五反十 御ようさく
 神田の合九町九反ミヤ 御れう所
 神田の合 六町三反卅 給分
 神田御よう作ともに
 見作 一成の分十六町十 不二町一反卅歩
 神田御よう作ともに

持富分 四町川

神田御ようきくともに

花田分 一町七反 不三反

以上廿一町七反 御れう所

大殿七町一反 御れう所

にし殿二町八反 御れう所

四貫五十七文ノ内

公方へ三貫四百文

二百文すゑよし御ゆわひ御さしたり候はんニめされ候、合、貫

二百文御れうにんまいり候

百文にし殿しふし等御まいりニ御もち候

百文内うミ御もち候

十文五文一二三度まいらせ上候

谷山の御かわり

一貫七百文

二百文弥二郎殿御かたひらかこしまにて御もとめ候

谷山一くわん五百文

一貫二貫四百文

以上四貫九百文

段銭ニまいる

右たんせんの事蒙仰候ニよて、御料所きうふん神かう田十八町二反、

四貫五十七文にてわたり候、さゝか御うちの人ニようしや不仕候、御

百姓までもすこしにても候へ、みしんなく上申候、身の給分白作共ニ

ことくく上申候、此段請申あるへく候、

若偽申候者、

伊勢大照大神宮、正八幡大菩薩、熊野三所大権現、天満大自在天神、

諏訪上下大明神御對ニ咎も可能蒙候、仍起請文状畏申上候、

応永三十二年潤六月八日

東 玄忠

二〇九 山田玄威申状

(旧前三五 山)

畏言上

大隅国小河院内一成村六町、見作十二町、同持富三町、山田内上別符村

五町五反、中村内入久四町、

己上廿四町五反之段銭四貫九百文

応永三十二年潤六月九日

沙弥玄威 (花押)

請取申

山田殿御方よりの段銭四貫九百文儲請取申候

山田殿御方よりの段銭四貫九百文儲請取申候

泊 久篤 (花押)

安楽四郎太郎 久清 (花押)

平山又六 久武 (花押)

沙弥尼正智寄進状案 (旧前三五 関)

奉寄進 谷山郡山田之村大河内之内水田岩下三段事、

右彼水田者、為正智禪尼菩提料奉寄進建志寺処也、但此水田本物返三貫

三百文ニ而完得之所也、自然本主被請候者、彼本物之料是寺家可被召上

候、仍為後日状如件、

沙弥尼正智 (花押)

應永卅二年乙巳十月廿七日

沙弥尼正智 (花押)

二二二 山田玄威申状案 (山冊)

畏言上

大隅国小河院内一成村六町、見作十二町内山成七町四反、相残候分四

町五反、同持富三町内河成二町七反、相残候分一町三反、一成持富河

村山成九町一反、相残候分五町八反、聊偽申候者、

村山成九町一反、相残候分五町八反、聊偽申候者、

應永三十二年丙午八月 日

應永三十二年丙午八月 日

二二三 山田忠豊申状

(旧前五 山)

畏言上

大隅国小河院内一成四町五反、同持富一町三反、一成持富兩村五町八反、段錢一貫百七十二文、

応永卅五年五月廿二日

藤原忠豊 (花押)

二二四 時任榮政等段錢請取状

(旧前五 山)

段錢請取事

合一貫百七十二文

右所定段錢之状如件、

応永卅五年五月廿五日

時任左衛門三郎

榮政 (花押)

益山 淨久 (花押)

安桑 久行 (花押)

二二五 山田忠豊書状案

(山冊)

御書之趣謹以致拝覽候了、抑 (ママ) 上意王分被仰下候、難有存候、於弥々茂御奉公之事不可有怠様候、以此旨御披露奉頼候、恐惶敬白、

十月十九日

忠豊

進上

二二六 藤原長久起請文

(旧前五 山)

起請文

右之意趣殿ニ向申候て、いまゝておきやしんを不存候、又は自今後としても不忠をいたし、やしんをさしはさみ、殿をうしな申候する心あてなど未加つて不存候し、たひ／＼加様之通蒙仰候、余になけか (は脱カ) しく存候程に申上候、又ハ我等か身持などのことも無理なることなど蒙仰候て、中を御ちかい候する時ハ、無是非候、我として 殿之御意

背候て、別して公方ほうこうのこと存申し候、又ハ女儀付候てむりなること中上ましく候、若此旨背候ハ、為後日状如件、

日本ちんしゆ

伊勢天照大神、熊野三所大こんけん、正八幡大菩薩、諏訪上下大明神、南無天満大自在天神、しやうはつおの／＼まかりかうむるべく候、

永享二年十二月十日

藤原長久 (花押)

二二七 藤原某起請文

(旧前五 山)

牛王起請文

右之意趣殿ニ向申候て、いまゝておきやしんを不存候、又ハ自今後として不忠をいたし、やしんをさしはさみ、殿をうしな申候する心あてなど未加つて不存候之、たひ／＼加様之通蒙仰候余ニなけかし／＼存候程に申上候、又ハ我等か身持などのことも無理なることなど蒙仰候て、中を御ちかい候する時ハ、無是非候、我として殿之御意背候て、別して公方ほうこうのこと存申し候、又は女儀付候てむりなること申上ましく候、若此旨背候ハ、為後日状如件、

日本ちんしゆ

伊勢天照大神熊野三所大こんけん正八幡大菩薩諏訪上下大明神南無天満大自在天神

しやうはつおの／＼まかりかうむる可候、

永享二年十二月十日

藤原 長 (花押)

二二八 河内守兼元契状

(旧前五 山)

契約

右意趣者於白今以後者、就大小事可申入事、抑於私者親類縁者又者国々傍輩中之儀にもひかれましく候、御大事之時者身之大綱と存、御用ニ可罷立申候、か様申定候上者、聊不可替申候、若又和議凶害之輩出来、如何様之細を申候共、不可及信用候、則以面直申承、可免不審お候、若

此条々偽申候者、伊勢天照大神宮、正八幡三所大菩薩、諏方上下大明神、四十九所大明神之御討お可罷蒙候、

永享二年八月吉日

山田殿

河内守兼元 (花押)

二一九 島津好久宛行状

(旧前二六 山)

島津御庄大隅方恒吉内三町並薩州谷山内山田先知行分事、右為料所所宛行也、早任先例、不可有領知相違状、如件、

永享四年十二月廿四日

山田殿

好久 (花押)

二二〇 肝付兼元等連署契状

(旧島前三六)

契約

- 一、仰 好久雖為世上如何様転変、一味同心御用可罷立事、
- 一、無謂自訴お申公方お恨申候者不可然通雖催促無承引ハ、其仁一人お同心ニ可捨事、

- 一、公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ佗申、無承引者身之大綱と存、相共ニ可為一味事、

- 一、就境目所務等事無謂事お、他所へ申懸者、是又致催促無承引者、一向合力申すましき事、

- 一、如此申談候上、大小事不殘心底可申承候、若不慮ニ有議者和議凶害荒説出来ハ直中披キ可申事、若此条々偽申候者、日本鎮守伊勢天照大神、熊野三所権現、当国鎮守正八幡大菩薩、諏訪上下大明神、天満大自在天神、霧島六所大権現、新田八幡大菩薩、開門九社大明神、四十九所大明神之御討ヲ子々孫々可蒙罷候、

永享六年六月廿二日

河内守兼元 (花押)

伴 兼忠 (花押)

山田殿

伴 貴重 (花押)

二二一 藤原盛豊契状

(旧島前三六)

契約

- 一、仰 好久雖為世上如何様転変、一味同心御用可罷立事、
- 一、無謂自訴お申、公方お恨申候之者、不可然通雖致催促、無承引ハ其仁一人お同心ニ可捨事、

- 一、公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ佗申、無御承引者身之大綱と存、相共に可為一味事、

- 一、就境目所務等事、無謂事お他所へ申懸者、是又致催促、無承引ハ一向に合力申すましき事、

- 一、如此申談候上者、大小事不殘心底可申承候、若不慮之有議者、和議凶害荒説出来者、直ニ中披キ可承事、

若条々偽申候者、

日本鎮守伊勢天照大神、熊野三所権現、当国鎮守正八幡菩薩、諏訪上下大明神、天満大自在天神、霧島六所権現、新田八幡大菩薩、開門九社大明神、上下大明神御討ヲ子々孫々可蒙罷候、

永享六年六月廿二日

山田殿

藤原盛豊 (花押)

二二二 肝付兼政等連署契状

(旧島前三六)

契約

(前ト同文ニ付省略)

永享六年六月廿二日

山田殿

周防守兼政 (花押)
伴 兼直 (花押)

二二三 右馬助姓宗契状

(旧島前三六)

契約

(前卜同文三付、省略)

永享六年六月廿二日

山田殿

(平田右馬助重宗
右馬助姓宗 (花押))

二二四 平忠義契狀

(旧島前三六)

契約

(前卜同文三付、省略)

永享六年六月廿二日

山田殿

平忠義 (花押)

二二五 興長武清契狀

(旧島前三六 山)

契約

(前卜同文三付、省略)

永享六年六月廿二日

山田殿

興長武清 (花押)

二二六 島津好久宛行狀

(旧前三六 山)

島津御庄大隅方小河院之内恒吉之村六町並花田平坊五町、為料所々宛行也、早任先例不可有領知相違之狀、如件、

永享七年六月廿三日

山田殿

好久 (花押)

二二七 島津久宛行狀

(旧前三六 山)

島津御庄大隅方下大隅郡之内二河村之事、為給分宛行処也、早任先例、領掌不可有相違之狀、如件、

永享八年五月廿日

山田殿

陸奥守 (花押)

二二八 某催促狀案

(山冊)

(朱)

辨山殿文書之内在之

日向國人野辺在所三大覺寺居住之由、被聞食候、不日上進之候者、忠節不可過之候、於恩賞者、可隨望之由、野辺堅可申付候也、

永享年中
六月廿日

二二九 大覺寺義昭書狀案

(山冊)

正文大興寺三在之
一天四海之逆亂更不得其期、是偏義教公恣行惡逆無當之政道故也、然間於一門之中不遇此亂惡者、天命之至落着可及當家滅亡歟之上別而者為勝定院之猶子間、云出緒旁以存立處、全非私曲之儀、僱助万民繞家門也、依之方成下知之問、諸國存其意、既時節純熟之問、急欲企現形、然其必順路之儀、早為御身方之隨一致忠節廻計略者、可為御本意、於恩賞者、隨望可有其沙汰、猶々軍忠之所、別而憑訖、仍狀如件、

(朱)

「永享十二」
八月廿五日

御判

桃山殿

(朱)
「上書如此」

桃山殿

尊右

(朱)
「右者四代美濃守孝久也」

二三〇 大覺寺義昭誅戮人交名

(旧前三六)

一 永享七月十四日之文を以大覺寺を可誅旨被相触人數

- (信濃守) (備前守カ) (左馬助固成) (縫殿允) (左京亮)
- 本田重經、末弘忠勝、財部固成、伊地知久安、永野助家、
- (條三郎カ) (美濃守) (美濃守) (中務少輔) (能登守カ)
- 高木經家、柏原好實、桃山孝久、廻元政、北郷知久、加治木親平
- (近江守) (左馬助弘弘カ) (遠江守) (山田守入道聖榮)
- 新納忠臣、町田一久、税所孫阿、和田正直、山田忠尚

二三一 足利義教御内書

(旧前二六)

(足利義教) 大覚寺事、依計略早速落居、忠節之至無比類候、向後弥惣思食候、兼亦一紙披見殊神妙、旁以心中趣感悦不少候、仍太刀一腰腹巻一領馬一疋遣之候、委曲満政可申候也

(嘉吉元年) 卯月十三日

(義教) (花押)

島津陸奥守殿

二三二 山田聖栄書状

(山冊)

夫よりの御状くハしく見申候、これニもうけ給候へハ、ほん所領もとて申され候、是こそさいわい此事候、御はんほうたい候ハ、しんしやなく

大かくの御判おとなニ御日ニ御候へく候、ことにきもつきの兼重の

京番

ときのちはつ、此の時御はんさやうとより貞久しきふ諸三郎所御下、其もんしよをももちて候、今度之次ニ所領を給候ハす、あまりニうまれかへりニ罷成候、せめてハ今さふらへニ御なり候へかしと存候、くハしくよく御見ひらき候へく候、ふるき御はんをもたしなむもちて候ハ、かやうの時ため候、いそき御さううけ給候へく候、恐々謹言、

三月二日

しやうゐい (花押)

河内殿

しやうゐい

山田河内守殿

聖栄

二三三 島津持久宛行状

(旧前二六 山)

島津庄大隅方小川院内百引六町事、為料所所宛行也、早任先例、領知不可有相違状、如件、

嘉吉二年三月十八日

持久 (花押)

山田殿

二三四 島津持久安堵状

(旧島前二七)

島津庄大隅方小川院内百引六町事、為料所所宛行也、早任先例、領知不可有相違状、如件、

嘉吉二年三月十八日

持久 (花押)

山田殿

二三五 御内書案

(山冊)

船一艘乙持丸大豆五石到来候詔、日出候、殊更鎧一両淺黄糸太刀一振遣之候、疏黄之事、委細被仰吏僧候、能々可被尋沙汰候哉、

六月十一日

御判

島津陸奥守殿

二三六 島津忠国書状

(旧前二六 山)

表裏仕候へ共、いまも持鷹心中計ハ数寄候司前候哉、世上以後無音候、定而佗事候哉、随而引目木望候、持せ候て給候は歎喜候、恐々謹言、

六月九日

忠国 (花押)

山田殿

「上包」

山田殿 忠国

二三七 源元政起請文

(山冊)

起請文之事

一、於今度之弓箭、大小事申談候て、後日無二ニ奉憑候、仍自今以後も御人綱を身之一大事と存、可罷立御用事、

一、如此申定候上者、不慮ニ和議凶害之仁出来候者、相互ニ直ニ以而可
申披事、

一、此世上之間、無正跡内者、領分等之者何方之荒説望を申候とも努力
々々承引申ましく候、自然之時者一味同心ニ請御指南、又者思寄候
する事をハ無後蔵可申事、

右此条々之旨少も偽申候者、

上者梵天帝釈、下者堅牢地神、惣者日本鎮守伊勢天照大神、八幡三所
大菩薩、賀茂春日大明神、稻荷大明神、祇園牛頭天王、北野天満大自
在天神、熊野三所権現、彦三所権現、殊者当国鎮守正八幡三所大菩薩、
霧島六所権現、別者当国五社大明神、宮浦三所大明神、惣而日本六十
余州之大小神祇御討を元政が身上ニ厚深可罷蒙候、

文安三年丙林鐘晦日

豊後守源元政 (花押)

二三八 某田地注文案

(山冊)

かたしりの内

三町預候分こくりやうの引内五反ちかいし

一、うきめんの分

二反

くるまた

三反

ちやうとく寺

三反

りしやう坊作人
こてう

三反

竹さき

七反

ゆきのわき

四反

口のまち

四反

おなたけ

五反

山した

五反

上まつおた

五反

くるすた

三反 山もとのまへ

三反 さきた

二反 くわ原

三反 かみてん

五反 もすわら

一反 こた

四町 かわちの門内

四反 はき原ちかいし

二反 野中大丸

一反 おり口

四反 はきわら

一反 いけた

以上田數十町

文安六年卯月十七日

まらた殿より請取申候、

二三九 某契状

(山冊)

再拜／＼

右意趣者、

一、山田殿向申野心を存ましき事、

一、何事も無御等閑申入、又者可請御意事、

一、相伝申候する物をいつれにても候へかし、おろかに仕ましき事、

此条々偽申候者

神名

長禄三年霜月廿六日

(花押)

二四〇 はつたし身曳状

(山冊)

(別紙ニテ服付デアリ)
「はつたし」

右こん日よりもひきの御し殿くはうへわたし上申され候はとに、重代さうてんの御下へたるへく候、もしせんにはしり仕候ハ、いかなるけんもんかうけ神しやふつしの御りやうなひに罷居候とも、此状にて御きたあるへく候、そのとき一事一こんあらそい中ましく候、仍為後日状如件、

文正二年ひのと三月廿九日

はつたし (花押)

二四一 兼宗書状

(旧島前四〇山)

尚々おひの事何こと御座候らんと存候、今程北郷殿是ニ御座候、おひのうしろまきの御談合にて候、相州薩州御座候、又地かての事うけ給候、今程は指不中候上船二たつね候て下候者可申談候、

如仰此間不申入候処、此之音問畏入存候、殊大皮郎皮以上六枚もたせ給候、恐悦至極候、兼又一日於吉田境日、当所若衆はかり野伏ニ被出候朝吉田衆出合付送候、さ候処当所迎野伏少々走着候間、合戦候、敵余多討取候、身方一兩人討死候、一人は中俣十郎にて候、其外は非差者候、此方衆殊外之若衆はかりにて候か近來能被仕候已後勝利候、外聞実御大慶此事情、就中鉄肥三陣取候、彼境御難儀たるへく候、迷惑此之事、又京都より薬師竹田法印被下候、取合可有御推量候、次ニ一口如申候末吉之荷物召よせ度候、人足之事可申候、恐々謹言

(朱)

〔文明十七年〕
壬三月廿二日

山田殿 御返報

(平田)
兼宗 (花押)

二四二 犬追物手組日記

(旧島前四一)

犬追物手組事 延徳二年四月六日

殿忠旨

十六疋

島津安芸守

八疋

島津左衛門尉

六疋

島津四郎

二疋

鹿屋周防介 一疋
鉄肥又八 三疋
五代助五郎 四疋
吉田治部大輔 五疋
島津四郎三郎 十疋

検見

伊地知周防守 十二疋
加治木又八郎 五疋
島津三郎四郎 三疋
島津次郎四郎 十二疋
島津大和守 八疋

喚次

島津式部少輔

二四三 犬追物手組日記

(旧島前四二)

犬追物手組事

参河守殿 二疋
黒法師殿 四疋
兵庫助殿 七疋
刑部少輔殿 四疋

検見

子々法師殿 七疋
与次郎殿 九疋
竹井宗左衛門尉 一疋
中河宮法師 二疋

喚次

幸阿弥 延徳武年九月十八日

二四四 犬追物手組日記

(旧島前四二)

犬追物手組事

参河守殿 七疋
式部少輔殿 九疋
黒法師殿 十疋
刑部少輔殿 十疋
七郎殿 十四疋

検見

子々法師殿 廿一疋
与次郎殿 五疋
四郎次郎殿 八疋
兵庫助殿 七疋
竹井宗左衛門尉 七疋

喚次

幸阿弥

延徳三年正月廿一日

二四五 島津忠昌宛行状案

(旧島前四一 関)

薩摩因谷山院之内山田之村三拾町、同院這祖脇之内五瀬之事、為忠節之賞所宛行也、早任先例可被知行之状如件、

明應四年四月十七日

忠昌 (花押)

吉田殿

二四六 島津忠昌書状

(旧前三〇 山)

今度之弓箭、從前被成御志候、依其寄郡從坂上に今相拘候、忠節之至無比類候、於子々孫々不可有忘却候、弥添入候、此度之弓箭執拔候者、可致其礼候、委細者若狭守方可被申候、恐々謹言、

七月十九日

忠昌 (花押)

山田河内守殿

二四七 島津忠昌書状

(旧前三〇 山)

先年弓矢之時、敵同心候事、至に今者改其心中、於自今以後不可有二心之旨、如神名被遣証文候、恐惶候、如此之辻、於無相違者、聊も不可存等閑之儀候、恐々謹言、

十月十三日

忠昌 (花押)

山田河内守殿

二四八 犬追物手組日記

(旧島前四二)

犬追物手組事

左衛門佐殿	十三疋	次郎三郎殿	六疋
島津左馬助	十六疋	島津助四郎	七疋
島津六郎	二疋	島津治部少輔	八疋
渋谷太郎次郎	十疋	梁瀬源五	七疋
島津六郎四郎	二疋	羽島新三郎	五疋

島津式部少輔 四疋
四郎殿 十二疋

検見

島津兵庫丞

永正十三年二月十三日

喚次
島津藏進

平田平三郎 七疋

二四九 犬追物手組日記

(旧島前四二)

犬追物手組事

辻江守殿	四疋	豊後守殿	八疋
四郎殿	十疋	島津式部少輔	三疋
島津次郎三郎	十二疋	島津治部少輔	五疋
島津六郎	五疋	羽島越前介	六疋
島津左馬助	十疋	島津助四郎	二疋
島津六郎三郎	二疋	平田平三郎	十一疋
渋谷太郎次郎	七疋	梁瀬源五	一疋
左衛門佐殿	十二疋	喚次	

島津藏進

永正十三年三月十六日

二五〇 犬追物手組日記

(旧島前四二)

犬追物手組之事 永正十三年 六月一日 (略)

犬追物手組之事 永正十三年 八月廿九 (略)

犬追物手組事 永正十三年 九月十日 (略)

二五一 藤原忠俊寄進状

(旧島前四二 山)

八幡新田宮御宝前

奉進 御筆法花経

右旨意趣者、奉為大長地久御願内満、殊者信心施主子孫繁昌息災延命、心中所願皆令満足之故也、所定如件、

永正十六年^日十二月吉日

藤原忠俊 (花押)

新田宮政所座主周宗計次
(本ママ 取カ)

二五二 隈江匡久書状

(旧前三二山)

又番城諸堅被仰候へと御意候

来十五可有御動候、五日之可為誘候、依今一左右可被打山之由、御意候、御油断有間敷候、又境日二敵見え候哉、人衆出時義を見せられ候へと申せとて候、次自清水音信候、當時無何事候、真幸之様今日及者不聞得候、為御心得候、恐々謹言、

(大永六年カ)
三月十一日

歳信 (花押)

匡久 (花押)

隈江

中野

匡久

「上書」

山田安芸守殿 御宿所

二五三 隈江匡久書状

(旧前三二山)

又木白和伊殿伯書方へ為札被越候、被及聞召候哉、為御心得候

其方之人衆少々清水之番ニ御たて候へと御意候、来月三たるへく候、十日番ニ候、巨細之条重而可申候哉、毎事期後首候、恐々謹言、

卯月十八日

(隈江伊勢守)

匡久 (花押)

隈江

匡久

(上書)
山田安芸守殿 御宿所

二五四 隈江匡久書状

(旧前三二山)

又今日中ニたるも、^(北原)山東よりの使僧、從志和知より使僧、油袋殿よりの使僧、^(伊東義祐)自奉城之使僧更不得可陳候、御察之前候哉、其様御活計不及申候、御うらやましく候

尾州清水ニ可有御立候、十日かハりにて候、今明日此方へ御越有へき事ニ遅々そ候へ、其かハりに其方之衆ハ可被立にて候、其覚悟肝要ニ候、

姫木此方ニ現形候、下大隅辺も現形之由候、待居候、又北郷殿曾於郡番衆御入候、如何ニこそ候、又我等長在京ニ、ハやくたひれてこそ候へ、そと御指出候て、世間之時義被聞召候て、可然候、恐々謹言、

(大永六年カ)
五月四日

匡久 (花押)

くまへ

「上書」
山田安芸守殿 御返報

匡久

二五五 隈江匡久書状

(旧前三二山)

尚々北郷殿成替候者、都城へ可取懸候、御油断有間敷候、今明日之間に物之駄みえ候へく候

北郷殿以談合、曾於郡格護可有ニ相定候之間、去廿日以面計矢被射初候処ニ、本衆北郷殿人衆ニ城戸をひらき成合候、此方之番衆をハ子細候て、少被相待候へと被申候間、内々この人衆末吉寄衆、万一北郷殿心替候者、都城へ可懸指覚悟ニ候、為御心得候、十々九八日出度可成行候哉、万期後首候、恐々謹言、

(大永六年カ)
五月廿三日

匡久 (花押)

くまへ

山田安芸守殿 御返報

匡久

二五六 隈江匡久書状

(旧前三二山)

又一昨日未吉より罷帰、肝付へ罷越候、辛勞中へ無申計候、殿さま昨夕御帰候、為御存知候、三候雜説火急ニ候間、豊州急度御参会あるへきにて候、面白

弓矢之終にてこそ候へ

去九伊地知方・梶原方・池袋方以同心垂水ニ被相動候、彼城幾程有間敷候、自然廻・敷禰辺之足輕つゝくへ候哉、其武略として境目辺ニ足輕御出候て可然之由、御意候、御油断あるましく候、恐々謹言、

(大永六年九)
六月十一日

匡久 (花押)

「上書」

山田安芸守殿 御宿所

匡久

二五七 隈江匡久書状

(旧付二)

尚々堅可被仰付候、又梅山殿三河殿被越候

あましたる事にてこそ候へ、返々御はんをうあるへく候、来十三廻へ可有御動候、然者殿四郎殿御出張候、十五以前六十以後出家も不残被立候へと御意候、御油断有ましく候、恐々謹言、

(大永六年九)
七月十日

匡久 (花押)

山田安芸守殿 御宿所

二五八 隈江匡久書状

(旧前三)

尚々三日より御動有へく候、又去廿三夜相州伊作城へ被切乗、究竟之人多々被打取、南郷も知行候、為御心得候

来月三日至廻・敷禰打つゝき三日御動あるへく候、其方之人数奔走候へと、御意候、御油断有間敷候、恐々謹言、

(大永六年九)
七月卅日

匡久 (花押)

くまへ

「上書」

山田安芸守殿 御宿所

匡久

二五九 隈江匡久書状

(旧前三)

尚々蒲生衆・祁答院衆高名無是非候、又壹岐守方一昨年從真幸被掃候、北原殿

弥急々被申候、又日豊州も急々被仰候、今明之間、遠州為使者、可有御越候、

伊地知方ハ明日可被參候、本田方ハまた逗留候、又於内城護摩にて候、又山口神前にてハ、真説般若にて候、万幸勞仕候之処ニ、霜女如にて、活計のミ候、御浦山敷候

御家系中神水被仰付候案又進之候、今月中可然候歟、但御遠慮不可過候、

又御屋形衆蒲生へ三千程被寄候処ニ、祁答院統候て、合戦二度候而御屋形衆廿人之上越度候、手負切捨などハ不知数候之由、自清水注進候、目出度こそ候へ、恐々謹言、

(大永六年九)
八月廿八日

匡久 (花押)

くまへ

「上書」

山田安芸守殿 御宿所

匡久

二六〇 隈江匡久書状

(旧前三)

如仰至廻被得勝利候、目出度候、此節一段御用心肝要ニ候、將又俄ニ山東へ之義被仰出候、迷惑御察之前候哉、就中御鷹鷲取候、旁に被得勝利候、目出度候御同前候哉、每事期後首候、恐々謹言、

(大永六年九)
九月七日

匡久 (花押)

隈江

山田安芸守殿 御返報

匡久

二六一 隈江匡久書状

(旧前三)

やはり較ニ成候する度、御所持候ハ一效可給候、不申共にて候へ共、冬毛望ニ候、万事願存候、衆中ニ所持候ハ、御所望候て可給候

(実久)

書状之趣得其心候、仍初千代殿御下ニ被參候人衆四ヶ所衆蒲生方河内殿

依多殿此等にて候、顯姓方何方共不見得候、又北郷殿北原方和融未成候、此節番城誘無油断様にて御意候、次三夜留之用意諸人ニ可被仰付候、依

一左右御動あるへく候、万期後音候、恐々謹言、

(大永六年カ)
霜月廿一日

「上書」

山田安芸守殿 御返報

二六二 隈江匡久書状

尚々たのミ候へく候、御意候ハ、このものに給へく候
ちかごろにあひ候ハぬ申事にて候へとも、あいたね候ハ、給へく候、人
のようのこと候よし申候、たのミ入候へく候、御めにかかり候てくハし
く申へく候、かしく、

三月五日

山云もしへ まいる

匡久 (花押)
くまへ
匡久

二六三 隈江匡久書状

(前欠)

にて候も大概令申、今度組衆皆同御出頭、殿様御同道候へと被仰出候、
此間ハ桃山殿・北原殿両人之前 御屋形様 御意不定候て相滞候、類に
豊へ被仰候間、豊も又屏もしへ可令申候条、御赦免之由候、弥肝ハ所領
之事被申候にても 殿さま豊御談合候て御中候間、御承引候、此上者肝
ハ尚々所領被留候、不是非候、御出頭者今月末たるへく候ハ、其時分
以御参上御目ニ御懸可然候、さのミ、度大慮多被聞石候てハ腹中可有
御煩候歟、将又我等かこ島御供にあたり候、当病と申、老衰と申、迷惑
此事に候、賢察之前ニ候哉、万期後音候、恐々謹言、

五月十六日

山田安芸守殿 御返報

匡久 (花押)
隈江
匡久

二六四 隈江匡久書状

(前 三三 山)

又かなかミに迄御返候て、舟にものせず候、ませ御合力にてこそ候へ、但か
こへ御音信可有之歟、又庄内へ番之事「四郎殿」にて被仰候外、所々より無沙汰
候とてことのはかの御迷候に候、為御心得申候

貴殿さま此境就御越御音書則懸御目候、御悦喜之由、申せとて候、仍早
々可有御渡海候之処ニ、弥寝殿・肝付殿御待候之間、延引候、来十六舟
津まで両家可被立にて候、相州へ飛脚御下らせ候、去十一帰來候、又六
郎殿可有御出頭候、順逆殿様御法第令御頼之候、世中先々可然こそ候へ、
此節境日、一段用心可入事ニ候、恐々謹言、

(享禄二年カ)
六月十三日

「上書」

山田安芸守殿 御返報

二六五 隈江匡久書状

(山 冊)

又此状夜前認候、今朝更廻肝付三郎殿渡海候、今日者惠日候間、定明
日可被懸御目哉、次ニ桃山殿未渡海候、尚々い覽と存候、隨而庄内之
御義御着可然候、弥寝殿ハ例之延にて候哉、未不着候、

去十六日從肝付殿被遣使僧、同十二御出頭可目出度之由候条、同十七巳刻
程被解纜候、從時分思之欠吹晴候て、安々と御出船候、一里程紀伊守殿
被導出、御迎御出候

一遠十かたにて候間、御座舟從洛辺被留候、然処地下之海士共余多御
舟ニ添手汀ニ引のはせ候、一見物貴賤多々合手おかミ候キ、且者そ、
ろおもはゆく一御舟着候へハ、從豊州以大村方舟本ニ御礼候、一御宿
に御出候へハ、二郎四郎殿豊州へ御礼御申候、一此前にて其老中まで
御着之御礼雖可被仰候、そ忽之状被思召候間、斟酌ニ候、此等之趣以
大寺方、豊州へ被仰候、無其御返事、同從御屋形様大寺治部少輔方に
て遮而着之御礼被仰候、其御礼以二郎四郎殿御申候、老中へ恒吉佐渡
方にて被仰候、

一御宿ニ最前伊地知殿・梶原殿被參候、其後池袋殿・平田殿被參候、其後美久御内之方河口飛彈殿被參候、

一殿様御宿ニ遮而豊州御出候、其後以紀伊守殿 御屋形様ニ早々殿様御対面可有之中、被仰出候、其御覚悟候へと内義候条、如件例御酒御上候、豊州成廻程ニ御屋形へ御指出候て早々御參候へと被仰候条、やかて殿中へ御參、御目御懸候、目出度候、一殿中被明御障、御退出之刻、真幸使偕本田紀伊守殿、同又五郎殿、以同船參着候、音信御門外にて被聞召、豊州以談合、此等之趣被窺候處、□候間、無方面候、明口者惡日候、来十九可有御覽之出被仰出候間、殿様各々ニ先以御見參候、一此間者、連日風雨以之外ニ候つる處、御出船之期より天氣能候て爰元仕合、如意満色ニ候、偏ニ天道ニ御相叶候上者、頼敷存計候、何事も被任御心候、却おそろしく存候、此方之時儀ハ可然候、至爰止内三ヶ所候間、一ヶ所も越度候てハ何之由も有間敷候、御油断有ましく候、一周防殿・志々岐殿以別紙雖可申候、此方取乱又者使舟急候間、不能巨細候、此等之由可預御心得候、又此狀を両所へ可有御進候哉、志ふしへハ申上候、為御心得候、万期後音候、恐々謹言、
六月十七日 匡久在判

二六六 隈江匡久書狀

(山前二山)

尚々申候御名乗之事、御検査可然候、但不可過御思安候、

(志勝) 殿様此境就御清留、御音信御申之趣、致披露候、御祝着之由被仰候、

(志勝) 一、御屋形様 殿様江被召御酌候、然者則殿様御腰物御進上候、則御屋形様御腰物殿様江御取せ候、其外色々御懇之儀ニ候、

一、時久御奉公如前代御申候へと、以面御頼候、如此条、殿様威勢不及申候、一、相州御出頭相定候、一、赤肝座敷之上下依被争候、出頭延引候、豊殿色々以御辛勞、御屋形江被懸御目候、目出度候、一、美久相州御間御和融之義、是又御料理最中候、一、貴様御名乗御屋形様御名乗ニ候、如何ニ御分別候哉与殿様御意に候、為御心得候、毎事期後

音候、恐々謹言、

(享保二年九)

七月十日

(志勝家老隈江伊勢守匡久)

匡久 (花押)

「上書」

山田安芸守殿 御返報

隈江 匡久

二六七 隈江匡久書狀

(山冊)

尚々急々可有御越候

芝方貴境へ御答之出候、此前有方へ手仕可有候間、芝方者可有御進之由、上井但方へ 御意候つるか不被申届て候哉、来廿三可為仕役候、大崎人衆悉御帰候へと申せとて候、此旨各々へ可被仰聞せ候、此境無何事候、恐々謹言、
七月廿一日 匡久 (花押)

七月廿一日

山田安芸守殿 御行所

隈江伊勢守 匡久

二六八 隈江匡久書狀

(山冊)

尚々態々御音信畏入存候、此間取乱候まゝ令其沙汰候、無御心元存候、參上申候てこそ諸事可致御頼候、拙狀之式御免有へく候、

御札委細令拜見候畢、就中千田殿・村田殿・□かこ島へ御參之由被申候通蒙仰候、目出度候、随而母にて候者心地今月始之比より以外に煩敷候つる、程々之養生仕候へ共、不及了簡候之間、自今候之処ニ昨日よりちとよく候様に見得候ほとに悦喜不中及候事候、恐々謹言、
九月廿四日 匡久 (花押)

九月廿四日

山田安芸守殿 御返報

匡久

二六九 南樵雪名字書出

(寫)

小名字号山田

藤氏島津三郎二郎殿

実名

久義

于時天文三曆^甲三月 日

南樵雪 (花押)

二七〇 日置久參書狀

(口島前四四 山七)

尚々前日御使者畏入候、右馬殿ニ然々申与候、委得其意候由被申候、以後肝付境背仕候、八朔比可被相動趣之由候、彼雜説者毎々申散候、可有如何候哉、事夷之由候、御方御格護之城ニ御用心可入之由申候、可為何方候之哉、

先日者不寄存知候之處、以御使節鹿兒島之覺、御内儀乍勿論忝存候、仍貴久様之御老中御存分之趣、益房殿様右馬頭家景可有御光儀事、真幸ニ御逗留以來被承候、然種々詞難法難被申候、去年秋之末御越候、何共不及了簡、御逗留候、家景之迷惑不過之候、然処北郷殿・右馬頭以談合、三ヶ国旁被頼存候、此人衆不被相加衆、桃山殿・肝付殿・北原殿・伊地知殿此四人之由候哉、驚存候、我等頼候、右馬頭企不被申候事、各々御存知之、前々日本國中諸神諸仏、殊者正八幡大菩薩・鵜戸六所大権現・霧島大権現・天満大自在天神可罷蒙御罷候、少茂偽不申候、右馬頭存分無覚悟候、ケ様之虚言貴久老中へ從何方被申入候哉、無念之至候、如此之儀被聞召置候上ニ北郷殿御難儀可有御尋之由、貴久様仰事通承及頼候者、於身上子孫迄も御恩敷難有存候、次自肝付之使僧高崇寺、肝付玄蕃允方為使者越候時、拙者可有様之存分申出候、于今存知、右之段肝鹿へ虚言被申上候、ケ様之儀者毎々申候間、中々無申事候、世上之魅迷惑之まゝ令申候、万一之時者、鹿伊之老中ハ御心得憑存候事候、恐々謹言、

(朱)

「天文四年歟」

七月廿六日

久參 (花押)

日置伊勢守

久參

上書

山田殿

數祿殿 御宿所

二七一 某田地注文案

(山冊)

一、西之蘭門

一段町 上岩井田

町 まへ田

一反十 榎田

十歩 井せう

一反町 瀬戸の口

以上五段町

天正四年丙子二月吉日

山田河内守殿

二七二 親宗・時成書狀案

(山冊)

又三方よりかちたうかやうニかりまた五つらをつかのよりもひろくうたせてのつり ふりのくににて候外に御たつね候てうたせて給へきよし上意にて候、伊地知方もかつて候し下屋敷、別符伊豆殿方へ御遣あるへきよし上意候、伊豆殿方へも進れ度候へ共、不取敢候、御心候へく候、

御祝言於今難貴意候、猶以珍重ノ不可有尽期候、抑尾脇殿御知行分事、山田ニ御持の在所かり申候て古田方へ遣候、為其代可遣候由被仰出候、尾脇殿御意通再三阿多殿取合敷申候へ共、余ニ御子息二郎御たかい候間、聞召入られまじき 上意にて候間、不及是非候、彼地事急々御知行候ハてハ 御意もあしく候へく候、無御異儀、早々御知行候へく候、猶々尾脇殿御事さのミノ御申候者、御身にむけ候ても面目あるまじきやう

の上意にて候間、如此候て申候、

一大方との御座候時、下屋敷三ヶ所御持候し一ヶ所者御中間又四郎給て候、今二ヶ所候内二ヶ所ちかまとのに御つかはしあるへく候、近間殿このにより候て御つかはし候へく候、

一板の事中て候し、今時分かはともおほくとせられ候へと御意候、一御寺の具足達々かそへてく下候やうに御計候へく候、諸事期後信候、恐々謹言、

二月三日

親宗 (花押)
時成 (花押)

二七三 某書状案

(山冊)

雖未申通候、以事次申入候、抑進代官候、被懸御意、預御扶持候者、可為恐悦候、兼又比興至極候へ共、一万正令進覽候、於向後者、細々可中承候、恐々謹言、

六月十一日

二七四 孝宗書状

(山冊)

御札之趣委細拜見仕候了、抑蒙仰候間、事細々披露仕候、而条道行候之間、日出悦喜仕候、珍重共御状を一見被申候間、就万事憑存候之通、能々中せと被申候、祢寝三郎九郎殿被遣候、あれの事共いつれもく候はと目出候、為其悦重而佐多又太郎殿今夜被越候、返々蒙仰候とをり不残披露仕候、今刻前後貴方之座を憑存外無他候出、殊申候、恐々謹言、

十一月十八日

孝宗 (花押)

二七五 道安書状

(山冊)

又□之事、万取乱ニよて其沙汰ニ付候間、散々之跡にて候、御察前二候、自然参会候者、以面可申承候、

如仰依無題目候無音被過候刻、御懇之預御音書候、喜悦候、仍先度於末吉從屋形様御使者始とて新納越後守方・池袋方預候間、其御札として又七進上可申心中に如此候て御祝儀時分御領内之荷物あけさせられへきよし承候、何方を野心ニ思食候て承候哉、不審存候、殊めくり・敷ね荷被上候由承候、驚存候、若比方なと難説共にてもやき様ニ候實、無御心元存候、連々懸御意候間、無御等閑候、内儀共承候者、可得其心候、頼存候、就中庄内之時、且かこ島より以御使僧、無事之儀、伊東へ御意候、其御返事等具被中候、然者其為にめしなされ候する事、かこ島御可預御心得候、式部少輔殿別而可預御心得候、恐々謹言、
(是より別もの歟)

十月廿一日

道安 (花押)

二七六 某書状斷簡

(山冊)

候、去三月晚吉松伊東衆以下而城被越候、遠江殿父子三人こくち二はまれ候、然者野上屋敷切入候処ニ合戦候、遠州三ヶ所除計之由候、太郎さ衛門殿敵刀にて四ヶ所切付候、又六郎殿ハすか斗ニ候、城衆各々動はいまだ品々不聞得候、和又五郎殿ハ打死候、敵ハ十四五人も矢所ニ射殺候へ共、敵よりも括にて不退候、此方よりも類不取候、午刻程ニ敵引退候、さる程ニ城衆軍候内ニ清水・姫木衆被繞候、涯分被動候中にも紀伊殿被動候て大手負ニ被成候、其衆ニ小島伊勢辛勞申て候なる、今度城衆油断して候処ニ無越度候、誠に 以下ナシ

二七七 某書状案

(山冊)

態示給候畏入候、仍北郷殿書状共進候、御披見候間満足申候、其後者彼方之時儀不承候、定而可申子細候者、可致注進候、就中横河之就夜討承子細候、如御意有村と申在所に討手差遣候人ハ不及申候、但親共候間、自然かたとをりにも罷越候する事も候するか、其時は承立涯分成敗申可立候、用公もし彼者おひ毛ちらしなんと候ハ、思召候ハん弓矢八幡も御照覧候へ、此方ハかたとをりに入遣候よし申候、此に時儀共返承候、かの盜討

取不遂候、無念存候、

二七八 上井仲五語文

(寫)

高麗渡ニ付条々事似手火箭
百ちやうノ仕立

一 ころさしにて可被參人ハ其心さしのほとを身にかへ可申上候事、

一 御めにかゝらさる人ハ御日にかけ候て後日帰朝之時御扶持を申遣へき事、

一 如何とかある人なりとも令同道候て御めにかけへく候事、もしならぬ事候ハ、永代我等同心たるへく候事、

一 火箭持候て可被參人ハ向後其首尾一途可申立事、

一 御帰朝之時一途御扶持を可申遣事、

一 御扶持なく候ハ、我等知行を立聚合中ニ可遣候事、

一 いづれもきりをおもふ人にをいては身にかへ可得御意候事、

右条々偽申ニをいてハ諸軍神之御罰をかふむるへく候也、仍如件、

高麗立案中

参

上井仲五 (花押)

二七九 山田民部少輔軍忠状案

(山田)

一 先年高麗渡海之例、上井仲吾すミ付を以、人衆二十人ほとすすめ、拙子「」自力ニ罷渡御奉公仕候事、

一 先年京衆さし下、高城籠城之時、上原兵部少輔殿を見次、罷籠、高名仕御奉公之事、

一 大学寺殿御銘日ニハ先年知行とも相当覚悟中時分ニハ一年ニ二度ツ、御まつり仕候へ共、當時少身に候間、かたのなとく聞目不中候、此度御加増とも被下候ハ、御まつりをも聞目中、又軍役をも可仕候、偏ニ御佗奉頼候、

以上

山田民部少輔

二八〇 大山村給地目録

(山田)

大山村給地分道苑之屋敷

山田民部少輔殿

ひんつるてん

上田壹反壹畝十九歩 壹石六斗四升壹合九勺

中田

中田貳反七畝廿六歩 三石三斗四升四合

かしノ本

下田壹段五畝十八歩 壹石五斗五升九合

くき崎

下田壹反四歩 壹石壹升三合

同

下田壹段貳畝十五歩 壹石二斗四升九合

荒田

荒田三反貳畝二歩 三石貳斗六合

坂本

荒田八畝 八斗

原敷四畝十歩 四斗三升三合三勺

田万壹町壹段七畝廿四歩

分米拾貳石七斗三升貳合

たう藪

上畠壹反五畝 壹石五斗

同所

上畠壹畝貳歩 一斗六合六勺

げんにう 本ノママ

下畠四畝 二斗四升

中より

荒畠壹畝十八歩 九升六合

二ツまた

山畑壹畝廿六歩 五升五合

小畑田

山畑拾歩 壹升

竹ノ下

山畑壹畝 二升

寺田門之内

助左衛門

淨免

主水助

彦左衛門

寺田門之内

新次郎

下小坂市

五郎左衛門

うき免

うせ人

同人

彦左衛門

彦左衛門

藤太

東ノ門之内

同人

はまいしつ門

新六

中ノ門之内

助十郎

同

同人

同門之内

助七

同

山畑六歩

六合

畠屋□□町□歩

分米式石五斗三升式合九勺

田畠屋敷合志町四反五畝十歩歩

分米□□式斗□升九合

(文禄力)
文ノ五式月廿三日

肱枕匣

二八一 山田七郎右衛門申状

(山冊)

覚

一 大崎之内菱田村□志布志野井藏村境□古川真向井門より田尾之門・宮之下門・下戸門・園田屋しき此五門之内ノ古川にて候、種子一□□之前後御座候、手前以苦勞仕明申度候、後日仕明次第御竿申請、白分之高二被召加可被下候、向後軍役可仕候、当分少身ニ而堪忍不罷成候ニ候間、仕明地御赦免候て可被下候、若於不罷成ハ前々荒地拾石五斗分申請候、其返地にも被下度候、仕明余分候者、仕明地御免之由、去々年より被仰出候間、自分之高二被召加可被下候、余り身躰及迷惑申候間、被付御心候て向後御奈公相勤申候様御披露奉頼候、以上、
丑ノ拾月拾七日
新納右衛門佐殿
山田七郎右衛門尉 (花押)

二八二 島津久元書状案

(山冊)

一筆申候 御当家ふるき書物御所持候ハ、然々成便宜之刻可被遣候、巨細ハ伊集院彦兵衛殿へ口状ニ申達候、恐々謹言、
七月十日
下野守
久元 (花押)

山田次郎右衛門尉殿 人々御中

二八三 島津久元書状

(山冊)

以上

先口伊集院彦兵衛殿被罷越時分、申入儀御座候、定而可相違与存候、弥御当家之古書物共於有之者、此者へ御持せ可給候、為其一筆如此候、恐々謹言、
八月十三日
下野守
久元 (花押)

山田次郎右衛門尉殿
(久武)

人々御中

二八四 島津久元書状

(山冊)

尚々先日借用申候書物相返し申候、委に入日然と御入候可有御覽候、以上
態申候、御手前之家之系図借用申度候間、此飛脚ニ高山迄御持せ可有候、大事成物ニ而候得共、急ニ入用候間、申進之候、恐惶謹言、
九月廿四日
島津下野守
久元 (花押)

山田次郎右衛門尉殿
(久武)

人々御中

二八五 山田七郎右衛門申状控

(山冊)

覚

山田之先祖式部少輔忠継与申候、即 御当家御二代目 忠義様之宗領にて候得共、他腹之故、谷山之山田村を被下候ニ付、式部少輔山田を名乗于今連統申、就夫山田之宗領なと、申人於有之者、我等江可被仰間候、代々相伝候書物多々御座候間、相談可申候、当時外城へ被召置候条、公儀御出合能様ニ奉頼候、ケ様之儀以来之為ニ存候間、被聞召置候而可被下様ニ御披露奉頼候、以上、
寛永八年拾月八日
山田七郎右衛門 判
(久通)

二八六 山口筑前等連署書狀写

(山冊)

覚写

四ヶ所内伊作衆ニ而先年御弓箭内加瀬田於川口我等先祖山田加賀入道戦死仕候、其子加瀬右衛門六年弓箭之内伊集院ニ而戦死仕候、其子加瀬兵衛与為申者上洛仕、相果申候、其子幼少之故母方名字を名乗、当分如此候、同者本名字名乗申度候間、御理申入候、御入魂本望存候、以上、

寛永八年霜月十五日

山口 筑前 判

(久武)
山田次郎右衛門殿

同 勘左衛門 判

(久通)
同 七郎右衛門殿

二八七 山田久通書狀案

(山冊)

態使札令披見候、年内ハ差越被成候処ニ其後一書ニ而も申入候、扱ハ又貴者先祖山田名字之由承候、就其爰元書物見合申候ヘハ山田加賀入道与御座候、御方書物無替儀候之間、山田名字を名乗可被成候、乍去野州様御方前より能々御中上可被成候、其子細者山田名字之事ハ如御存御家ニ付無別儀候間、野州様於御合点者可然と存候、余者期後時候、恐惶謹言、

中二月十五日

山田七郎右衛門

久通 判

山口筑前守殿

同勘左衛門殿

猶々令申候、次郎右衛門ヘ相尋申候間、御報申入候、親事同前可申入候ヘ共、拙子前より中せとて候間、如此ニ候、以上、

二八八 山田七郎右衛門書狀

(山冊)

猶々親次郎右衛門ヘ相尋御報申入候、以上、

御札令披見候、如仰年内ハ差越被成候ニ、無調法之至候、扱又御方先祖

山田名字之儀承候、就夫此方書物見合申候ヘハ山田加賀入道と御座候、御方書物無替儀候間、山田名字御名乗可被成候、併山田名字之儀ハ御家ニ付無別儀候間、野州様江能々御中被成、於御合点者可然と存候、余者期後音之時候、恐惶謹言、

八月十七日

山田七郎右衛門

(久通)
志□

本ノママ

山口 筑前殿
同勘左衛門殿

二八九 山田次郎右衛門申狀控

(山冊)

覚留

一、私先祖式部太郎忠繼者 御当家御二代 忠時公地腹之長男ニ而御座候、依之從 忠時公谷山之耶並牛屎之院地頭職を被下、谷山山田村三拾町領地仕、号山田、牛屎之院三百町をも領地仕候、忠時公以来 御代々之御証判、鎌倉執權之御下知狀、京都將軍家御代々之御下文、其外之証書等式百程至今所持仕候、其後右領地方々御繰替被下候而私より四代以前之出羽忠時代迄ハ市成ヲ迄所ニ被下罷居候処ニ、肝付家より多勢取懸申候節、一族家来共六拾三人戦死仕候、其後市成難控、曾於郡ニ退去仕候、夫より飯肥・綾・帖佐・志布志と被召移、于今罷在候、

一、先祖代々無別心御奉公仕候、就中文明中御一門中逆意之衆多候得共、奉守御一筋御味方申上候、

右両条誠太抵之儀ニ御座候得共、事永候間、先以為御覽有増書付口上書ニ相添差上申候、系図文書於御用者重而差上可申候、以上、
巳正月廿日 山田次郎右衛門

二九〇 山田七郎右衛門申狀控

(山冊)

口上覚留

私家之儀、奉對 御家段々由緒御座候、尤代々御奉公仕候段其紛無之候、依其御訴訟ニ奉存候ハ、此節鹿兒島へ被召移相応ニ被召仕被下度奉存候、外城へ罷在候而者万事大方ニ罷成、至子孫者家之一筋をも存間敷と念遣ニ存候、山田之家之儀別紙ニ有増書付相添申候、乍此上文書於御用者差上可申候、此等之趣有辨宜様添書被成願相達候様ニ、御地頭様へ被仰上可被下事頼存候、以上、

巳四月廿日

山田七郎右衛門

御覽衆中

二九一 山田九郎左衛門申状

(山冊)

口上覚

乍恐申上候、我家之元祖式部少輔忠継者御家二代 忠時公他腹之御長男ニ而、從 忠時公牛屎之院並谷山郡之内山田村・宇宿・宮里・中村地頭職被下置山田を以家号ニ被仰付、忠継以來 御代々様証文、又者鎌倉執權京都將軍御下知状、御下文等之文書余多所持仕候、忠継より至于私血脉斷絶不仕相統仕来、數代御代御奉公仕候、忠継より六代目出羽守久興代ニ市成領地被仰付、彼地江罷移候處、十一代目出羽守忠時代肝付家叛逆之節及合戦、忠時を初一族共悉致戦死候、其子又七郎久武幼穉有之、市成領地難仕候ニ付、曾於郡江退居仕、夫より飯肥・綾・帖佐ニ被召移候、右次第ニ付衰微仕候處、志布志之儀堺目ニ候故、在番可仕由被仰付、彼地江引越、數代相勤罷居申候處、祖父山田七郎右衛門代ニ家筋御取次を以、年頭諸地頭並 御目見可被仰付旨被仰出置、今以不相替 御目見被仰付来候、親山田次郎右衛門代御当地引越之願申上、願之通御免被仰付、家内召列引越候處、先年祖父並親長々大病相煩、段々藥用等仕候得共、其詮も無之、私弟山田七郎右衛門儀も病氣差起養生不相叶、私嫡子山田孫五郎並娘事も引統大病相煩候ニ付、藥用人參等大分ニ相用候得共、其詮無之、右通之不幸故、病用無抛物入差起、持高之内相払弁方仕候得共、過分之銀高ニ候故、他借を以乍漸償置候ニ付、当分元利七貫目余ニ罷成、持高九拾石八斗六升四合七勺五才之内三拾石分者先祖代より志

布志へ罷在候ニ男家之者共江前々より所務米遣来、四拾石分者他借方ニ引當置申候、殘高を以難去家内七人介抱仕申終ニ御座候故、他借銀年々利払進も難成、先様所帶取続候、見当一円無之、私江先年徳之島代官被仰付、渡海仕候得共、凶年之嗣ニ而御蔭も無之、先祖共之一筋を以今一往島方代官又者於御当地所帶続方之余勢ニも罷成候、御奉公方御憐愍之上御見合を以被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以家内介抱仕、往々御奉公相勤申度念願奉存候、ケ様申上候儀誠以如何之儀非本意奉存候得共、適難有被召立置候家筋數代御奉公をも勤来候處、私代ニ至御奉公をも難相勤辨ニ罷成候儀、対先祖何共残念至極存申候、重疊自由ケ間敷申上事ニ奉存候得共、先祖共之一筋を以何分ニも御救被仰付下度奉願候、此等之趣を以被仰上可被下儀奉頼候、以上、

巳七月廿日

山田九郎左衛門

二番

小与頭衆中

右之通申出趣承届別条無御座候、私共小与申之故、次書如斯御座候、以上、

小与頭 南郷休左衛門

右 同 梅田九左衛門

右 同 伊地知弥平太

右同親類故印形不仕候

山田覚太夫

三番

与所

二九二 山田家由緒書上控

(山冊)

覚

一御家二代目 忠義様より山田之家わかれ為申之由候、就其山田之先祖給地分谷山之郡山田三拾町五ヶ之別府五町五段並牛久曾之院ニ三百町被下候事
付 御先祖御代々之御判形書物通ニ御座候事

一祖父山田出羽守迄ハ市成を一所ニ被下罷居候処ニ肝付乱之時、一家年比之者共六十三人戦死仕候、それより市成を拾、曾於郡へ数年罷居候処ニ飢肥・綾・帖佐、志布志方々へ被召移候へとも、終御手付無御座候故、小身ニ而弥つかれ果、当分迷惑ニ相極中候条、少御手付をも被下候様ニ此度御佗申上候事

一親次右衛門尉、如右方々へ罷移、其上京勢差下り、日州高城籠城之刻、次郎右衛門尉初手ニ高城へ走入申、跡手之人数迄くり入、其内敵打首二ツ御座候、内一ツハ次郎右衛門尉打捕被中、首二ツニ而軍拜御座候由候事

一高麗跡立ニ付上井仲五殿白力ニ而被為渡候御、次郎右衛門尉前より談合申数人相進同心申、罷渡御奉公仕候事

一前代公家衆大学寺殿流罪之由候而福島へ御着之時、御腹之由、被仰下、三月十二日ニ御切腹被成候、其刻山田検者仕候故、自前代当分迄、霜月十三日ニ其政相勤申候、付之大学寺殿内別当讃岐坊迄祭申候事、

右如申上候、御当家御譜代之者ニ而御座候へとも小身ニ罷成、当分勘忍不罷成、飢申跡ニ御座候間、何とぞ少之御手付をも被下候様ニ御佗言ニ奉存候、可然様御披露願候、已上、

二九三 山田七郎右衛門申状

(山田)

代々之御判戴頭仕候

一其後祖父出羽守迄ハ市成ヲ被下被罷居、肝付一乱之時、一家年比之者六拾三人戦死仕申候事

一夫より曾於郡へ数年無足ニ而堪忍仕候処、飢肥御手ニ參候刻、親次郎右衛門尉罷移京乱之砌、日州高城就御籠城多人衆走続申候、親次郎右衛門尉事も高城へ初手ニ走入申、それより跡手之人衆迎入御奉公為中迫被申候、其日敵打首二ツ御座候内一ツハ親次郎右衛門尉打捕被申、首二ツニ而軍拜御座候由、于今被申候事

一其後日州緩へ被召移、堪忍申候処、高麗跡立ニ付上井仲五殿白力ニ而御渡候御、諸人も其通ニ御奉公ニ相進申せ之由候而、次郎右衛門尉より

り数人勸申、同前ニ次郎右衛門尉も罷渡何様御奉公仕候、于今右之証文御座有申

一其已後帖佐へ被召移候而罷有候刻、庄内一乱付、志布志へ被召移申候事

(寺嶋)

一前代 公家衆大学殿被遊流罪福島へ御着候哉御腹之由被仰下、三月十三日ニ山田検者仕之由申伝候、左様成ニ付、從前代霜月十三日ニ者当分迄も其政相勤申候付、大学寺殿之内別当讃岐介方迄祭ヲ仕候、于今も大学寺殿御事福島大明神与被御祝、御縁日霜月十三日ニ而御座候事

右 御当家二代目より山田よりわかされ為申中伝候、至于御当家御佗言為申上出も無御座候、雖然当分無足之跡ニ御座候、其上外城へ堪忍申候へハ、御公儀をも不存上、終ニ御佗之儀不申上、身跡迷惑至極ニ御座候間、右之旨可然様ニ御披露願存候、以上、
寛永十八年 山田七郎右衛門 判

二九四 山田七郎右衛門申状控

(山田)

口上覚

私事鹿兒島江被召移度旨、去年奉願候御、達 貴聞、如古志布志御番手被 仰付候間、堅固ニ可相勤旨 御意候由被仰渡、謹而奉承知、先以難有次第ニ奉存候、重疊御訴申上候儀恐多奉存候得共、最前申上候通之筋目ニ而御座候間、年頭並被遊御着城候節、又去始而御目見或家督被仰付候時分者御太刀進上仕、御礼申上候様ニ被仰付度奉願候条、何とぞ願之筋ニ相達申候様ニ宜御披露偏ニ奉願候、以上、

九月廿一日

(久遠)
山田七郎右衛門

二九五 山田七郎右衛門借状

(山田)

借被下銀子借状之事

御物銀五貫目ハ 恒利ナシ

右者我等身上行迫ニ付、地頭島津中務殿迄御佗言申上候処ニ被成御披

露、為御手付御物銀借被下候處実正也、右銀を以志布志表之御蔵入知行高百石、当毛ノ上ニ而御買せ被成候、返上之儀ハ当年より以来七ヶ年限ニ上納可仕候、しち物として志布志内之倉村之内上出水之門、同月野村之内東屋敷、同安樂村之内竹ノ中門、高山新留村之内馬場之門、末吉諏訪方村之内五位領高百四拾石余知行名寄帳五冊上置候間、若返上於難儀ハ右知行其時之直成御算用を以、永代ニ可被召上候、相違之儀候ハ、口入可承候、為後日仍証文如斯候、以上、

「十三代久通六十一歳之年ニ而候」

承応貳年癸九月六日

借主 山田七郎右衛門 (花押)

口入 高崎 五右衛門 (花押)

堀四郎左衛門殿

相良 土佐殿

高崎惣右衛門殿

喜入久右衛門殿

此表返上皆済相済候故、借状並ニ質物ニ被上置候高百四十石名寄帳五本ノマ、札返也、

万治二年亥十二月十七日

市来次十郎

桂 外記

新納 縫殿殿

二九六 山田喜右衛門書状

(山冊)

懇御人を忝奉存候、弥御堅固ニ御勤被遊之由、目出度奉存候、此方御同前ニ御座候、

一、御氏族家之御改ニ付系図系継之代々此節系継被仰付之由、御覚書を以御記録所より為被仰渡之由ニ而写御持せを被下、委細被見候、左候処ニ爰元儀一昨晚方江右同前之御書付御記録所より御□□ニ而御座候、尤御記録所より但シ書ニ其□□貴殿方へ被仰渡等ニ候得共、左様ニ有之□□廻り遠ク故、直ニ被仰渡候、急度略系図相調差上ケ申

管ニ而御座候、

一、久興之ニ男信濃守式久三代之孫相門可被仰上由ニ付、此方式久之孫与訴可申出哉、如何与承候、此方儀先年被成下候通と忠通より代々我等子共迄を此節相記差上可申覚悟ニ御座候、何ぞ至此節ニ訴共申上候覚悟ニ而も無御座候、是等之段為御心得如此御座候、

一、志布志士山田弥右衛門儀此方系図ニハ□□御座候、是等之段ハ書違ニ而も候哉、別ニ□□和見得不申候、然共右弥左衛門跡々御存之通□右京事為猶子參候、其誤大跡可申上候、弥右衛門儀を弥左衛門と書違共ニ而ハ候ハハ候与存申候、是等之段ハ貴殿よりも被御氣附何ぞ御尋共御座候節、御取合奉願候、

一、弥次郎久信子孫之儀ハ弥次郎早死□子孫無之と伝申候、是等之趣可申上□存中候、

右兩人之儀任御下知ニ家伝之筋ハ可申上候、若相違之儀共御座候ハ、御問合可申上候、

右段々之儀付而ハ早速直ニ為存儀書□可申候、左様ニ御心得可被下候夜筆之故、大形ニ御座候、御免可被下候、

七月廿八日夜

山田喜右衛門

□田七 (郎右衛門) 門様

真 (花押)

二九七 山田七郎右衛門書状留

(山冊)

留

一筆致啓達候、然ハ孫六殿家筋之儀ニ付六兵衛殿儀毎々御越段太儀ニ存候、依之今日御記録所より御覚書ヲ以被仰越候ハ、孫六殿家筋之古キ書物且又庶流ニ相究り候分、委細ニ書付、早々可差上之由、被仰渡候ニ付孫六殿家筋之書付ニ此方系図ニ引合見申候へ共、家別口之儀ハ相究為申儀者無之候、祖父七郎右衛門より平田清右衛門殿へ遺候状ニハ庶流と差免為申由、相見得申候、別ニ家筋為相究儀無之と申上候、尤孫六殿家筋之書物家伝書此方へ有之候書物之留不殘差上中候故、如御方遣申候間、早々差上可被成候、お成儀ハ六兵衛殿鹿兒島へ御越被成候而可然与存申

候、此段ハ孫六殿と御相談次第ニ可被成候、

亥五月廿六日

(久通)
山田七郎右衛門

土持六兵衛殿

山田 孫六殿

二九八 平田宗正達書

(山冊)

御方家之儀有由緒事候故、今度被奉願趣有之、達 綱貴公貴聴、子孫初而之御礼、家督之御礼者御太刀進上可仕候、年頭之御礼、御着城之御祝儀者諸地頭並 御目見仕、御太刀者不及進上之旨、被仰出候間、可被存此旨候、仍狀如件、

元禄三年庚十一月廿一日

平田新左衛門

宗正 (花押)

(久通)
山田七郎右衛門殿

二九九 記録所奉行触書

(山冊)

寛文九年己酉春從 太守様御氏族並他家系図可被遊 御覽之由、大田小平次・河野六兵衛ニ被仰付、兩人致相談、御氏族者不殘、他家者古來より一所を領し又者代々御家老職被仰付候家廿四氏撰出、其家々ニ申渡、系図並文書等を以相考被差出候上ニ而致談議、肝要之事斗を成程文字を省キ相記候而略系図にいたし、備 御覽候、其撰述者俄之事ニ候得者考之当否有之……

系図ニ可記伝之覚

一、元祖之家号を定候由……

右条々各為御心得如斯候、寛文九年より当年迄及式拾六年候条、子孫不相載又者考出之儀茂可有之候条成程不改落候様ニ可有之候、此度之

再撰ニ改落、又者考違於有之者別而殘念至極候、其上此系図近年中ニ又々御改被仰付儀不相知候条、互ニ遂御相談、到子孫無究不及異儀候様ニ可致候、各其覚悟可被成候、各家々ニ付相定候、日限之通ニ可被差出候、若及遲滞候得者障ニ罷成候条載後之儀者可及口能候、以上、

(元禄七年)

戌八月廿七日

御記録所

田中 五右衛門

伊地知助右衛門

三〇〇 記録所奉行達書

(山冊)

覚

先頃御記録所御用ニ付、貴家之文書數十通、被為差出置候處、此度之火事ニ於御藏ニ焼失候、其内ニ御記録ニ相載候文書有之候間、御公儀御写させ被遣管候、其外ニ前被為差出候品々不相知候条、本書被為出候節、若御方ニ扣写を被成置候ハ、可被差出候、其上ニ而詮議無別条文書者御写させ佐多豊前殿御判形ニ而御給之筈ニ候間、左様ニ御心得被成、早々可被差出候、以上、

子七月廿二日

御記録所

田中 五右衛門

伊地知助右衛門

志布志衆

(久通)

山田七郎右衛門殿

三〇一 山田九郎左衛門由緒書上控

(山冊)

覚

私家筋由緒之趣左条之通御座候、

一、元祖式部少輔忠繼 御家二代 忠時公他腹之御長男ニ而薩州牛屎院並谷山之内宇宿宮里中村等之地頭職被下置、山田ニ居住仕、以地名家号致候、且又越中国ふすまへの保為勲功之賞 將軍より被下置、嫡子並二男江致附与候趣、系圖ニ相見得申候、此外往古之儀口細相知不申候、

一、二代大隅忠貞事薩州牛屎院並谷山之郡地頭職不相替被下置候旨、從忠時公御証判之御書頂戴之仕全領地仕候、

一、三代土用熊丸代至り右地頭職不相替地頭いたし候、左候而右領地之内中村を叔父刑部江宇宿ヲ三郎江父忠貞より附屬仕候旨、文書ニも相見得申候、鎌倉執權御教書四通頂戴仕候、

一、八代加賀忠広其子安芸忠孝事

御家十一代 忠昌公御代別而抽忠節御感狀被下置候、其子式部久親其子出羽忠時迄ハ市成を領地仕、市成ニ居住仕候處、肝付家一乱之節、忠時其外一族悉戰死仕候、其子又七郎久武幼稚有之、市成居住難叶、曾於郡江退去仕、其已後飢肥御手入候節、彼地江被召移、其後帖佐綾方々江被召移、夫より漸々衰微仕候、右通十一代忠時迄者所々地頭職數代連續仕、御奉公相勤御代々様御証文並繪旨京都將軍家之御下文等數通頂戴仕候處、久武代より被下置候領地茂相離、綾ニ居住仕候、其後高麗入跡立有之候節、久武も白力ニ相渡御奉公相勤申候、且又庄内一乱之節、志布志之儀境日ニ而候間、在番可相勤旨被仰付、志布志へ罷移申候、其子七郎右衛門久道、其子次郎右衛門久貞、其子七郎右衛門久陳、其子次郎右衛門久福迄五代志布志江在番仕居候處、祖父七郎右衛門代ニ家筋由緒之訳申上候處、綱貴公達 御馳、子孫初而之御目見家督御礼御太刀進上可仕候、年首之御礼 御着城之御祝儀者諸地頭並ニ御目見仕、御太刀者不及進上之旨、被仰付難有仕合奉存候、其次郎右衛門代御当地引越之願申上、願之通御免被仰付、先年罷移申候、其御早速家格之儀、何分ニ茂御見合を以被仰付被下置旨奉願候處、代

々小番家格被仰付難有仕合奉存候、尤元祖忠繼より私代迄十七代血筋無斷絶相続仕来候、

一、私家元祖以來文書相伝仕来候處、祖父七郎右衛門代就御用御記録所江差出置申候、然処元禄九年子四月 御城御回録之節焼失いたし、綱貴公達 御馳、右文書子面判形如正文御記録所江被写置候写本を以、臨写被仰付百六拾五通五卷ニ御分、豊前殿裏封印ニ而正文不替致秘藏可伝子孫旨、元禄十年正月廿五日右五卷銘々豊前殿裏書ニ而被成下候文書所持仕候、

右私家筋為御見合大概如斯御座候、以上、

亥四月廿四日

山田九郎左衛門

于時文化九年壬申七月中旬山田八郎右衛門久柄書之改置也、

三〇二 島津山田氏系圖

(山冊)

▲忠繼

式部少輔、不家督者依他腹也、薩摩國內牛屎院同國谷郡内山田上別府等賜地頭職於慈父忠時而居住于山田、故号山田也、越中國ふすまへの保為勲功賞日將軍家充賜者也、然者後年欲以上保界嫡子太郎三郎以下保界二男福壽丸、

▲忠貞

初忠実、式部太郎三郎、式部少輔、大隅守、薩摩國內牛屎院地頭職文永二年九月廿日任父之讓狀、不可有相違旨文永三年一月廿二日祖父道弘賜御下文矣、薩摩國內谷山郡地頭職文永九年四月十七日祖父道弘讓賜之也

忠泰

号中村、福壽丸、次郎、刑部太輔

忠秀

号宇宿、三郎

忠重

号宮里、四郎

義清

民部少輔

忠武

又太郎

久元

女子

源三郎

忠季

式部大輔

義昌

兵部少輔

久友

忠光

玄養頭

次郎

女子

久國

忠清

河守

民部少輔

義政

又次郎

女子

式部太輔室

▲十用熊丸

薩摩國內谷山郡文永十二年二月十七日終父忠実讓賜之證會祖父大隅入道殿讓狀共賜之、次件領内二ヶ所賜二郎与三郎云々、

▲宗久

次郎丸、式部孫五郎入道々々、

文永十二年二月十七日果系統とうまろを慈父忠実讓賜之、同有自書之讓狀、建治二年九月十三日薩摩國谷山郡内山田之村並北別府限永代慈父忠実讓賜之、伊作家元如下野彦三郎左衛門尉久長同大隅左兵衛宗久二代之際、道慶為地頭代於廿ヶ年如其成功者、詳記伊作家父子之譜中故略于此矣、武藏修理亮英時誅伐之時、宗久軍忠之段、適于將軍家之間、元弘三年八月廿日沙弥道慶依世上願、自薩州去月十六日馳参旨、捧

祝書、其書之與記承了二字尊氏卿為加判以賜之、建武元年十一月廿六日豐前國草美彦三郎入道跡賜之、左衛門梅左判之繪旨有之、

建武三年正月廿七日鴨川原合戰時致軍忠之条、道鑑御見知也、同廿八日伯耆守長年若荒台捕和賀尾弥太郎並兵衛次郎、具參多々須川原合言上処可被誅戮之旨、直被仰下、即被斬畢、同晦日於五条河原致合戰之条、畠山小松孫太郎見知也、建武三年三月口、件数条呈捷書、其書之與記承了二字、賜道鑑加判之書矣、建武三年三月廿日以憑書自京都合戰之時、令供悉之旨送之於執事、其書之與書承了二字、高越後守師泰在判之書有之、此外數通書雖有之依繁略之、

直久

藤三郎イ

三郎丸、式部孫三郎

建治二年九月十三日薩摩國谷山郡内宇宿村慈父忠実讓賜之、

忠房

式部三郎太郎、上總介師久薩州高江築城、以使忠房等守件

城、為入米院軍門被攻落於当城、于時遂戰死畢、

忠興

尾張守、法名道善

忠光

忠家

式部三郎、將監、法名如天 三郎太郎、將監、法名道珍

忠興

忠常

忠俊

三郎太郎 七郎三郎、美作守
法名道慶 法名儀幸

▲忠經

初忠能、諸三郎丸、大隅式部諸三郎、九郎左衛門尉、法名柳冊、正中二年四月十九日薩摩國谷山郡内山田上別府兩村地頭職並相副關東御下知以下証文等限永代老父道慶讓賜之、又上別府之内横手駒走格野々々所者二男龜三郎丸讓賜之云々、同日伊集院並給察院兩院之内田園共限永代老父道慶讓賜之也、元弘三年八月五日式部少輔在判之有繪片、其文曰島津大隅式部諸三郎忠能龜三郎等当知行地被開食了云々、

良久

利久

彦六、三郎左衛門尉、加賀守、出羽守 初伊久、周防守
天性不順也、故違于老父道慶之心、既離於子之列矣、是以不讓得於殿步之所領也、

友久

久書

久依

龜三郎丸、式部孫三郎 左京進、參河守 孫五郎
掃部助、常陸守 法名堀流

▲久興

虎王丸 四郎、右京亮、出羽守入道玄威 延文四年己亥九月廿六日巳時誕生於鹿兒島官地、貞治六年二月十八日薩摩國谷山郡内山田上別府兩村並相副關東御下知証文等、慈父忠經讓給之、応安七年五月廿二日今川伊予入道了俊有狀、曰右京亮所望事可奉京都云々

応永十八年十一月十八日大隅國市成之内南持實事為給分太守久豐公賜之同日薩摩國山田内上別府事為本領上者不可有相違之旨久豐公賜証狀矣、此書之外雖有數通依繁略之、

忠繁

王大丸、式部彦七、

氏久公渡谷山引合戰之時、与本田弥七俱遂戰死畢、

▲忠尚

初忠豐、占王丸、三郎四郎、式部少輔、出羽守、入道聖榮

式久

三五郎丸、太郎三郎 信濃守 入道聖祐、
信濃守 入道聖祐、
大隅國肝付院於小原城
遂戰死、法名成準、号
揆觀、
治部少輔

忠方

泰久

忠通

久基

忠秀

忠重

式部少輔 右京亮

左京亮

又二郎

女子

三人

義種

女子

又助

義種室

▲忠広

三郎四郎、式部少輔、古賀守

秀久

弥次郎 淡路守

▲忠豊

四郎、式部少輔、河内守、安芸守、母州谷讚岐守久信女也、自最前至于今属于旗本 坂上相抱者、忠節之至所無比類也、到子々孫々不可忘却之旨、太守忠昌公七月十九日賜感懷矣、

▲久親

初久義、二郎二郎、式郎少輔、

式部太輔、上總介

久武

又七郎、忠時依無世子為猶子、彼跡連統矣

久老

久左衛門尉、備後守 久左衛門尉

女子

比志島彦太郎室

▲忠時

出羽守、播磨守、

駿河守

信

日州緩道場生持、

女子

木田源右衛門尉室、

▲久武

又七郎、民部少輔、次郎右衛門尉

永祿三年庚申正月廿四日誕生、忠時無世子、故為猶子彼跡連統也、

上總介忠道子也、

慶安五年壬辰八月十一日死、法名松菴宗親居士、

▲久通

七郎三郎、七郎右衛門尉

天正廿一年癸巳正月廿一日誕生

慶安元年戊子孟春癸卯日三州太守藤原守光公公有司自高祖忠久至當今一族本校而商集忠功賜之書以編大系圖、今年秋冬之交自家之書亦有可帶出之命、故元祖式部少輔忠繼以往常未混而所有之親書數百、久通流於日州致仁院志布志私宅、經海陸至薩陽府之官家、其中逸要者殆探拔二百許、使數輩書寫焉、以返賜本書於己、是間留帶者向三月且復有自家古譜文字紙綴書寫脫略而不審多般者、備之於國老島津國書

頭久通公之一覽而請去邪歸正、久通公許諾以考於群譜而後其是者存之其非者刪之、致古譜之紙綴、賜新寫系圖、珍藏百拜曰自他子孫繁茂壽算龜鶴且祝乃々歲、敢莫措矣、

忠增

權兵衛尉、寬太夫、慶長元年丙申正月廿八日誕生、母同于久通

光久公降命以忠增為鹿兒島之士多年務納殿職

貞享四年丁卯五月八日死、法名宗椿居士

忠張

七郎三郎、權兵衛尉、元和七年辛酉六月三日誕生、母志布志岩崎八郎

兵衛女、繼父納殿殿役、

寬永八年戊申八月二十二日死、法名秋山清紅居士、

女子

帖佐次左衛門宗秀妻

女子

家利彦左衛門重種妻

忠助

豐松丸、寬永十九年壬午四月二日誕生、忠助初為木脇次郎兵衛祐

婿養子後

▲久貞

諸三郎、次郎右衛門、元和九年癸亥二月十六日誕生、母志布志十岩松

駿河女、元祿七年甲戌十二月二十五日死、法名宗山宗德居士

忠持

三子郎

寬永十二年乙亥十一月十二日誕生

女子

母同前

伊勢治郎右衛門貞繼妻

鹿兒島県史料刊行委員会

(五十音順)

川越 正則	南日本新聞社
芳 即正	鹿兒島市教育委員会
北川 鉄三	鹿兒島大学教育学部
桐野 利彦	鹿兒島県立国分高等学校
五味 克夫	鹿兒島大学文理学部
郡山 良光	鹿兒島県立甲南高等学校
小西 四郎	東京大学史料編纂所
犀川 碁吉	鹿兒島県教育庁
竹内 理三	東京大学史料編纂所
原口 虎雄	鹿兒島大学水産学部
福満 武夫	鹿兒島新報社
宮下 満郎	鹿兒島県立鶴丸高等学校
村野 守次	鹿兒島県立甲南高等学校
桃園 恵真	鹿兒島大学文理学部

非売品

昭和三十九年十一月三十日

鹿兒島市山下町一七四

発行所 鹿兒島県立図書館

印刷所 鹿兒島県教員互助会印刷部

電話 ③五九五三番

鹿児島県史料集(V)

薩摩国山田文書(補正)

鹿児島県立図書館

一昨年、鹿児島県史料集(V)として「薩摩国山田文書」を刊行したが、原稿の不備であつたことや、校正の不十分であつたこと等からその後気付いた誤りは少なくない。しかし今これを全面的に改訂することは不可能であるので、史料集(VII)「薩摩国阿多郡関係史料・山田聖榮自記」が刊行される機会に、とりあえず正誤表と、掲載しなかつた山田七郎右衛門久通蔵とある旧記雑録収録の七通の文書を補足することとした。編者並びに校訂者としてその非力をお詫びすると共に、今後共一層の御叱正をいただきたく希っている。

(昭四一、一一、二三)

一 道助・忠国連署讓状案

(旧前一 島本伊集院忠国譜中 案文在山田七郎右衛門入道)

讓渡

薩摩国伊集院内門貫村田畠山野事

四至在本証文分明也

右、件田畠山野等者、道助相伝知行無相違、而子息兵衛三郎仁限永代所讓渡也、随相副鎮西御下知以下本証等乎、(是カ)於関東御公事者、任先例可令勤仕之、如此面々讓置之処、若自何子共中毛被違乱者、不可有子孫之儀、仍為後代之讓状如件、

嘉曆四年卯月三日

(忠親)
沙弥道助
嫡子忠国

二 恩賞目安案

(旧前一 伊作宗久譜中 正文在山田七郎右衛門久通)

目安

嶋津大隅左京進宗久法師法名道忠難抽拔群草忠、未浴恩賞、愁吟無極子細事

去年元弘四月廿八日繪旨、五月廿二日嶋津惣領上総入道々鑑下賜之、同廿

五日率一族以下群勢等、押寄鎮西管領英時城郭之刻、道忠為脇大將被差別群勢捨身命懸先攻戦之間、自身被疵、親類郎從等致分取生虜、抽軍忠之条、道鑑並大友近江入道具簡等遂検見之予細、具勒于状、被与奉奉行人大外記頼元方畢、凡於脇大將者惣大將一烈被抽賞之条、傍例不可勝計、爰限道忠一人、被准雜兵群勢等、相漏無偏之德化者、忽可失弓箭之面目者也矣、仍

目安

右書ニ有之
恩賞事目安案(マ)
二条殿・久親・大外記以上三万進之建武元二十六

三 島津道忠代道慶目安案 (同)

目安

(宗久)
嶋津左京入道道忠代道慶恐々言上申候筑後国小家庄地頭職事

一通 繪旨

右、地頭職者、志田三郎左衛門尉跡為勤功賞、去年十一月廿六日道忠拝領之間、任法可被沙汰居下地之由、就令言上、為章緒奉行、去十一日御沙汰之時、披露之刻、号当庄本主、志田三郎兵衛尉今年正月捧案塔繪旨、為御奉行、同日申沙汰之間、就之、可有御奏聞之由、有御沙汰間、章緒返給之条、令参差者也、如道忠所給繪旨者、志田三郎左衛門尉跡云々、武州誰人哉、不審也、若佐名敷、本主志田三郎左衛門尉者、関東当国司右馬權頭持時重代祓候人也、仍彼跡守護人度々關所注進之間、道忠去々年博多合戦之時、為脇大將身被疵之上、家僕郎從等大略手負、生虜分取等数輩之間、依彼賞令拝領之上者、争可被押御牒哉、御沙汰参差畢、朝敵与同之族落遁之後、經年月不蒙勅免、号本主掠給安堵繪旨、於令濫妨勤功地者、恩賞拝領之輩、争可全知行哉、其上安堵繪旨事、去々年十月以後一向止之、被与御牒之処、如此竟類、以不知行之地掠給御牒、令濫妨所々之間、是又去年十月以後、于今被關之、敢無沙汰、何況於繪旨哉、尤不可有之歟、將又本領並由緒地所望事、無別功者、不及御沙汰云々、彼仁朝敵与同之後、別功

何事哉、不顧身之咎、猥及上訴之条、罪科重疊也、旁以難及對揚敷、所詮於其身之許否、綸旨之真偽者、宜為上裁、至当庄者、為勲功賞上者、先賜御膝、為全知行、恐々目安如件、

建武二年二月 日

四 道 慶 書 狀 (同)

右書之裏三有之
仕候ところに、かゝるわつらいてき候よしを、一句出入候ハ、や、かせん

(載) (尋)

乃したいをいゝのせ、ねんころにたつねき候しあひた、かやうに存候、もし又目安を御せうもんなんともや候はんすらん、それにつけても、一句入たく存候、かやうの事も委申承候はんとして、けさまいりて候へ共、ものへ御出とて見参入候ハて、罷かへりて候、此事廿日披露申候はんする、と(等閑)

うかんあるましきよしを申され候、いつれも、御あんを給候て、御書は人にあつらへて、書候へく候、さのミ早々恐入候、恐々謹言、

たう慶 (花押)

二月十八日
進候、
目安案 伊作殿 拝領小家庄事

五 島津道憲申狀

(旧前一三 島本 伊作宗久譜中 案文在山田七郎)

嶋津大隅左京進入道々惠謹言上

欲早任英時誅伐時恩賞綸旨、賜御下文、全知行洞院左衛門督家候人志田

三郎左衛門尉 冥名跡筑後国小家庄間事

副進 綸旨 建武元年十一月廿六日

右、当庄者英時誅伐之時、為勲功之賞、去建武元年十一月廿六日令道憲拝領之間、於決斷所御牒申立、為三郎左衛門尉父子共左衛門督家候人之間、以彼御口入、申請鎮西了了侍侍從中納言殿仁依敷申、押御膝被仰出者、可替申、而其間暫可相待之由度々依蒙仰、兩方共為權門御身之間、謹其替互

相待之刻、幸為武家一頭御代之上者、賜御下文、備未來龜鏡為施弥弓箭面目、恐惶言上、

建武三年三月 日

六 島津友久等契狀案

(旧前二八 案文在山田七郎右衛門久通)

一 御当家或者被引縁者、或者依年來之知音、動背守護之下知、国家以及動

乱度々事、先祖以來口惜題目候、仍此番一家親類以一味同心之儀、一遍

ニ仰武久御成敗之儀、各可進退事

一 雖為親子兄弟年來之知音、對武久有存非儀族時者、依為旧好、再任可加教訓、若違背其儀者、直申入御成敗之儀、可致奔走事

(尋)

一 依三ヶ国代々伝變候、成敵成御方、近所他方私ニ雖締宿意、於此一筆以後者、不存旧惡、可為武久御為題目之時者、從前之捨舊憤、相互一味同心ニ可有扶助事

一 一家一味同心之談合之以後、万一不慮之子細出来、於一家中有不和之儀時者、自余之一家応一大事、武久受御意相憤、内外可存無為無事之儀事一寄々之所領依相交、有四過郷境論、百姓逃散、夜討山賊時者、相互三決斷候テ、可有其沙汰事

一 一家中如此申談候上者、談合之時不殘心中可申出候、縱又雖非愚意、可同衆中之儀過半之宣事

一 如此申談候衆中ニ、自然從屋形モ、無理之子細欲仰懸時者、相共ニ佗事可申事

右条々偽中候者、

御神名

文明十二年十月廿日

(朱書下同)

「相州家」
相模守友久

「薩州家」
薩摩守国久

「伊作」
式部大輔久逸
「豊州家」
修理亮忠廉
「知覧」
下野守忠山
「新納」
近江守忠統

七 島津武久契状案 (同)

御一家契約状

一 当家代々心々入他之手裏、国之成敗不事行候条、古今非案之処、此番
(警)
驚合一家、為一味同心之談合、打非可助理御心中共承知候、偏ニ諸天之
加護候、然者武久モ一味同心ニ可申談事

一 就大小事、此御旁不申談候テ、不可相計候、若有急速之事時者、於以後
可申披事

一 国々政道者、守先規、一家中申談、可致其成敗事

一 到一家親類国方内之者、及有存非儀族時者、再三可加催促、若無承引者

一家申談可致其沙汰事

一 一家親類一味同心ニ、不引親類兄弟縁者、我々可有扶助、專一之御談

合、代々ニ無比類候、如然御心中之時者、偏親与可憑存事

御神名

文明十二年十月廿日

武久

(序文正誤表)

頁	行	誤	正
右	6	以下忠興	以下忠経
7	7	七代忠尚	六代忠尚
8	8	六代久興	五代久興
9	9	十一代忠時	十代忠時
10	10	十六代久福	十一代久武
11	11	十三代久通	十五代久福
左	5	十六代久福	十二代久通
		古写本二卷	十五代久福
			古写本三卷

(本文正誤表)

頁	番	行	誤	正
1	1	2	追仰所領内	追仰件所領内
4	4	10	右件出革者	右件於革者
11	11	表題	僧きやうせい置文案道仏讓狀案	僧きやうせい置文案 (堂方)
13	13	18	こんけ宝田	こんけ宝田
14	14	9	たま／＼のほうせ給り候へハ	たま／＼のほうせ給ひ候へハ
16	16	2	と日のためにそうもんくたんと	と日のためにそうもんくたんのこ
19	19	1	うすくのこう	うすくのむら
25	25	2	(衍カ) うちうちのおくほ	うちうちのおくほ
27	27	2	甚自由者	甚自由也
30	30	1	いしゐんのうちうち	いしゐんのうちうち
32	32	4	申あつて候しあひた	申あつて候あひた
36	36	下 8	共以被弃置 依当參	必難称恩願 共以被弃置之畢 依為當參

薩摩国 山田 文書

